

磐梯町 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編)

令和7年〇月

福島県磐梯町

目 次

第1章 計画について

- 1. 地球温暖化対策実行計画・地方公共団体実行計画とは……………3
- 2. 区域施策編とは……………3
- 3. 事務事業編とは……………3

第2章 基本的事項

- 1. 計画策定の背景……………4
- 2. 計画の位置づけ、計画期間・基準年度・目標年度……………12
- 3. 対象とする温室効果ガス……………13
- 4. 二酸化炭素排出量の算定方法……………14

第3章 磐梯町の地域特性

- 1. 地域の概況……………15
- 2. 土地利用状況……………16
- 3. 人口……………16
- 4. 気象状況……………18
- 5. 産業……………20
- 6. 交通……………23
- 7. 廃棄物処理状況……………24
- 8. 脱炭素に向けたアンケート調査結果……………26

第4章 区域施策編

1. 目標達成に向けた取り組み	33
2. 町域から排出される温室効果ガスの現況把握と将来推計	37
3. 脱CO ₂ 計画の策定と温室効果ガスの排出削減目標	42
4. 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル	43
<補足>各主体の取り組み一覧	52

第5章 事務事業編

1. 対象とする範囲	55
2. 基準年度における温室効果ガス排出状況	55
3. 温室効果ガスの排出削減目標	57
4. 具体的な取り組み	58

第6章 気候の変化と将来予測、気候変動影響評価、適応策の検討

1. 気候の変化と将来予測、気候変動影響評価、適応策の検討	59
-------------------------------	----

第7章 推進・点検体制及び実施状況の公表

1. 計画の推進体制	66
2. 進捗管理・点検・評価・進捗状況の公表	68

資料編

1. 磐梯町地球温暖化実行計画調整会議の開催状況	71
2. 磐梯町地球温暖化実行計画各種アンケート実施概要	72

第1章 計画について

1. 地球温暖化対策実行計画・地方公共団体実行計画とは

「地球温暖化対策計画」（平成 28(2016)年 5 月 13 日閣議決定）は、国の削減目標を達成するための政策をまとめたものです。

「地方公共団体実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10(1998)年法律第 117 号、以下「温対法」）第 21 条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められる計画で、「地球温暖化対策計画」に基づき、温室効果ガスを削減するため、住民や企業などに率先して実行する施策を取りまとめた中長期的な計画としても位置付けられます。この「地方公共団体実行計画」は、大きく分けて「区域施策編」及び「事務事業編」の 2 つから構成されます。

2. 区域施策編とは

「区域施策編」は、地方公共団体の区域内の排出、すなわち住民・事業者も含む排出削減計画です。

計画内容は、国の「地球温暖化対策計画」に即し、区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める、温対法第 21 条第 3 項に基づく計画となります。その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるものとなります。

3. 事務事業編とは

「事務事業編」は、地方公共団体の施設・事業からの排出、すなわち事業者としての地方公共団体の温室効果ガスの「排出量の削減」及び「吸収作用の保全及び強化」のための措置に関する計画です。

計画内容は「区域施策編」と同じく、国の「地球温暖化対策計画」に即する必要があり、温対法第 21 条第 1 項に基づく計画となります。地方公共団体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画で、計画期間とその期間に達成すべき目標を設定し、目標を達成するために実施する措置の内容を定めるものです。

図 1 各計画の相関



動影響評価と対応策も記載していますが、地球温暖化による影響は、本町で生産されている米・トマト・ほうれん草等農業特産物を始めとした農作物の生産量減少や、名水百選に選ばれた龍ヶ沢湧水を代表とした磐梯西山麓湧水群にも水質悪化や水量の変化が懸念され、その他インフラ(交通)・ライフライン(水道・電気)への影響等、町民の皆さんの日常生活に迫る危機を招き始める段階まで進んでいる状況です。

気温上昇が1.5℃になると、50年に1度という高温は8.6倍に、10年に1度という大雨の頻度も1.5倍になるという予測もあり、加速度的に影響度が深まります。

この気温上昇は今ここで食い止めなければなりません。

(2) 地球温暖化対策を巡る国内外の動向

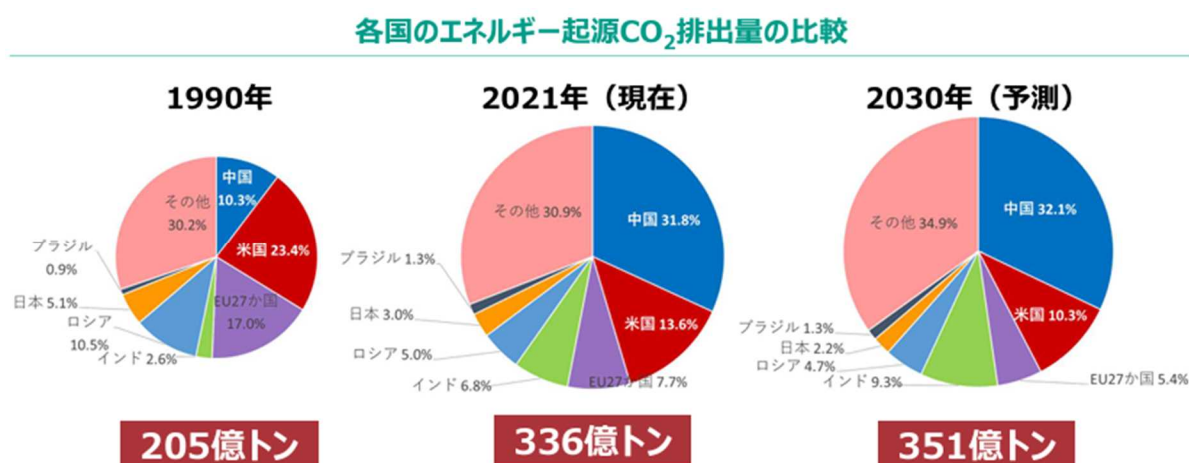
(2) - 1 国際的な動向

平成 27(2015)年に開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) でパリ協定が採択されました。それまでの京都議定書とは異なり、先進国・途上国の区別なく、すべてのパリ協定締約国 (195 か国・地域) が、温室効果ガスの削減目標を作成することとなり、世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が掲げられています。

また、平成 30(2018)年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇について、2℃を十分下回り 1.5℃の水準に抑えるためには、「二酸化炭素 (CO₂) 排出量を 2030 年までに 2010 年比約 45%削減、2050 年前後には正味ゼロに達する必要がある」と示唆しています。

こうした状況を踏まえ、世界各国でカーボンニュートラル実現に向けた取り組みが進められています。

図 2-1-3 各国のエネルギー起源 CO₂ 排出量の比較



[出典：環境省・経済産業省 気候変動対策の現状と今後の課題について R6.6]

図 2-1-4 主要国の中期・長期目標（令和 5(2023)年 12 月時点）

	中期目標	対象ガス	ネットゼロ 長期目標
日本	2030年度に▲46%（2013年度比） 50%の高みに向けて挑戦を続ける	全てのGHG	2050年
米国	2030年に▲50-52%（2005年比） ※2013年比▲45-47%相当	全てのGHG	2050年
英国	2030年に少なくとも▲68%（1990年比） ※2013年比▲55%相当 2035年までに▲78%（1990年比） ※2013年比▲69%相当	全てのGHG	2050年
EU (仏・伊)	2030年に少なくとも▲55%（1990年比） ※2013年比▲44%相当	全てのGHG	2050年
ドイツ	2030年に▲65%（1990年比） ※2013年比▲54%相当 2040年に▲88%（1990年比） ※2013年比▲84%相当	全てのGHG	2045年
カナダ	2030年までに▲40-45%（2005年比） ※2013年比▲39-44%相当	全てのGHG	2050年
中国	2030年までにCO ₂ 排出量を削減に転じさせる GDP当たりCO ₂ 排出量を▲65%減（2005年比）	CO ₂ のみ	2060年
インド	2030年までにGDP当たりCO ₂ 排出量を▲45%（2005年比） 発電設備容量の50%を非化石燃料電源	CO ₂ のみ	2070年
ブラジル	2025年までに▲37%（2005年比） 2030年までに▲50%（2005年比）	全てのGHG	2050年
アゼル バイジャン	2030年までに▲30%（1990年比）条件付き目標	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、 HFCs、PFCs	2050年までに ▲40%

[出典：環境省 地球環境局 国内外の最近の動向について（報告）R6.2.14]

また、平成 27(2015)年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」には、17 の目標と 169 のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。これは先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、国だけでなく地方公共団体、住民、事業者など全ての個人、団体が取組主体となっています。17 の目標は、経済、社会、環境の三側面を含むものであり、相互に関連しているため、統合的な解決が求められています。気候変動対策や再生可能エネルギーの拡大、森林保全等、地球温暖化対策をはじめとする環境問題の解決と同時に、社会、経済面の統合的向上を図る必要があります。

図 2-1-5 SDGs17 の目標



[出典：国連広報センター]

(2) - 2 国内の動向

国内では、内閣総理大臣が令和 2(2020)年 10 月の所信表明において、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

さらに、令和3(2021)年4月には、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく」旨が公表され、同年6月に温対法が施行されました。

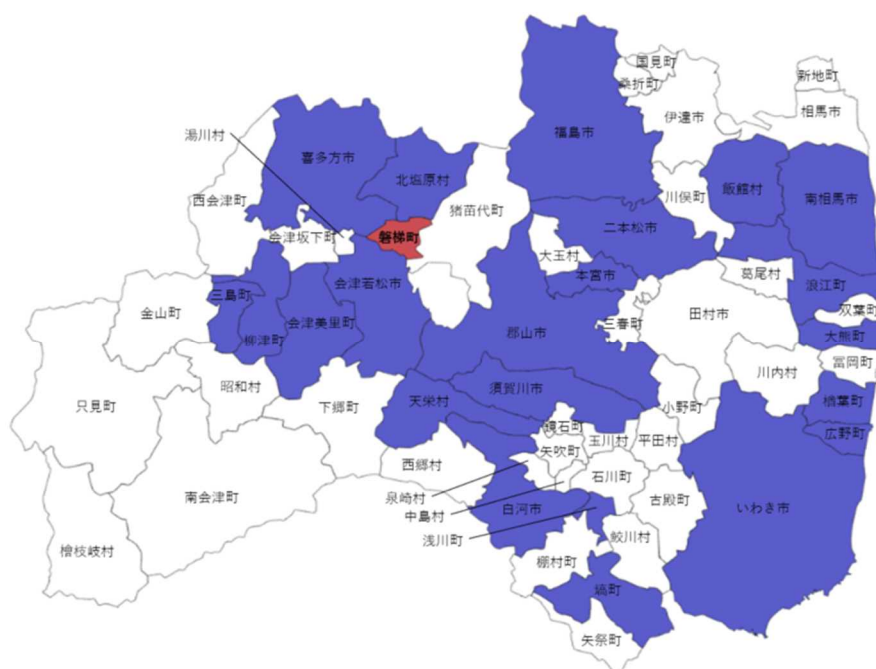
温対法では、令和 32(2050)年までの脱炭素社会の実現を見据え、地域脱炭素化促進事業に関する規定の追加等、地域における脱炭素化を促しています。

地域の脱炭素化促進のため、国・地方脱炭素実現会議において、令和3(2021)年6月に「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。地域脱炭素ロードマップでは、100か所の「脱炭素先行地域」を創出し、地域特性に応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけること、脱炭素の基盤となる重点対策（自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等）を全国津々浦々で実施することを示しています。「地域脱炭素ロードマップ」に則った取り組みが順調に進まなければ、気候変動をより加速させ、極端な気象や自然災害のリスクが高まるとともに、国際社会との約束を守れない事態となり、国際的信頼性の低下や経済的制裁等によって、競争力の低下を招く恐れもあります。

こうした国内外の潮流を受け、「2050 年に CO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすること」を目指す旨を表明する地方公共団体は増加し、全国各地で脱炭素化に向けた取り組みが進められています。

令和 6(2024)年 6 月末現在、本町を含む 1112 自治体が表明しています。

図 2-1-6 福島県における“2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ”表明自治体



(2) - 3 福島県の取り組み

福島県では、平成 23(2011)年 8 月、「福島県復興ビジョン」に原子力に依存しない社会を目指すことを明記したことなどを踏まえ、地球温暖化対策と原子力依存からの脱却を両立させると

いう困難な課題に取り組み、解決していくため、平成 25(2013)年 3 月に改定した推進計画に基づき、地球温暖化対策を推進してきました。

また、「福島県 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例（素案）」を制定し、2050 年カーボンニュートラルの実現、持続可能な脱炭素社会の形成を目指し「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」の策定を行いました。

それに伴い、情報発信サイト「福島県地球温暖化対策ポータル」《<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/ontai/>》を整備し、「福島県 2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けた地球温暖化対策に関する取り組み、トピックスや関連サイトなどを発信しています。

併せて、条例制定に関する県民意見公募（パブリック・コメント）を実施し、県民からも広く意見募集を行いました。

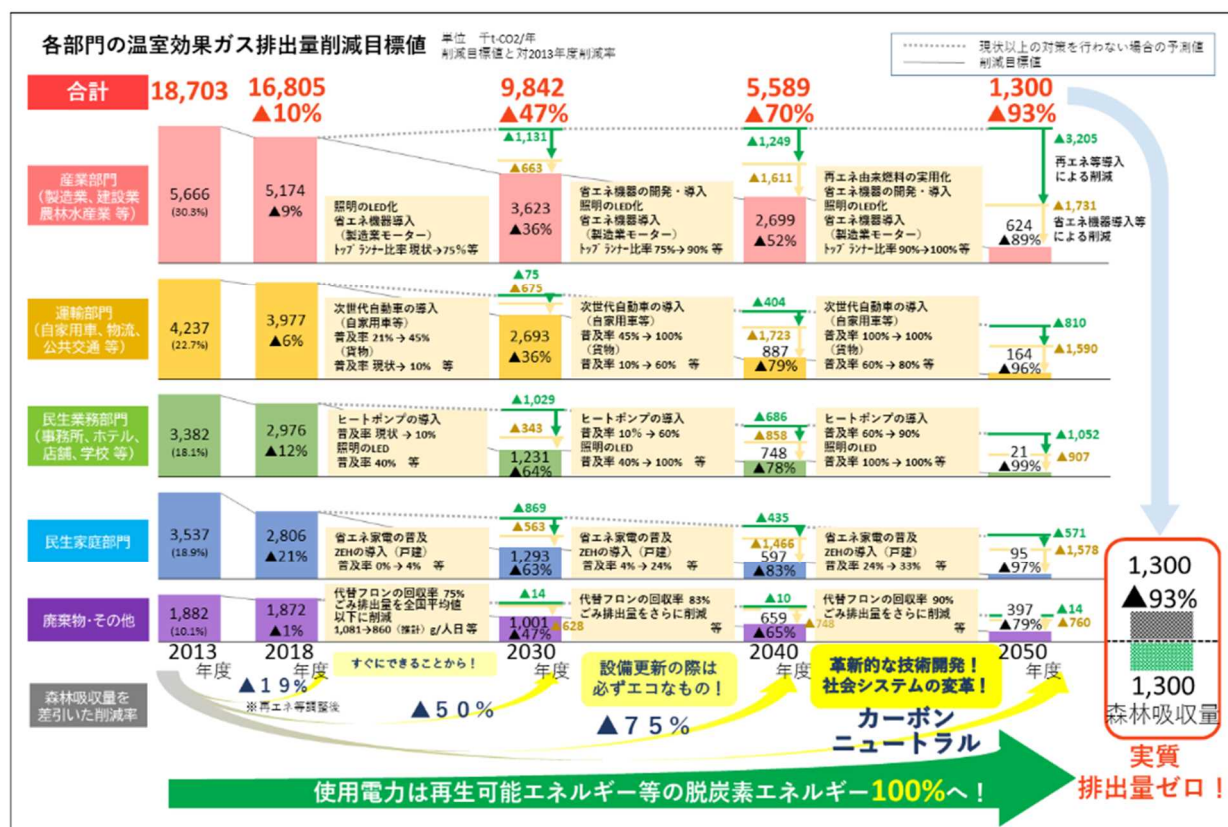
2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて、県民、民間団体、事業者、行政等がオール福島で連携して取り組むことを目的として、知事を代表とし、各団体代表を副代表とした新しい推進体制である「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を、令和 5 年(2023) 6 月 1 月に 216 団体・学識経験者 5 名によって設立しました。

令和 6(2024)年 2 月現在、新たに 3 団体の参画があり、参画団体数は 219 団体となっています。

同会議においては、令和 5(2023)年に「ふくしまカーボンニュートラル実現宣言」と「ふくしまカーボンニュートラル実現アクションプラン 2023」を制定し、県民と共により具体的にカーボンニュートラル実現に向けて活動していくための道しるべを作りました。

福島県では「ふくしまカーボンニュートラル実現会議」を中心として、オール福島での地球温暖化対策を引き続き推進しています。

図 2-1-7 「福島県 2050 年カーボンニュートラルロードマップ」



[出典：福島県地球温暖化対策ポータル]

(2)－4 磐梯町の取り組み

本町は、まちづくりの基本理念として「自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくり」を掲げております。そのためには持続可能なまちづくりが必要で、脱炭素は重要な要素です。

令和 5(2023)年 4 月に「磐梯町サステイナブル推進戦略会議」(現：磐梯町サステイナブルタウン推進戦略会議)を設置、行政・民間企業・町民が同じテーブルについて議論することで三位一体での取り組みが本格的に開始され、それを起点に継続的な施策・活動を展開しています。

町民有志が任意団体を設立し、生ごみの堆肥化を目指すための「コンポストなんでも相談会」を定期的を開催し、可燃ごみの減量と資源循環に向けた取り組みを開始しています。コンポストに必要な床材(生ごみを分解するための資材)を、町内で調達した落ち葉や米ぬかをを用いて自ら製造し、未利用資源の循環にも貢献しています。将来的には、町内から集められた生ごみを堆肥化し、それをを用いて農作物を育てるという資源循環の形を目指しています。

令和 5(2023)年 9 月には「磐梯町ゼロカーボン宣言」を行い、ごみの削減と再生可能エネルギーの普及やエネルギー利用の効率化について取り組みを加速させることを約束し、さらに令和 6(2024)年 10 月には「子や孫たちが暮らし続けたい魅力ある持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定」として、町内主要各企業・団体と連携協定を締結しています。焼却ごみの削減、資源循環の推進、再生可能エネルギーの導入・利用および脱炭素取り組みの推進を協定事項として、町内各企業・団体との連携でスピード感と推進力をもった持続可能な取り組みの体制を構築しています。その協定に加盟するウイスキー蒸留所から排出される廃麦汁、廃麦芽を飼料として町内牧場の乳牛に与えることで、廃棄物削減と資源循環に貢献すると同時に、その乳牛から獲れる牛乳を使って六次化商品を製造するなどが具体的に動き出ししている事例となります。

また、令和 6(2024)年 10 月には「ネイチャーポジティブ宣言」を発表しました。脱炭素社会実現のさらに先を見据え、生物多様性の損失を止め逆転させることを目指し、自然を回復軌道に乗せるための重要な一歩を踏み出しています。

他でも町内各地区や学校において、可燃ごみ削減についての勉強会開催、町広報誌への可燃ごみ削減状況の掲載、家庭用廃食油を専用のリターナブルボトルで回収、それを原料に製造したハンドソープを町内の施設で活用するなど、行政、民間企業、町民が一丸となってオール磐梯町で脱炭素社会の実現、地球温暖化対策を推進しています。

図 2-1-8 磐梯町サステイナブルタウン推進戦略会議



■参加者

【役場内】

- ・町長
- ・町民課、行政経営課、農業振興課 各課の課長、係長
- ・ばんだい振興公社(農業振興公社) プロジェクトマネージャー

【外部】

- ・サステイナブル推進マネージャー(座長)
大嶋氏(地域活性化起業人)
- ・福島大学 佐藤理夫教授
- ・地域電力企業(株)会津電力 折笠常務
- ・特定非営利活動法人おーでらす(里山資源ブランド化等) 今野代表理事
- ・包括連携協定企業(株)ガイアドリーム 2名

図 2-1-9 コンポストなんでも相談会



図 2-1-10 ゼロカーボン宣言文

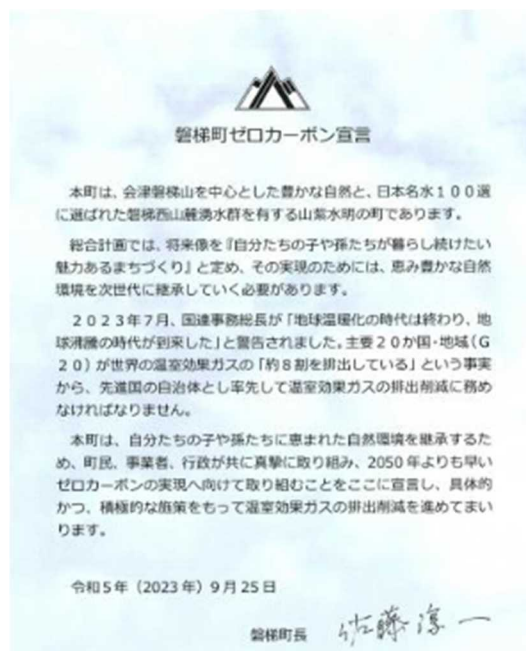


図 2-1-11

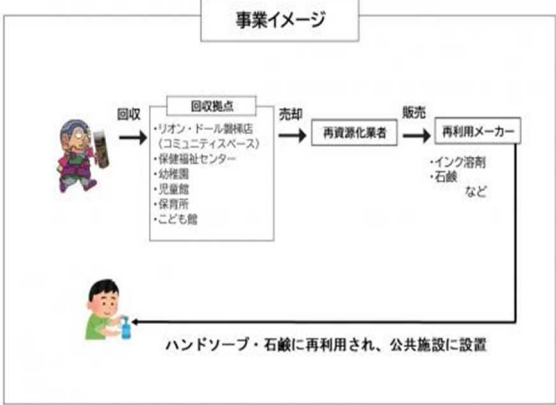
「子や孫たちが暮らし続けたい魅力ある持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定」



図 2-1-12 ネイチャーポジティブ宣言文



図 2-1-13 家庭用廃食油循環利用



回収用専用リターナルボトル

表 2-1-1 生ごみ 1t の焼却時 CO₂ 排出量

運搬に要する燃料から：	15.9kg
焼却に要する燃料から：	1,979.0kg
燃焼時の放出：	56.4kg
合計	2,051.3kg

[出典：NPO 法人 生ごみリサイクル全国ネットワーク]

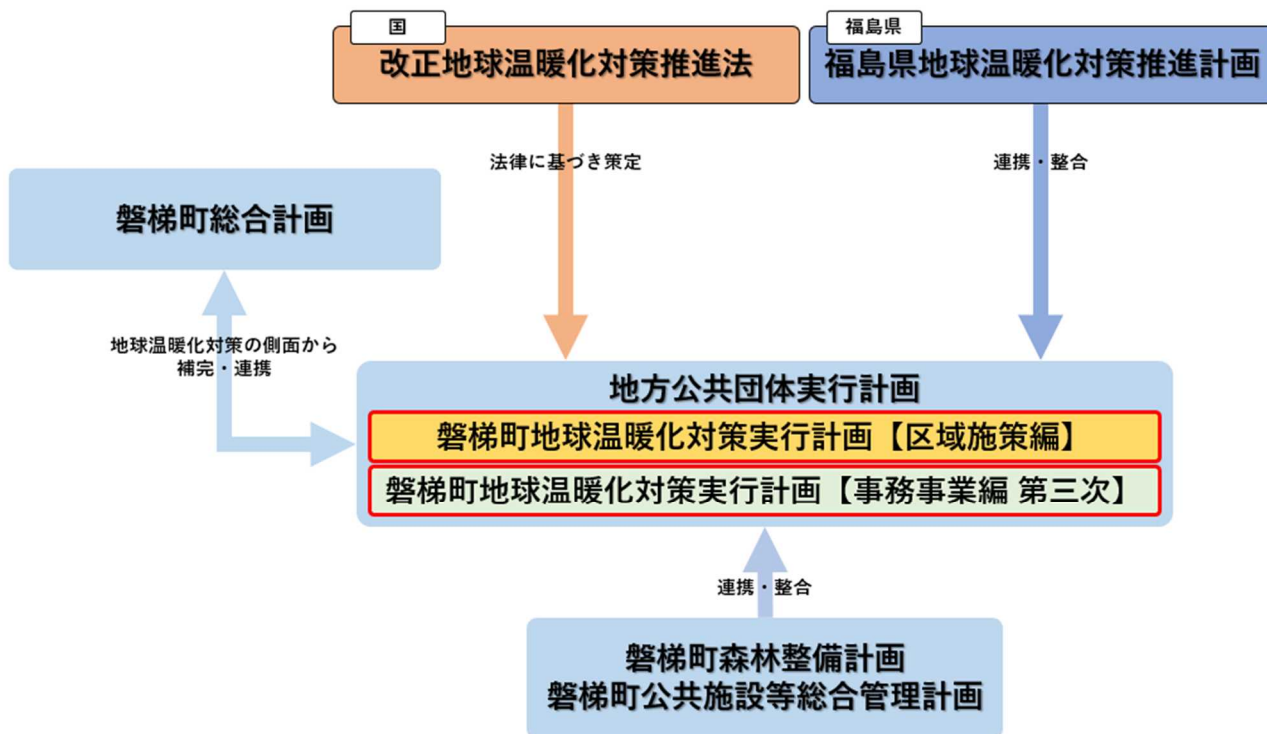
表 2-1-2 使用済み廃食油回収量

年月	回収量
2024年4月	40.50 kg
2024年5月	86.45 kg
2024年6月	39.13 kg
2024年7月	45.50 kg
2024年8月	46.87 kg
2024年9月	53.69 kg
2024年10月	68.25 kg
2024年11月	59.15 kg
2024年12月	55.97 kg
合計	495.50 kg

2. 計画の位置づけ、計画期間・基準年度・目標年度

(1) 計画の位置づけ

図 2-2-1 計画の位置づけ



本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項及び第 21 条第 3 項に基づく地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）として、磐梯町総合計画を地球温暖化対策の側面から補完する計画として策定します。改正地球温暖化対策推進法を根拠法令とし、福島県地球温暖化対策推進計画、磐梯町森林整備計画、磐梯町公共施設等総合管理計画等とも整合を図り推進していきます。

(2) 計画期間・基準年度・目標年度

国の地球温暖化対策計画、福島県地球温暖化対策推進計画を踏まえ、

計画期間：令和 7(2025)～令和 12(2030)年度の 6 年間

基準年度：平成 25(2013)年度

目標年度：短期目標として令和 12(2030)年度、中期目標として令和 22(2040)年度とします。

> 最終的な長期目標年度は令和 32(2050)年度

なお、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編第二次）」（以下「第二次」）を平成 27(2015)年 4 月に改訂しています。「地球温暖化対策実行計画（事務事業編第一次）」（以下「第一次」）時の計画最終年度である平成 26 (2014) 年度 kg-CO₂ 排出量が、第一次基準年度である平成 21(2009)年度比で 5%削減を目指す計画であったところ 13.5%増加となっております。また第二次で再設定された計画目標年度平成 31(2019)年度に向けての実績数値取得および削減取り組みも未実行であることから、新たに本計画にて第三次を立案、区域施策編と足並みを揃えた計画期間・基準年度・目標年度設定をすることとしました。

長期間での計画であるため、期間中においても社会情勢の変化や推進状況に応じ、適宜見直しを実施することとします。

3. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項において規定された温室効果ガスは7種類ありますが、本計画では排出比率の91.7%を占めている二酸化炭素(CO₂)を最初のターゲットとします。温室効果ガスの大部分を占めるCO₂の対策を優先しながら、残る温室効果ガスについても今後の計画見直し時に対象への組み入れを検討し、最終的な2050年カーボンニュートラル（温室効果ガス排出ゼロ）に向け取り組んでいきます。

表 2-3-1 温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動	比率 (%)
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源CO ₂	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用、廃棄物の原燃料使用等	91.4
	非エネルギー起源CO ₂ ※	燃料からの漏出、工業プロセス、廃棄物の焼却処分	
メタン(CH ₄)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理、コンポスト化	2.6
一酸化二窒素(N ₂ O)		燃料からの漏出、工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車・鉄道・船舶・航空機におけるエネルギー消費、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原料使用等、排水処理、コンポスト化	1.5
ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)		マグネシウム合金の鋳造、クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造、冷凍空調機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としてのHFCsの使用	4.0
パーフルオロカーボン類 (PFCs)		PFCsの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用、鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄	0.2
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		マグネシウム合金の鋳造、SF ₆ の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、電気機械器具の使用・点検・廃棄、粒子加速器の使用	0.2
三ふっ化窒素 (NF ₃)		NF ₃ の製造、半導体素子等の製造	0

(注) 排出量"0.0"は5万トン未満、シェア"0.0"は0.05未満

(単位：百万トンCO₂換算)

[出典：環境省：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）、

および2022年度の温室効果ガス排出・吸収量（詳細）より作成]

4. 二酸化炭素排出量の算定方法

電気、灯油、重油などのエネルギー使用量に政省令等で定められている排出係数(※3)を用いて算出することとし、『地方公共団体実行計画策定・管理支援システム (LAPSS)』などの管理システムを活用し進めることとします。

(※3)排出係数

電気 1kWh や灯油 1L といった燃料の単位生産量、単位消費量あたりどれだけ CO₂ を排出しているかを示す数値。
電気の場合、供給元の発電手法により排出係数が異なります。

第3章 磐梯町の地域特性

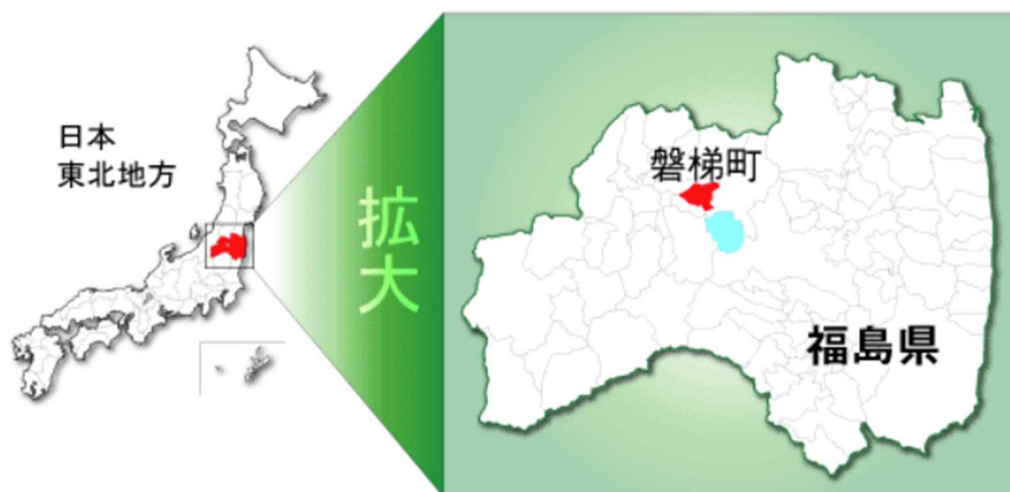
脱炭素社会を目指すためには、町の状況把握が欠かせません。磐梯町の地域特性＝磐梯町のリソース（資源）を把握し的確な CO₂ 排出削減の施策検討に活用していきます。

例えば、土地利用状況の把握は広大な土地を必要とする再生可能エネルギーの導入検討への活用、人口（過去の推移と将来推計）のパートでは年代別確認もしていますが、エネルギー消費等への高齢化・少子化進行の影響把握を行う、気象状況把握では温暖化や気象の傾向から将来のエネルギー需要や供給に対する影響を予測する、等への活用となります。

1. 地域の概況

本町は福島県の会津盆地北東部に位置する町で、北には磐梯朝日国立公園内の磐梯山や厩岳山・猫魔ヶ岳などの山々が連なっており、南には猪苗代湖を水源とする一級河川日橋川が流れています。地形は東西に 13.42 キロメートル・南北に 8.4 キロメートルと東西に広がり、総面積は 59.79 平方キロメートル、その約 7 割近くが森林に覆われており、山々の南山麓を扇状に広がる丘陵地や山麓の湧水を水源とする一級河川の大谷川に沿って、農用地や居住地を構成している農山村地帯で山紫水明な地域となっています。

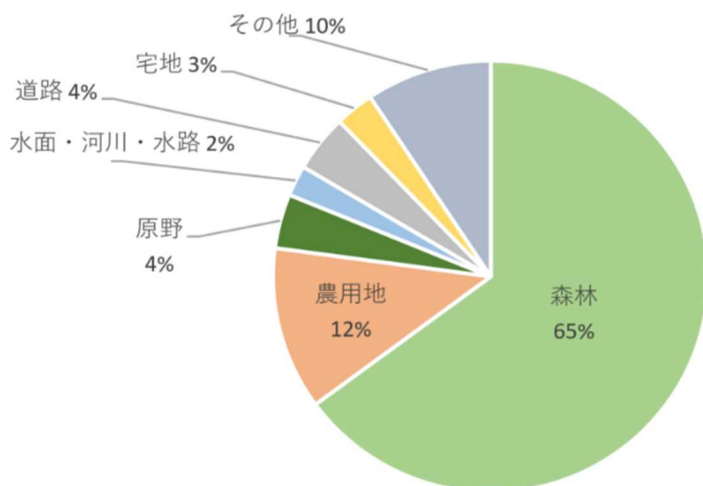
図 3-1-1 磐梯町位置図



2. 土地利用状況

本町の総面積 59.79 平方キロメートルのうち、森林が 38.74 平方キロメートルで 65%と最も高い割合を占めています。次いで農用地が 7.29 平方キロメートルで 12%、宅地は 1.72 平方キロメートルで 3%となっています。

図 3-2-1 土地種別割合



[出典：国土利用計画（磐梯町計画）R6.3]

3. 人口

本町の人口は、昭和 55(1980)年の 4,501 人より徐々に減少傾向にあります。平成 12 (2000) 年には 4,109 人まで減少し、その後も減少が続き、令和 6(2024)年時点では 3,209 人となり、昭和 55(1980)年の約 7 割となっています。

本町では「自分たちの子どもたちが住み続けたい魅力あるまちづくり」実現のため、人口 4,000 人を目指し、観光立地である磐梯町の魅力化を通じて、関係人口、愛着人口、そして定住人口の増加を目指しています。また、不足する住宅の整備、教育の魅力化、子育て支援の施策に取り組んでおります。

国立社会保障 人口問題研究所の将来推計人口によると、人口減少及び少子高齢化の進行によって、令和 32(2050)年には総人口が 2,035 人、それに占める 65 歳以上の割合が 40%を超過することが予測されています。

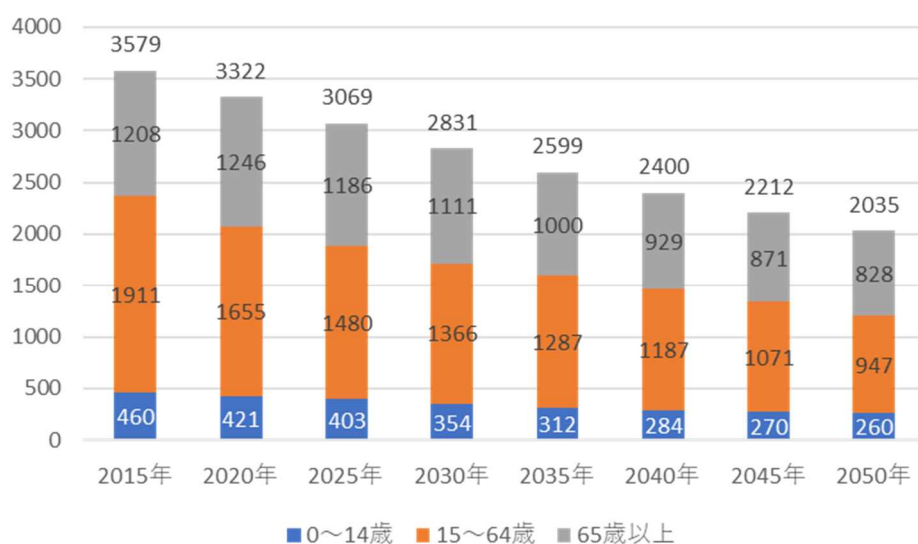
人口減少は日本全体で進行しているものではありませんが、脱炭素をきっかけにした来訪客の増加、環境関連企業の参入や、企業からの投資や支援を通じて、本町の人口増加に繋げていくことも重要な施策となります。

図 3-3-1 人口推移



[出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査]

図 3-3-2 人口の将来推計



[出典：国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来推計人口]

※5年ごとに統計をとっているため、2015年から掲載しています

図 3-3-3 地域脱炭素と地域課題解決の関連

経済・雇用	新規雇用創出	再生可能エネルギーや高エネルギー効率技術導入による新たなビジネスチャンスの産出、雇用創出
	地産地消	短距離輸送によるCO2排出減、地域経済の活性化
快適・利便	インフラ整備	公共交通機関整備等の持続可能な交通インフラで地域内移動の利便性向上、交通トラブルの減少
	断熱・気密向上	断熱・気密性能向上でエネルギー消費削減、これによるCO ₂ 排出減少
	環境改善	化石燃料使用減による有害物質削減で住民の健康向上や医療費の削減
循環経済	生産性向上	エネルギー効率の高い機器・技術の導入で、エネルギー消費削減、CO ₂ 排出減少
	資源活用	資源活用で廃棄物の減少と資源の効率的使用、資源採取や処理に伴うCO ₂ 排出減少
防災・減災	エネルギー確保	化石燃料に頼らない非常時のエネルギー減確保
	生態系保全	保全された生態系は気候変動等の外部ストレスに対し柔軟且つ強靱で、災害時の回復力を高めます。

4. 気象状況

本町は、温帯湿潤気候に分類され、四季がはっきりしており特に冬と夏の寒暖差が大きいことが特徴の気候となっています。

周辺の若松・猪苗代気象観測所のデータからも見てとれるように、地域の平均気温は上昇傾向にあり、1時間あたりの最大降水量も増加傾向にあります。

気温の上昇は、河川の水質環境や生態系、農業生産に影響を及ぼし、短時間強雨は土砂災害や洪水等の自然災害を引き起こす恐れがあります。

図 3-4-1 若松・猪苗代気象観測所における平均気温の推移

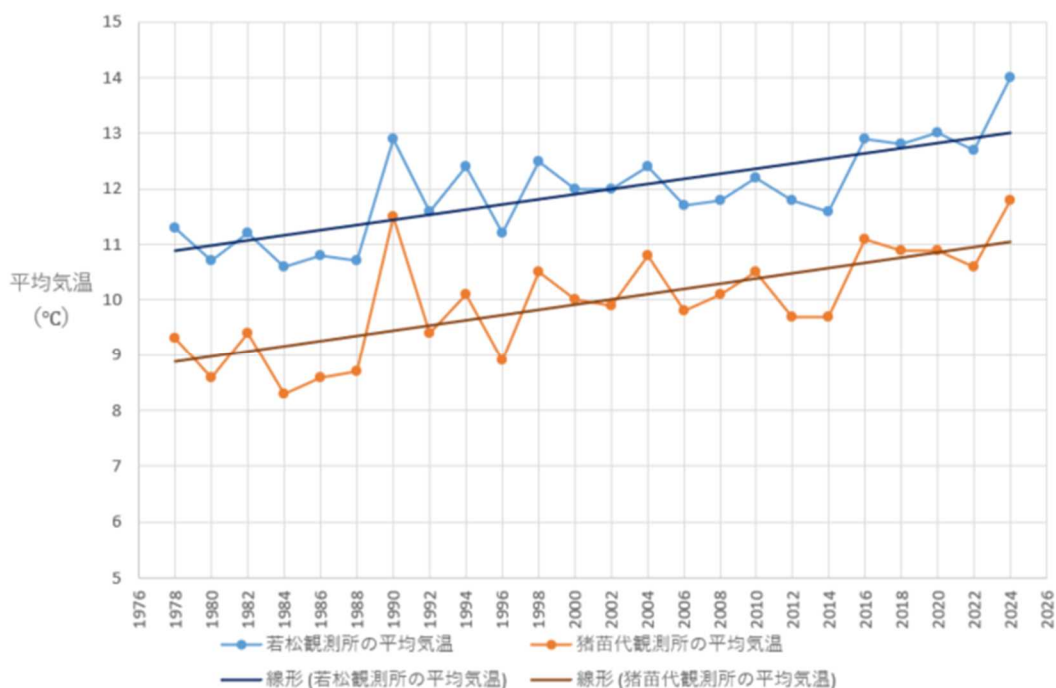
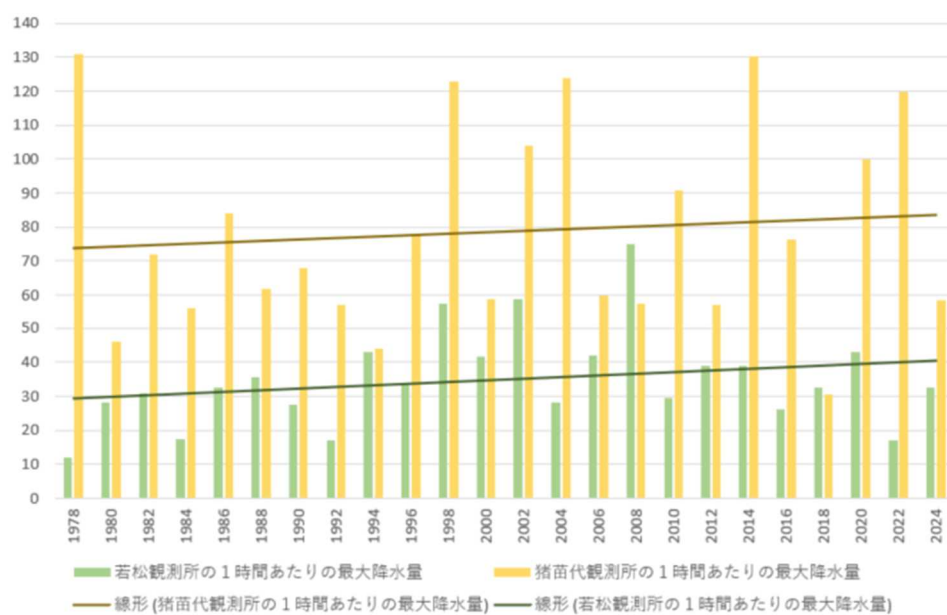


図 3-4-2 若松・猪苗代気象観測所における 1 時間あたり最大降水量の推移



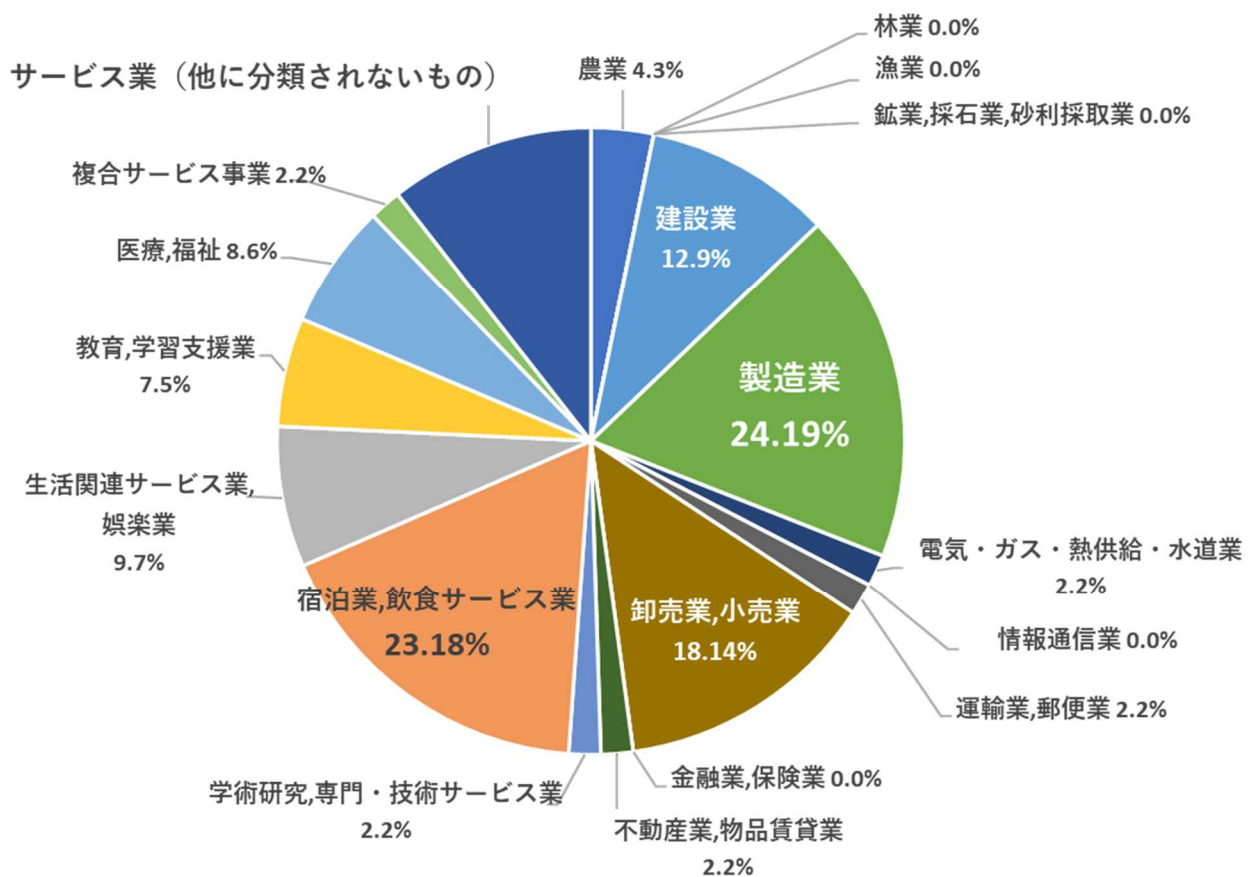
5. 産業

経済センサスによると、本町には 129 の事業所があり、その内訳は製造業が最も多く 24.19%、次いで宿泊業・飲食サービス業が 23.18%、卸売業・小売業が 18.14%となっています。

農業の割合は 4.3%となり、全国・福島県の割合と比較すると大きくなっています。

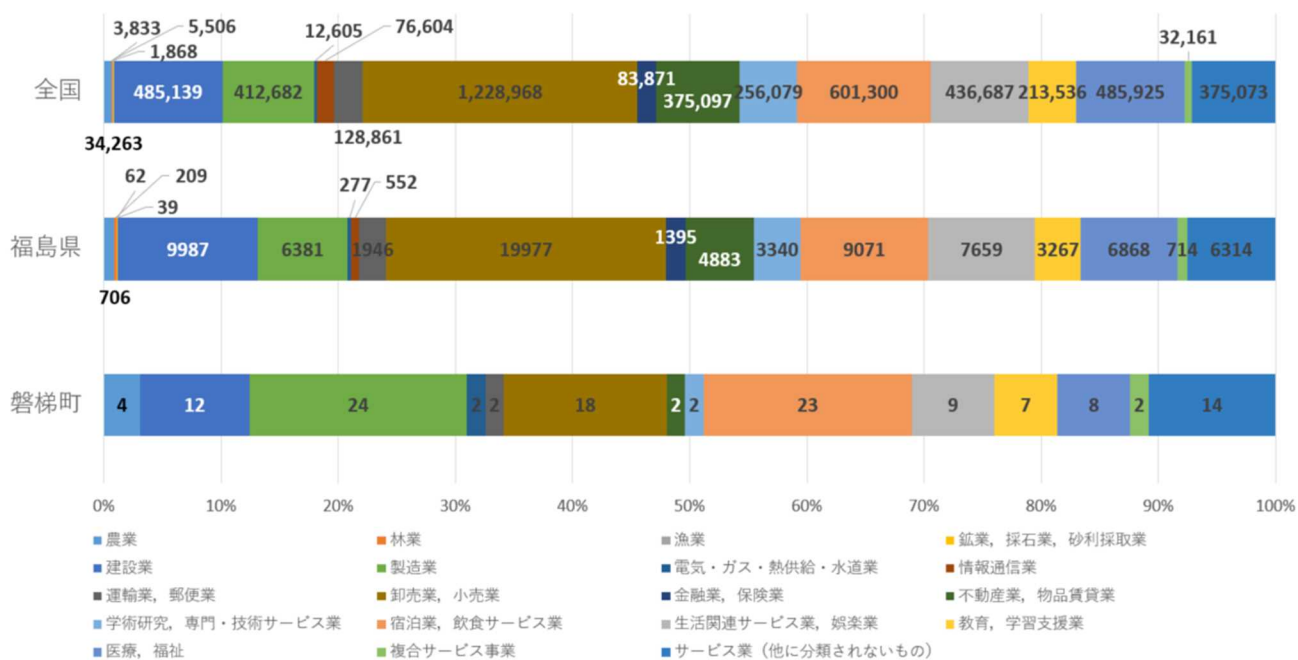
製造業は 24.19%ながら、従業員は本町内総従業員数 2,727 人中 1,896 人と 70%を占めており、非常に大きな割合となっています。

図 3-5-1 磐梯町の業種別事業所割合



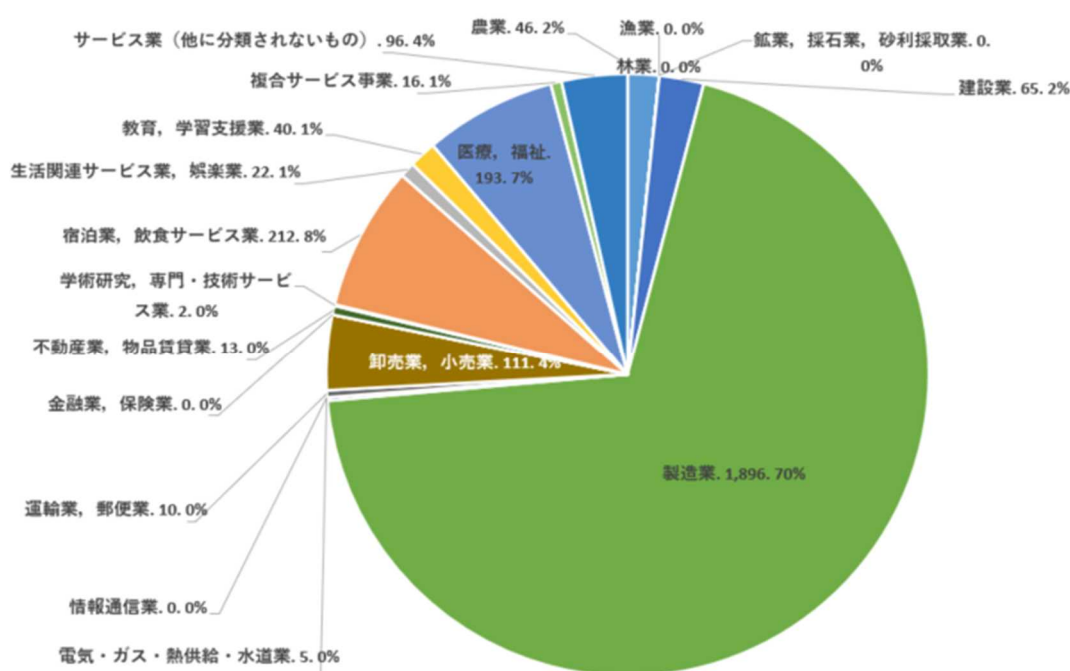
[出典：経済センサス活動調査]

図 3-5-2 国、県との業種別事業所内訳比較



[出典：経済センサス活動調査]

図 3-5-3 磐梯町の事業別従業員数

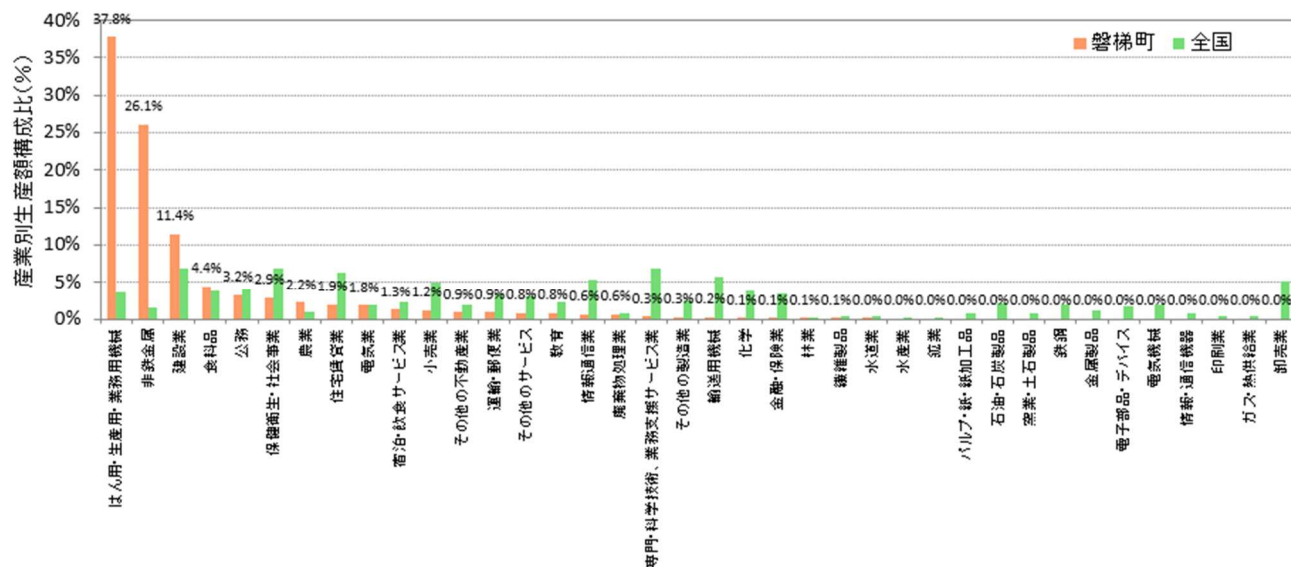


[出典：経済センサス活動調査]

また、産業別の生産額の構成比では、製造業である機械器具製造業（はん用・生産用・業務用機械）が 37.8%、非鉄金属製造業が 26.1%と大きな割合を占め、それぞれ全国の構成比と比較すると約 10 倍となっており、従業員数の多さを裏付ける形で地域内において規模の大きな産業となっています。次いで建設業が 11.4%、食料品業が 4.4%となっています。

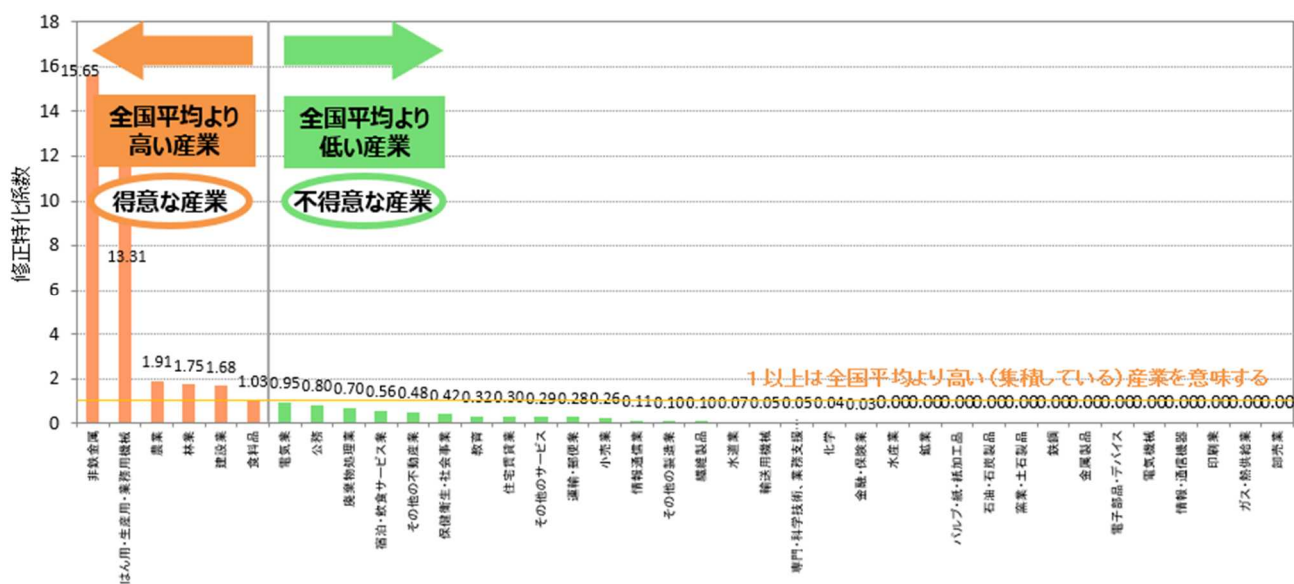
なお、農業、林業も全国平均より生産額の構成比が高く、優位性のある産業であると考えられます。

図 3-5-4 産業別生産額構成比



[出典：地域経済循環分析自動作成ツールにより作成]

図 3-5-5 全国平均よりも生産額構成比の高い産業



[出典：地域経済循環分析自動作成ツールにより作成]

本町の産業構造を踏まえ、地元特産品の低炭素化と、地産地消エネルギーを活かした地元産業の創出が求められます。農業分野では、環境に優しい農法（無農薬・有機栽培）の推進により、持続可能な生産体制の整備、地域ブランドの強化を図っていくことが必要です。これによって町民の健康志向に応えることで地域産の野菜や果物等の食事や製品等を選択し易くし、環境負荷の低減にも貢献できます。

また、高い雇用割合である製造業は同時にエネルギー消費も大きいため、再生可能エネルギー

を活用した低炭素型の生産活動を推進することは、地域脱炭素に大きく貢献します。

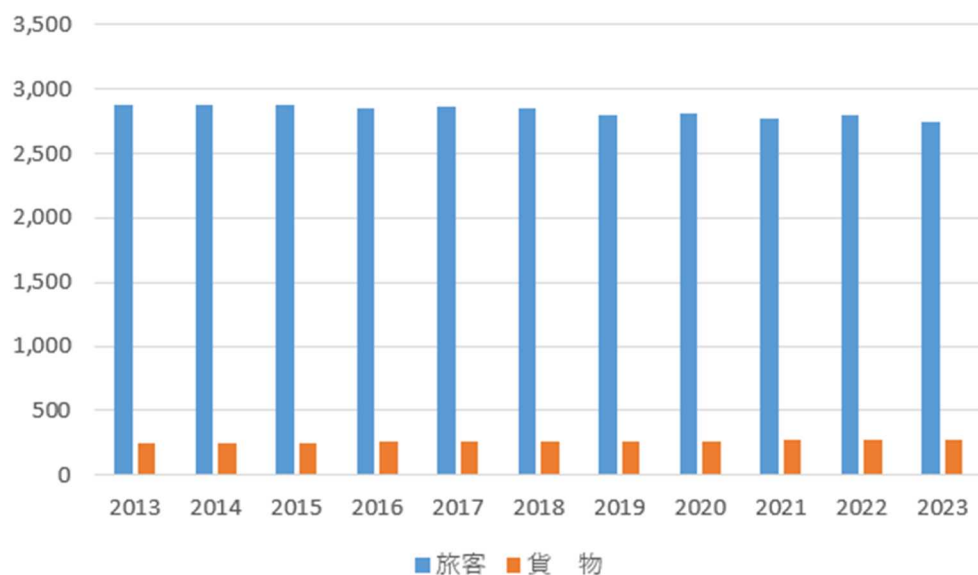
6. 交通

自動車保有台数については、旅客は人口減少に伴い微減傾向、貨物は横ばいで推移しています。合計では、平成 28(2016)年度が 3,109 台、令和 5(2023)年度が 3,014 台となっており、減少していますが、人口の減少割合とは比例しておらず、個人利用は加速していると考えられます。

本町においては、バスやタクシー、「磐梯町オンデマンド交通」が運行していますが、こういったより効率的な移動手段の利用促進や、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド車（PHV）への転換を進めていく必要があります。

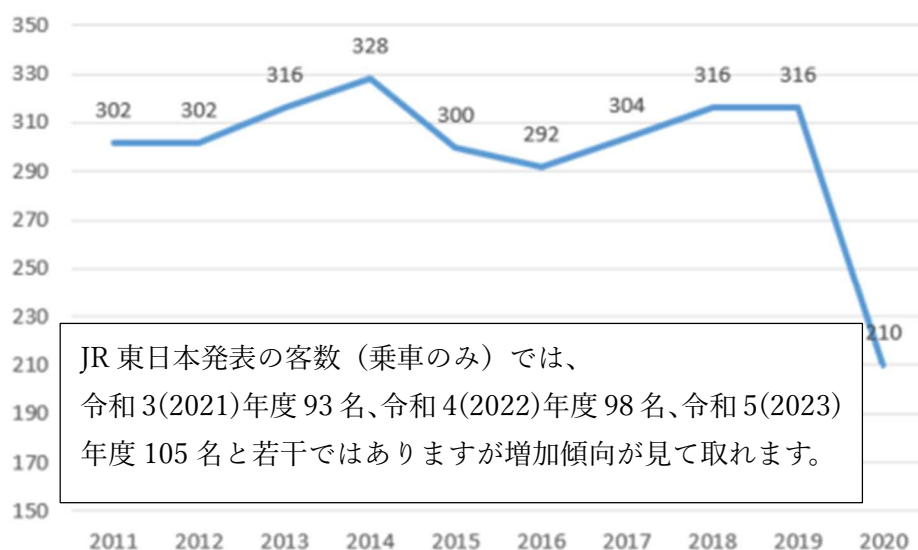
鉄道について、磐梯町駅の乗降人員は令和元(2019)年まで横ばいでしたが、令和 2(2020)年に新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減少、今後も人口減により減少することが予測されます。

図 3-6-1 磐梯町の自動車保有台数



[出典：国土交通省 東北運輸局 市町村別保有車両数を加工して作成]

図 3-6-2 磐梯町駅の乗降客数



[出典：国土数値情報（駅別乗降客数データ）を加工して作成]

自動車保有台数の減少や公共交通の利用動向を踏まえ、地産地消の推進による物流距離の短縮と、EV・PHEV の普及支援が重要となります。

農作物等の地産地消推進を図るとともに、輸送に伴う二酸化炭素排出量を削減し、環境負荷の軽減と地域経済の活性化を同時に実現していく必要があります。

7. 廃棄物処理状況

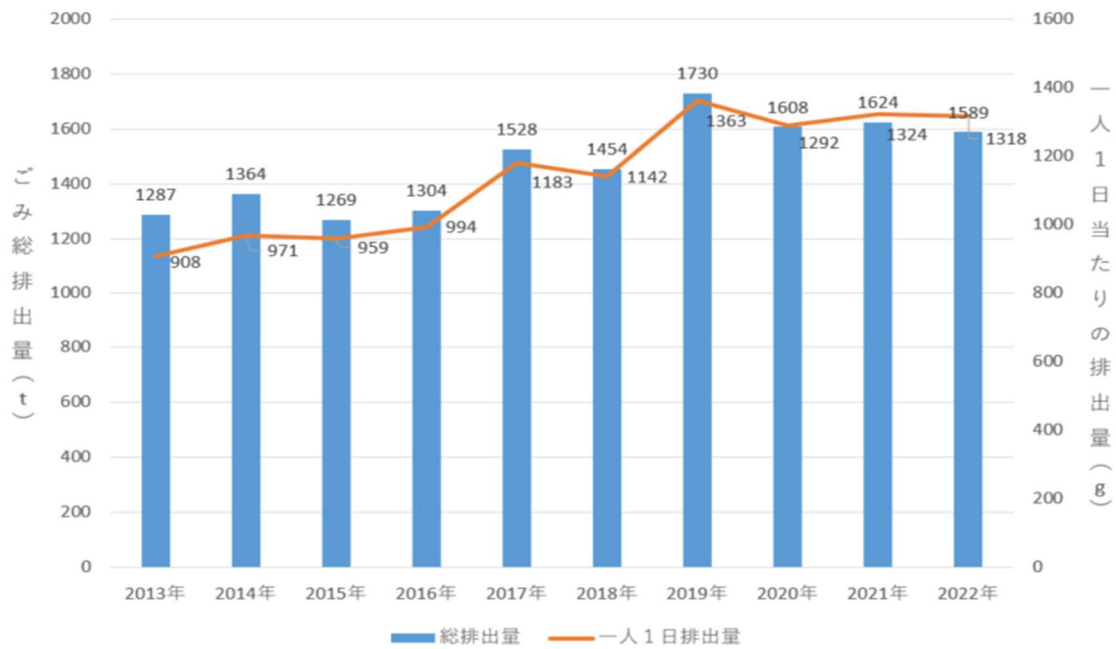
廃棄物の処理状況については、人口一人当たりの総排出量は増加傾向にあり、県内トップクラスとなっていますが、令和 5 (2023)年度より削減に向けて町民・町内企業との具体アクションに着手しており、令和 6(2024)年度は家庭系と事業系をあわせて、対前年で 2.9% (23.3t) の削減が確認できています。

令和 7(2025)年度は生ごみの削減にフォーカスして、一層の削減を進め、令和 7(2025)年度末で令和 6(2024)年度に比較して 50t の削減を目指します。

<主なアクション>

- ・町民排出ごみの組成調査
- ・組成調査結果から
 - 生ごみ削減→コンポストなんでも相談会の開催
 - 分別強化→住民説明会の実施、町内コミュニティスペースでの紹介動画放映
- ・ごみ分別ルールの変更
- ・家庭用廃食油回収、循環利用
- ・町内企業排出ごみの分別指導、資源循環利用への促進

図 3-7-1 ごみ排出状況の推移



[出典：福島県 一般廃棄物処理の状況（磐梯町）]

表 3-7-1 令和 6(2024)年度焼却ごみ排出状況（4～12 月）

単位：t

	令和6年度（実績）		令和6年度（前年比）			令和5年度（実績）		
	家庭系	事業系	家庭系	事業系	合計	家庭系	事業系	
4月	56.7	33.2	102.0%	101.1%	101.6%	55.6	32.9	4月
5月	54.7	32.7	88.8%	91.8%	89.9%	61.7	35.7	5月
6月	45.4	31.4	79.2%	91.1%	83.7%	57.3	34.4	6月
7月	52.8	41.4	96.9%	132.1%	109.8%	54.5	31.3	7月
8月	57.8	34.0	95.0%	83.7%	90.5%	60.8	40.6	8月
9月	58.5	30.3	110.4%	96.6%	105.2%	53.0	31.4	9月
10月	50.8	31.1	87.4%	93.8%	89.7%	58.1	33.1	10月
11月	56.4	31.7	110.8%	99.3%	106.4%	50.9	31.9	11月
12月	50.4	32.3	99.5%	105.0%	101.5%	50.7	30.8	12月
計	483.4	298.1	96.2%	98.7%	97.1%	502.5	302.1	計

前年比：2.9%（23.3t）減少

様々なアクションで減少傾向ではありますが、脱炭素の実現には、今後も現アクションの継続・新アクションの検討と導入が必要です。

8. 脱炭素に向けたアンケート調査結果

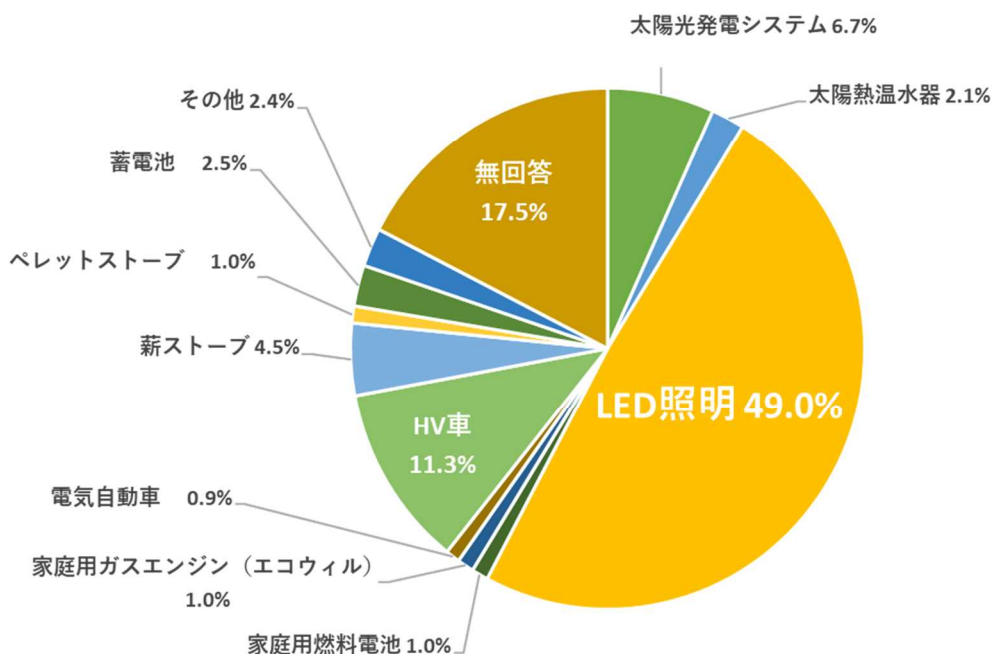
町内世帯主・個人（16歳以上・小学4年生～中学3年生）・事業者を対象として、磐梯町脱炭素に向けたアンケートを実施しました。各主体が重要視する項目や課題を整理することで、その問題意識を把握し、各主体と連携した地球温暖化対策を推進していきます。

ここでは温暖化対策と特に関連の深い「エネルギー」「廃棄物」「気候変動」に着眼点を置き記載します。全アンケート結果は資料編に掲載しています。

（1）町民：世帯主

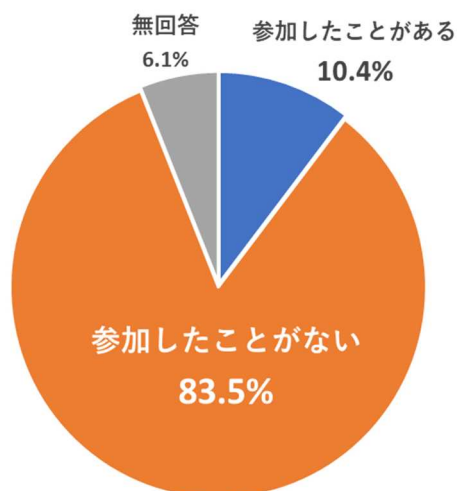
再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入について、LED照明を導入している世帯が半数を超えました。一方で、太陽光発電システム・蓄電池等エネルギーそのものに関わる分野については普及が進んでいません。磐梯町においては、おがくずやもみ殻を燃料へと加工してペレットストーブに活用する方法も有効だと考えており、資源循環に繋がるエネルギーの活用に向けた啓発が必要です。

問3：ご家庭で再生可能エネルギーや省エネルギー設備等を導入しているものを選択してください
（複数回答可）



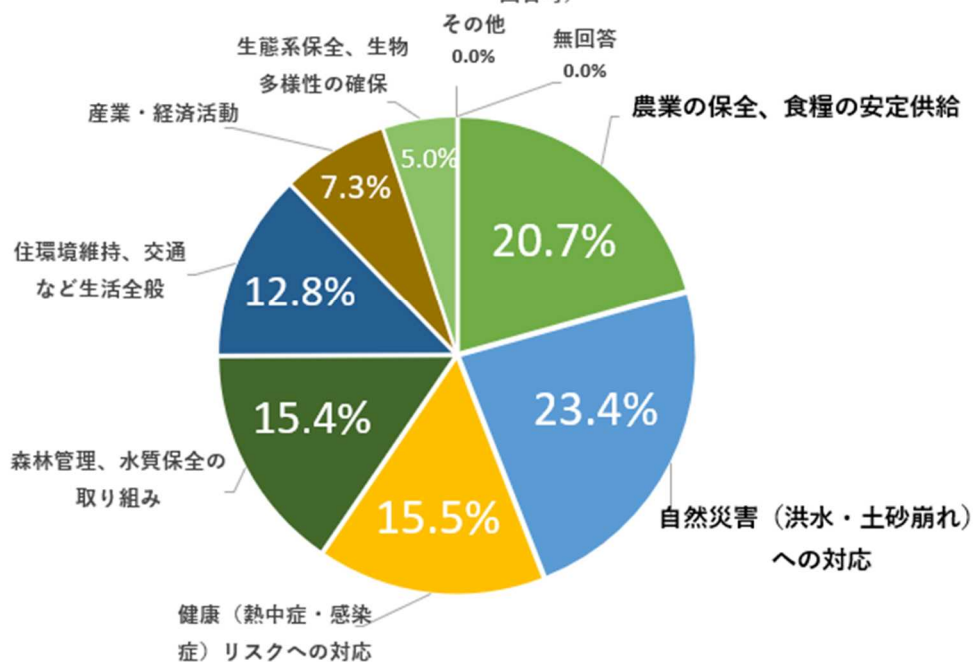
コンポストについて、本町では毎月1回程度「コンポストなんでも相談会」を開催していますが、「参加したことがない」が約83%と大多数を占めています。開催されていること自体をご存じでない方も多いと思われるため、周知活動を活発化することが必要です。

問4：磐梯町で行っている、コンポストなんでも相談会に
参加したことがありますか？



気候変動の影響への対応としては、近年増えているゲリラ豪雨のような大雨、それに伴う土砂崩れ等への対応を優先してほしいとの意見が多く寄せられました。農業の保全、食料の安定供給も併せて近年の気候変動が大きく関わっていると考えられます。気候を一瞬で改善できる方法は存在しないため、適応できる農地管理や森林保全の形を検討する必要があります。ネイチャーポジティブ宣言をした本町としては、生態系保全に関する理解度を向上させるための取り組みも必要です。

問6：気候変動の影響への対応について、優先して進めてほしい分野を教えてください。（複数回答可）

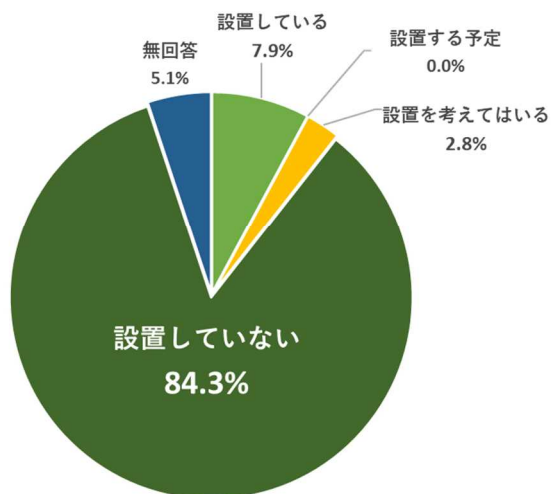


太陽光発電システムについては、現在設置していない世帯がほとんどでした。資金面については補助金や負担なしといった意見が6割超、運用管理面についても専門業者への委託が4割近くと、

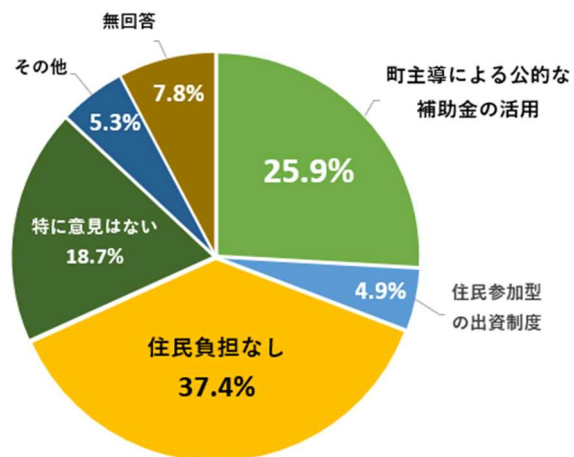
コストや知識面の懸念が大きいことがわかりました。

太陽光発電システムについて、地域住民や企業へ向けた町主体の勉強会（導入事例やメリットの紹介）、補助金の制度等を啓蒙し、地域住民の不安を解消するなど、導入のきっかけづくりをする必要があります。

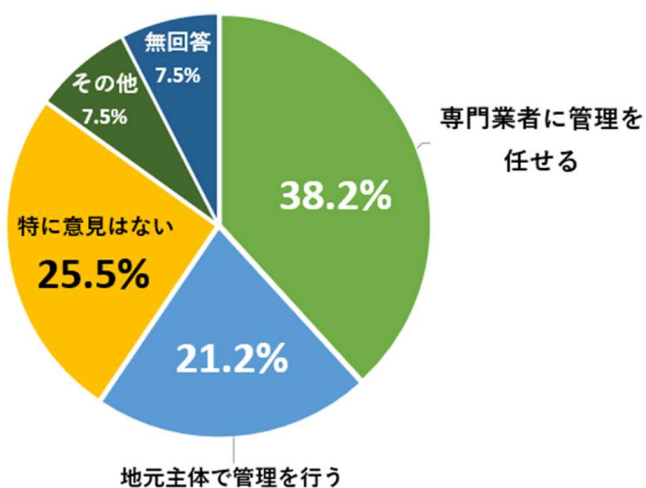
問7：ご自宅の屋根に太陽光発電システムは設置されていますか？



問8：町内に太陽光発電システムを設置する際、資金についての考え方を教えてください。



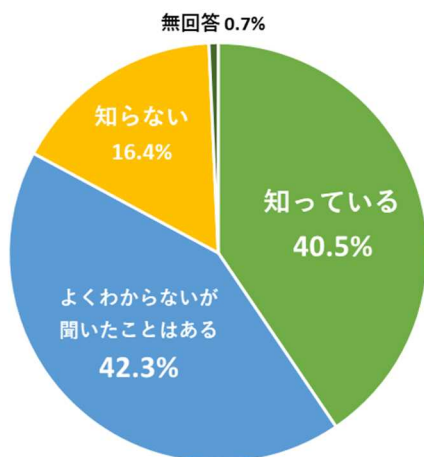
問9：町内に設置した太陽光発電システムの運用方法について、どのようにしてほしいですか？



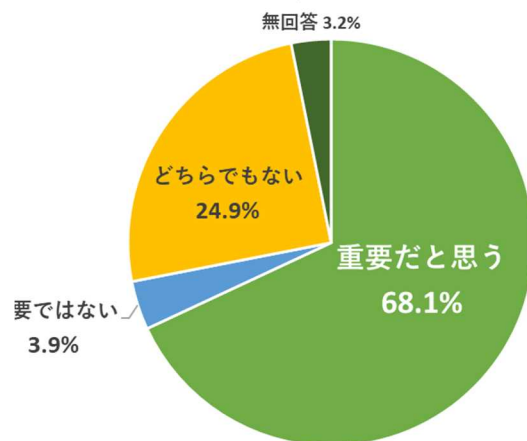
(2) 町民：16 歳以上

脱炭素の認知度は「知っている」「よく分からないが聞いたことがある」が8割超を占め、またその重要性を認識されている方も7割近くに達することから、一定の関心をもっていることがわかりました。今後の脱炭素取り組みにおいては精査しつつ、まずはすべての住民の方へ理解を深めていただく必要があります。

問3：あなたは、脱炭素について知っていますか？

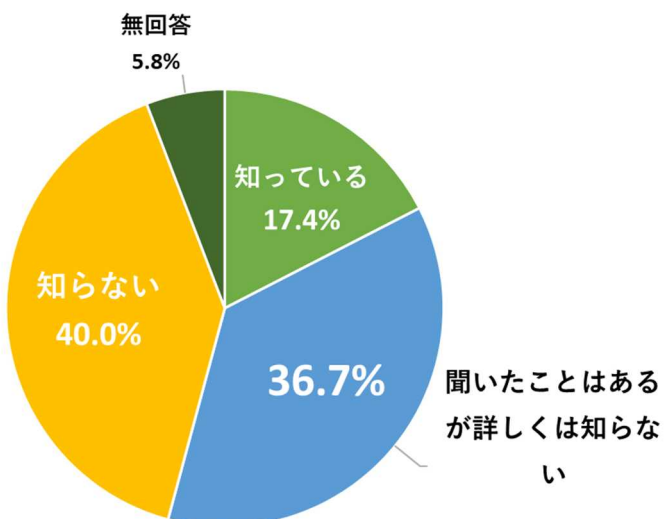


問4：あなたは、今度の脱炭素の重要性についてどう思いますか？

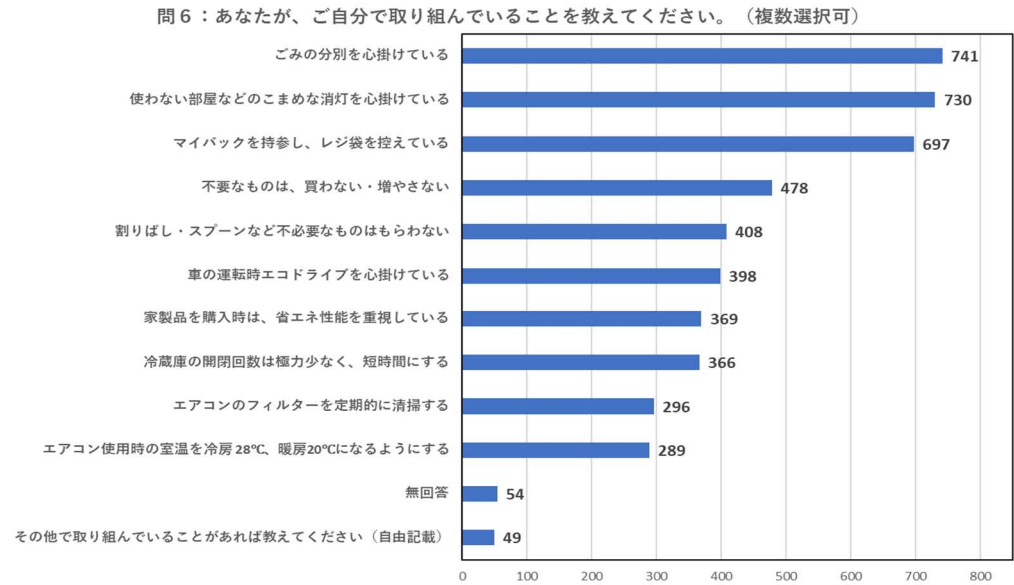


本町の「ゼロカーボン宣言」を「知っている」は17.4%に留まる一方で、「ごみの分別を心掛けている」等の様々な取り組みが生活の一環として実行されていることがわかりました。本町の目指すところと町民の活動をリンクさせられるよう、更なる理解を進めていく必要があります。

問5：磐梯町が「ゼロカーボン宣言」をおこなっていることを知っていますか？



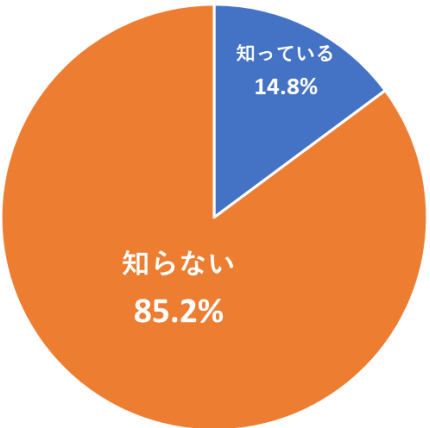
「ごみの分別を心掛けている」割合は多いものの、町としてのごみの排出量は増加傾向にあることから、分別を意識していても適切なゴミ出しやリサイクルがされていないことが分かりました。分別ルール勉強会の更なる継続実施、ごみ削減の効果を「見える化」（ごみ重量削減数や CO₂削減量の明示等）し町民に実感してもらうなど、地域に寄り添いながら町民・事業者・行政が一体となって活動に取り組む必要があります。



（3）町民：小学4年生～中学3年生

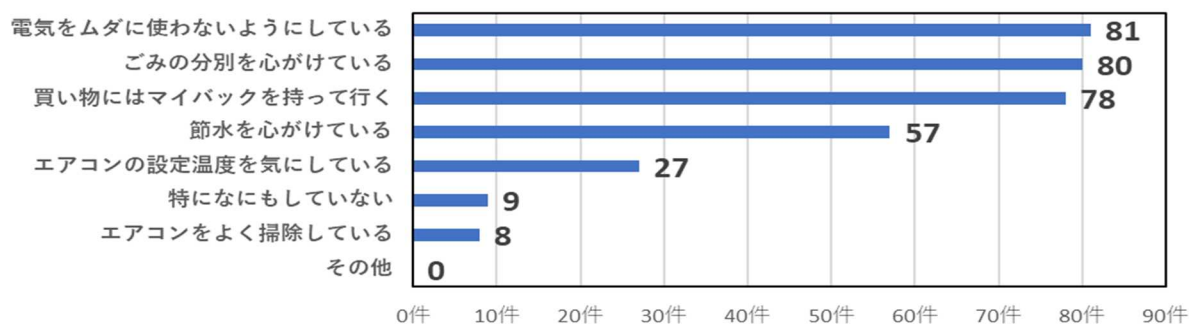
ゼロカーボン宣言について、16歳以上と同様の傾向となっています。若年層も含め、興味、関心に繋がるような啓蒙活動が必要です。

問4：磐梯町が「ゼロカーボン宣言」をしたことを知っていますか？



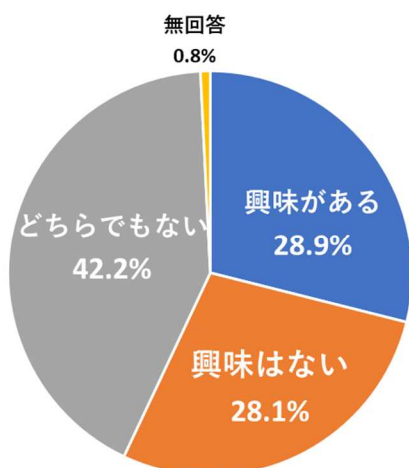
問5：環境問題への取り組みのためにどのような行動をしていますか？

(複数選択可)

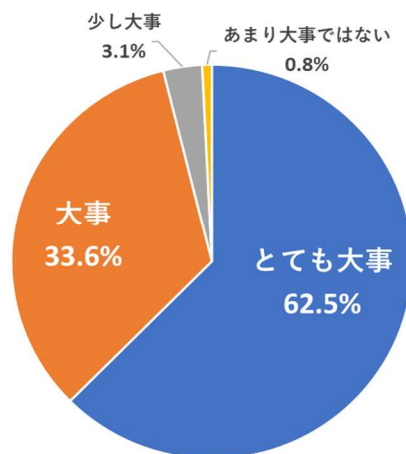


環境への問題意識は高いものがありますが、環境に関するイベント・授業についての興味は連動していないことがわかりました。環境活動に対しての魅力ある情報発信、および参加型イベントなどで地域として「体験」の機会を設ける等、多角的なアプローチの必要があります。

問6：環境についての授業やイベントに興味はありますか。



問7：環境問題に取り組むことは、磐梯町にとってどのくらい大事だと思いますか。



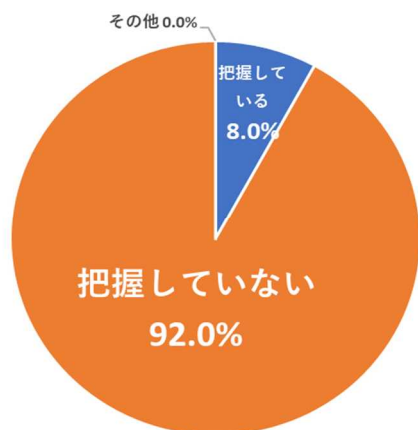
(3) 町内事業者

温室効果ガス排出量について、ほとんどの町内事業者が把握できていませんでした。また温室効果ガス排出削減についても、「定めていない」「現在検討中」が76%となるなど削減目標・方針が多く事業者で定まっていないことがわかりました。

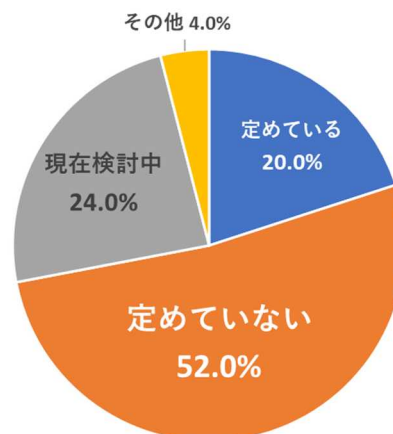
脱炭素計画を企業に理解してもらうことや、町もサポートのうえで取り組みが必要です。

具体的には、事業規模や業種に応じた「削減目標設定のためのガイドライン」を作成し事業者配布する、環境負荷の少ない事業活動を行う企業への認証制度（例：「環境優良企業認定」）を導入し、企業価値向上につなげる等、より削減に繋がる目標の設定と、削減を後押しするような施策の検討が必要です。

問 6：事業所の温室効果ガス排出量の把握状況



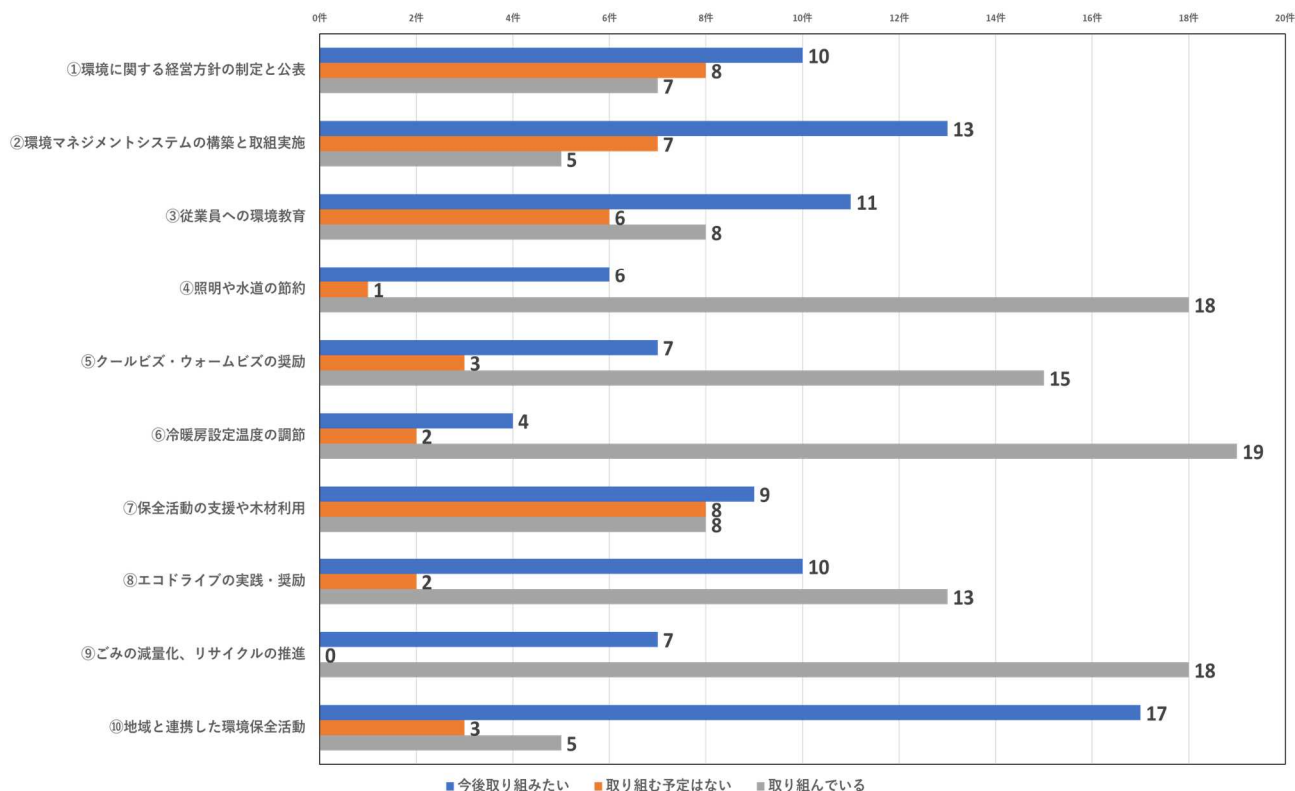
問 7：温室効果ガス排出量の削減目標・方針の有無



「照明や水道の節約」・「クールビズ・ウォームビズの奨励」・「冷暖房設定温度の調節」・「エコドライブの実践、奨励」・「ごみの減量化、リサイクルの推進」といった身近なものや、家庭でも取り組まれている項目で、半数以上の事業者が「取り組んでいる」となっており、日常の一部として浸透しているのわかりました。

地域と連携した環境保全活動については「今後取り組みたい」の回答が68%と多いことから、町内主要各企業・団体と締結した「子や孫たちが暮らし続けたい魅力ある持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定」を軸とし、商工会とも連携して活動の輪を広げていくことが必要です。

問 8：実施済みまたは今後実施予定の地球温暖化対策



第4章 区域施策編

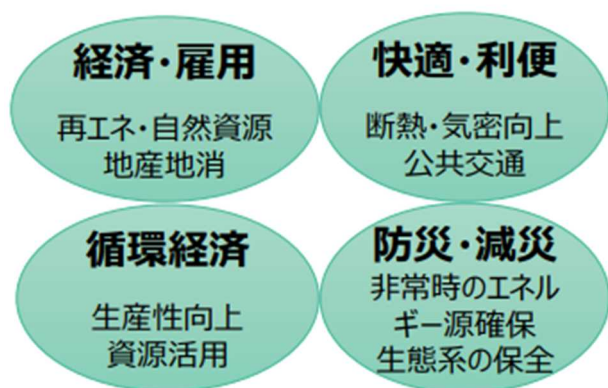
1. 目標達成に向けた取り組み

(1) 脱炭素施策の考え方

「地域脱炭素は、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献」

- ①一人一人が主体となって、今ある技術で取り組める
- ②再エネなどの地域資源を最大限に活用することで実現できる
- ③地域の経済活性化、地域課題の解決に貢献できる

図 4-1-1 脱炭素ロードマップのキーマッセージ



[出典：環境省 地域脱炭素ロードマップ]

(2) 部門別削減目標

表 4-1-1 部門別削減目標

単位：千t-CO₂

部門	分野	2013年度	2021年度	2030年度	2040年度
産業部門	製造業	52	50	31	18
	農林水産業	1	2	1	0
業務その他部門	－	61	80	49	29
家庭部門	－	6	4	4	1
運輸部門	－	8	7	6	4
廃棄物分野	－	0	1	0	0
端数	－	1	－	－	－
合計		129	144	91	52

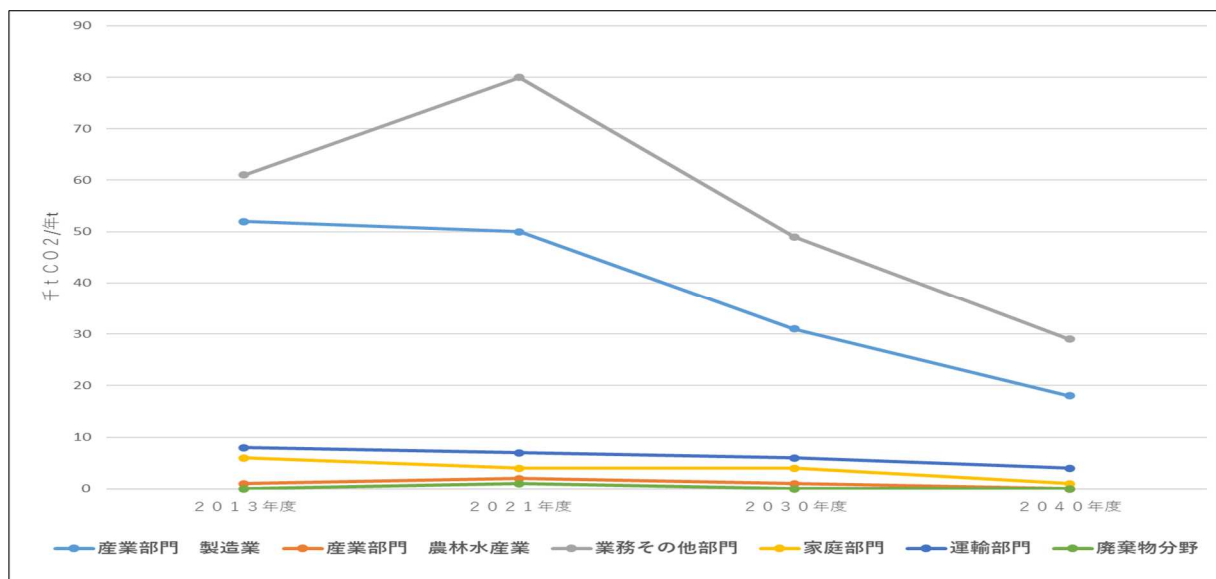


図 4-1-2 部門別削減目標

(3) 各主体の取り組みと脱炭素のロードマップ

磐梯町の CO₂ 排出量の削減に向けて 3 つの基本施策と 3 つの付帯施策を定め、事業者、農林業、家庭、行政が実行していきます。特に町内の CO₂ 排出量の大部分を占める事業者の排出量の削減を推進する必要があります。取り組みが持続的になるように経済合理性は欠かせない重要な要素です。

旗振り役となる行政には主体性をもって事業者が取り組みやすい仕組みの共同検討・企画・運営・支援まで一連の取り組み推進が必要です。

〈基本施策〉

【1】再生可能エネルギーの最大限活用

【2】施設の省エネルギー化の促進

【3】自動車対策

令和 12(2030)年までの目標達成を目指し、磐梯町での主な発生要因であり、削減効果が期待できる 3 施策に重点的に取り組みます。

【1】再生可能エネルギーの最大限活用

事業性と持続性に優れた再生可能エネルギーの導入を推進するため、PPA モデルを軸に展開します。導入対象は、行政施設や事業者の施設・用地を中心に選定し、効率的な導入を進めます。さらに、設備導入にあたっては、国の方針に沿って助成金の活用も積極的に検討、推進します。

【2】施設の省エネルギー化の促進

専門家や専門事業者と連携し、町内の建築物のリノベーションを通じた脱炭素効果、経済性、および持続性を評価します。行政や事業者の既存建築物に対し、高断熱化などの外皮改修や高効率機器の導入を促進し、エネルギー効率の向上を図ります。さらに、設備の導入においては国の推進する方針に則り、助成金の活用についても併せて検討、推進します。

【3】自動車対策

CO₂排出削減と持続可能な交通システムの実現に向け、自動車の電動化と時代にあった移動サービスの活用を検討します。EV・FCVの普及を促進し、行政や事業者の公用車を優先的に電動化し、あわせてEV充電インフラの整備を強化します。

また、現在運用中のオンデマンド交通を含めて、ライドシェアやカーシェア、最新技術の利活用として自動運転の導入など、自家用車への依存を減らす検討も行い高齢者やご家族の負担を減らします。これらの施策を行政と事業者が連携して進め、脱炭素とともに、住民にとって快適な交通環境の実現を推進します。

〈関連施策〉

【4】廃棄物削減と循環型社会の推進

【5】CO₂吸収源対策

【6】普及啓発活動

【4】廃棄物削減と循環型社会の推進

会津広域処分場の焼却ごみは建て替えにより各自治体に焼却ごみの削減を求められています。磐梯町には最終処分場があり、焼却ごみの削減が延命に繋がるため、積極的に焼却ごみの削減を行い、広域の構成自治体へ意欲を示していきます。

また、事業系一般廃棄物（焼却ごみ）のうち、再生可能な資源である、生ごみ、プラスチックごみ、紙ごみの分別を強化します。特に生ごみにおいては、地域の未利用バイオマスとともに活用し、地域での循環型の仕組みづくりを行います。また町内外の事業者と連携しての持続可能な仕組みづくりを検討、推進します。

【5】CO₂吸収源対策

磐梯町は総面積の約64%を森林が占める、自然豊かな町です。森林は、大気中の二酸化炭素（CO₂）を吸収・固定する重要な役割を持ち、脱CO₂（カーボンニュートラル）の実現に不可欠な資源です。

本町では、森林のCO₂吸収力を高めるため、「企業の森」制度を導入し、民間からの資金調達を含めた持続可能な森林管理を推進していきます。また、CO₂のクレジット化を通じて森林資源を有効活用し、磐梯町と町内や都市部の企業との繋がりを具体化することで、地域の活性化に繋げる取り組みを検討、推進します。

【6】普及啓発活動

自然豊かで、名水百選に選ばれる水資源を誇る磐梯町が、将来にわたりこの恵まれた環境を守り、持続可能な生活を維持するためには、脱炭素の取り組みが不可欠です。行政は住民や事業者に向けた普及啓発活動を推進します。

具体的には、セミナーやフェスを通じ、脱炭素の重要性や磐梯町の生活との関わりを体験的に学べる場を提供します。また、町内で成果を上げた象徴的な取り組みを県や国の審査会へ積極的に応募し、磐梯町の環境保全活動を広く発信し、町の誇りへとつなげます。

さらに、学校教育と連携し次世代の環境意識を高める学習を実施します。行政・住民・企業が一体となり、磐梯町の豊かな自然を未来へ引き継ぐための行動を促します。

表 4-1-2 磐梯町の脱炭素ロードマップまとめ

	年	基準 年度	現状 年度	計画策定 年度					短期目標 年度	中期目標 年度	最終目標 年度
		2013	2021	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2040	2050
	人口（人）※1	3,766		3,069	-	-	-	-	2,831	2,400	-
	脱CO ₂ （千t/年）※2	129	144	144 + α	-	-	-	-	91	52	0
	削減率（%）	-	-11.6	-	-	-	-	-	29.4	60.0	100.0
施策	取り組み内容								以降 進捗に応じて 施策検討		
1	再生可能エネルギー の最大限活用			検討・具体化	公共施設 実施	→	→	→			
				検討・具体化	事業者 実施	→	→	→			
	バイオマス利活用			検討・具体化	→	公共施設 実施	→	→			
				検討・具体化	→	事業者 実施	→	→			
2	施設の省エネルギー化 の促進			検討・具体化	公共施設 事業者 実施		→	→			
	設備高効率化			検討・具体化	公共施設 事業者 実施		→	→			
	自動車対策			検討・具体化	公用車 実施	→	→	→			
3	EV充電インフラの整備			検討・具体化	推進	→	→	→			
	自家用車依存の軽減			検討・具体化	推進	→	→	→			
4	廃棄物削減と循環型社会 の推進			推進	→	→	→	→			
	再資源化推進			推進	→	→	→	→			
	バイオマス循環型農業の推進			推進	→	→	→	→			
5	CO ₂ 吸収源対策			検討・具体化	推進						
	企業の森			検討・具体化	推進						
	CO ₂ のクレジット化				検討・具体化						
6	普及啓発活動			開催	→	→	→	→			
	小中学校での学習の機会			開催	→	→	→	→			

※1 人口は国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来推計人口

※2 CO₂は将来推計

2. 町域から排出される温室効果ガスの現況把握と将来推計

(1) 二酸化炭素排出量の現状

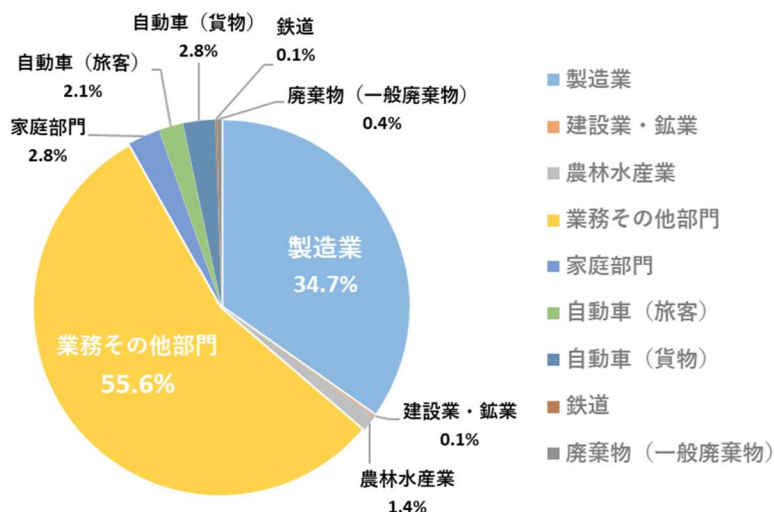
本町の二酸化炭素の総排出量は基準年度である平成 25 2013 ()年度は 129 千 t-CO₂/年、令和 3 (2021)年度は 144 千 t-CO₂/年と推計され、総量は増加傾向です。

人口減少により家庭の排出量は 2 千 t-CO₂/年が減少しているものの、業務そのほか部門で 19 千 t-CO₂/年の増加がみられます。

CO₂排出量全体の 90%を産業や業務そのほか部門が占めており、部門別の構成比では製造業 50 千 t-CO₂/年で、全体の 34.7%、業務その他部門が 80t-CO₂/年で、全体の 55.6%を占めております。次いで運輸部門で 4.9%、家庭で 2.8%を占めています。

なお、当計画を策定している令和 6(2024)年度においても人口減少は続いており、家庭の CO₂排出量は減少傾向ですが、業務においては町内の主要企業の業績は好調です。関連してエネルギー使用量も多くなり、全体の CO₂排出は増加しつつある状況と見込んでおります。

図 4-2-1 部門・分野別 CO₂排出量構成比 令和 3(2021)年度



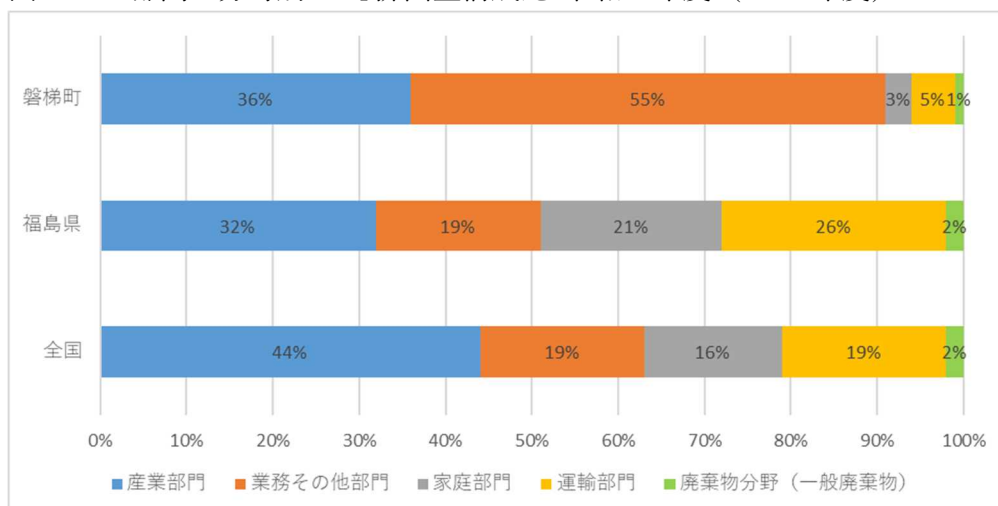
[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

表 4-2-1 部門・分野別 CO₂排出量構成比 令和 3 年度（2021 年度）

部門・分野	令和 3 年度排出量 (千t-CO ₂)	構成比
製造業	50	34.7%
建設業・鉱業	0.16	0.1%
農林水産業	2	1.4%
業務その他部門	80	55.6%
家庭部門	4	2.8%
自動車（旅客）	3	2.1%
自動車（貨物）	4	2.8%
鉄道	0.2	0.1%
廃棄物（一般廃棄物）	0.56	0.4%
合計	143.92	100.0%

[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

図 4-2-2 部門・分野別 CO₂排出量構成比 令和 3 年度（2021 年度）



[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

（２）森林吸収源対策

磐梯町では、福島県の「会津地域森林計画」や環境省が策定する磐梯朝日国立公園の計画、そして林野庁関東森林管理局の管理方針に基づき、磐梯町森林整備計画（令和 5(2023)年度変更）に基づき、森林資源の保全と持続可能な利用（森林経営活動）を推進しています。

【森林経営活動の目的】

本町の森林経営活動は、以下の 3 つの目的を柱に進めています。

- ① CO₂吸収量の最大化：森林の健全な成長を促し、大気中の CO₂をより多く吸収できる環境を整える。
- ② 木材利用による炭素固定：地域産木材の活用を促進し、長期的な炭素固定を実現する。
- ③ バイオマス活用による排出削減：未利用木材をエネルギー源として有効活用し、化石燃料の使用を削減する。

【森林経営活動の具体的な取り組み】

- ① 計画的な森林管理と適正な伐採・植林
 - ・ 定期的な森林調査を実施し、森林の成長状況を把握
 - ・ 間伐（過密状態を解消し、健全な森林成長を促進）
 - ・ 植林・育林（伐採後の適切な再植林による持続的な森林資源の確保）
 - ・ 放置林の整備（適正管理が行われていない森林を再生し、CO₂吸収能力を向上）
- ② 地域産木材の利活用促進
 - ・ バイオマスエネルギーの利活用
 - ・ 公共事業や教育関連などでの地元産木材の積極的な利用
 - ・ 地域企業と連携した利活用推進
- ③ 木質バイオマスの活用によるエネルギー転換
 - ・ 未利用木材をペレットやチップ燃料として活用し、再生可能エネルギーの導入を推進
 - ・ バイオマスボイラーや発電施設の導入検討
 - ・ 地域内の木質バイオマスの生産、供給体制の確立
- ④ 森林の CO₂ 吸収量の可視化と評価
 - ・ 科学的データに基づく CO₂ 吸収量の算定
 - ・ カーボンクレジット制度の活用による森林整備資金の確保
 - ・ 企業の森活動の仕組み化

磐梯町の総面積は 5,979ha で、そのうち森林面積は 3,874ha です。これにより、森林は町の総面積の約 64%を占めています。民有林面積は 3,446ha で、そのうちスギを主体とした人工林の面積は 1,091ha であり、今後更に保育間伐を適正に実施していくことが重要です。

基準年～2021 年度までの森林経営面積は総計で 581ha、環境省の定める算定マニュアルの簡易手法に基づき導出した森林の吸収量の推計は以下のとおりとなります。

森林経営活動に伴う CO₂ 吸収量

= 森林経営活動に伴う面積 (ha) × 吸収係数 (森林経営活動を実施した場合の吸収係数)

= 581ha × 2.46 [t-CO₂/ha/年] = 1429.26t-CO₂/年

同様な取り組みを継続することでの年間あたりの吸収量は【158 t-CO₂/年】となります。

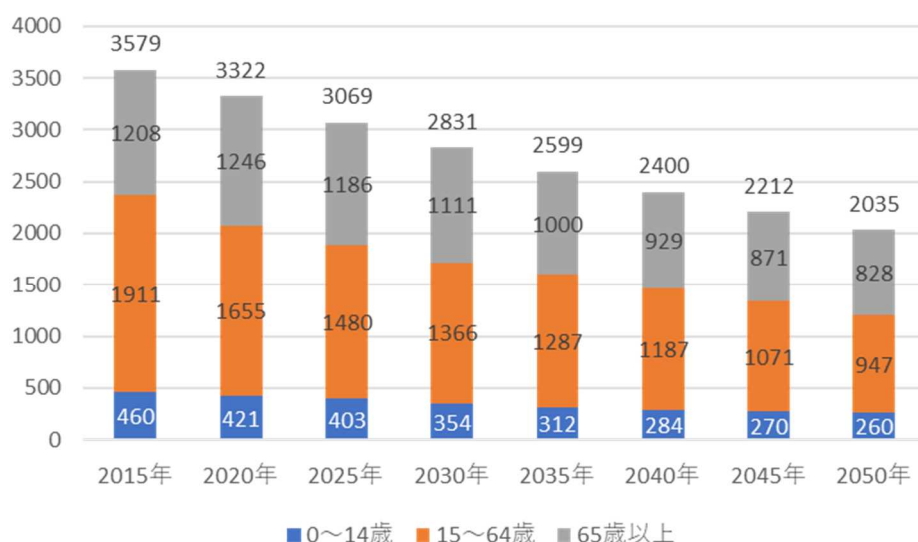
(3) 課題の抽出・整理、取り組みの検討

磐梯町の人口について、依然として減少傾向にあります。人口推計では、この傾向が今後数十年にわたって継続する見通しですが、過度な人口減少はまちづくりに影響する可能性が高く、移住定住施策を進めております。

スキー場、宿泊業、寒冷な気候を活用した酒造りや醸造所、雪解け水を含めた豊かな水資源を活用した産業があり、気候変動の直接的な影響を受ける磐梯町において、持続可能な町づくりは重要なファクターです。磐梯町として温暖化に繋がる脱 CO₂ は、非常に重要で、恩恵を受けている町だからこそ発信力をつけることを含めて対応を急ぐ必要があります。

また、特定事業所が町内に 4 拠点あり、町内の CO₂ 発生量の 90%を占めております。企業と連携しての脱 CO₂ 施策は重要であり、町内 2024 年 10 月に締結した、町内 8 団体での「子や孫たちが暮らし続けたい魅力ある持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定」は今後、役場と企業が継続的に連携して脱 CO₂ 施策を進める土台を作りました。定期的な会合を開催し、役場と企業と連携して、脱 CO₂ の施策を進めていきます。

図 4-2-3 人口の将来推計



[出典：国立社会保障・人口問題研究所 地域別将来推計人口]

※5年ごとに統計をとっているため、2015年から掲載しています

(4) 将来の温室効果ガス排出量に関する推計

詳細は以下の表・図をご参照ください。

(4) - 1 BAU ケース (Business as Usual:現状趨勢)

磐梯町においては、人口減少などを受けて、自然減少の見通しとなります。現状 144 千 t-CO₂/年が、令和 12(2030)年には 126 t-CO₂/年、令和 22(2040)年には 107 t-CO₂/年の見通しです。ただし、特定事業者からの排出割合が多いため、特定事業者の動向で大きく左右されることが予想されます。

(4) - 2 取り組み推進ケース

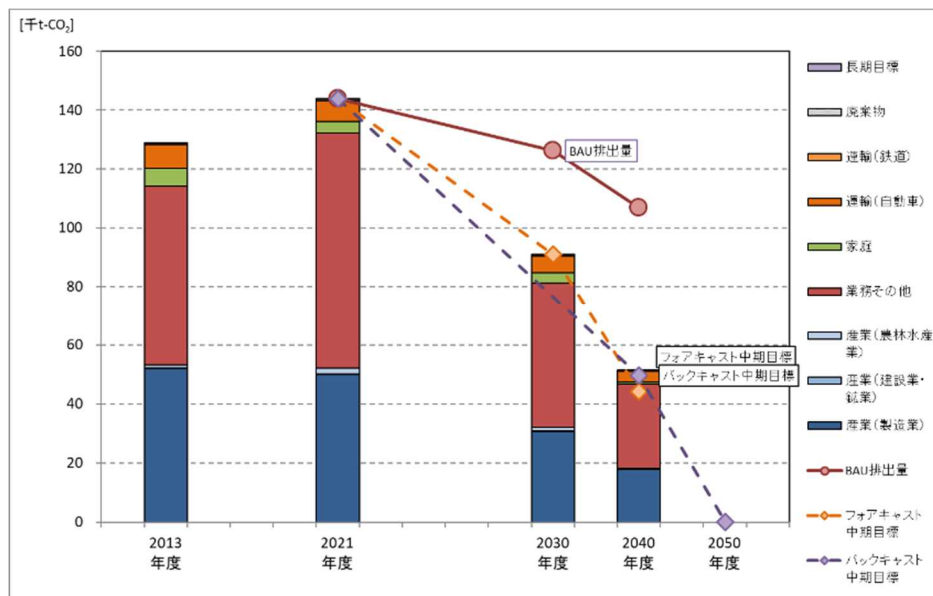
排出量の 9 割を占める特定事業者の取り組みを軸に、脱 CO₂ 施策を推進します。現時点では取り組み実施ができていない状況のため、令和 3(2030)年度では国が目標として掲げる平成 25(2013)年度比で 50%の削減までは至りませんが、35 千 t-CO₂/年、削減し 29.4%の削減、2040 年は 55 千 t-CO₂削減し 60.0%の削減を目指し、令和 32(2050)年度までにゼロカーボンを達成する土壌を作っていきます。

表 4-2-2 温室効果ガス排出量の実績と目標（BAU ケース、F 中期目標、B 中期目標）

ガス種	部門／分野			総量目標									
				基準年	現状年	短期目標年				中期目標			
				2013年度	2021年度	2030年度				2040年度			
				排出量	排出量	BAU排出量	削減目標量	目標排出量	基準年比削減率	BAU排出量	削減目標量	目標排出量	基準年比削減率
		電力排出係数固定前	電力排出係数固定前										
エネルギー起源CO ₂	産業部門	製造業	52	50	44	13	31	41.0%	37	19	18	65.7%	
		建設業・鉱業	0	0	0	0	0	33.2%	0	0	0	43.4%	
		農林水産業	1	2	2	0	1	-40.2%	1	1	0	74.7%	
		小計	53	52	46	13	32	39.4%	39	21	18	65.8%	
	業務その他部門		61	80	70	21	49	19.5%	59	31	29	53.2%	
	家庭部門		6	4	4	0	4	41.6%	3	2	1	89.6%	
	運輸部門	自動車	旅客	4	3	3	1	2	47.4%	2	2	1	82.2%
			貨物	4	4	4	0	4	12.4%	3	0	3	25.7%
		鉄道	0	0	0	0	0	39.6%	0	0	0	48.8%	
		船舶											
		航空											
		小計	8	7	6	1	6	30.2%	5	2	4	53.8%	
	エネルギー起源CO ₂ 以外	工業プロセス分野											
廃棄物分野		一般廃棄物	0	1	0	0	0	-11.6%	0	0	0	5.4%	
		産業廃棄物											
		小計	0	1	0	0	0	-11.6%	0	0	0	5.4%	
農業分野													
代替フロン等4ガス分野													
吸収					0			0					
合計			129	144	126	35	91	29.4%	107	55	52	60.0%	
合計（吸収による削減量を加味しない場合）			129	144	126	35	91	29.4%	107	55	52	60.0%	

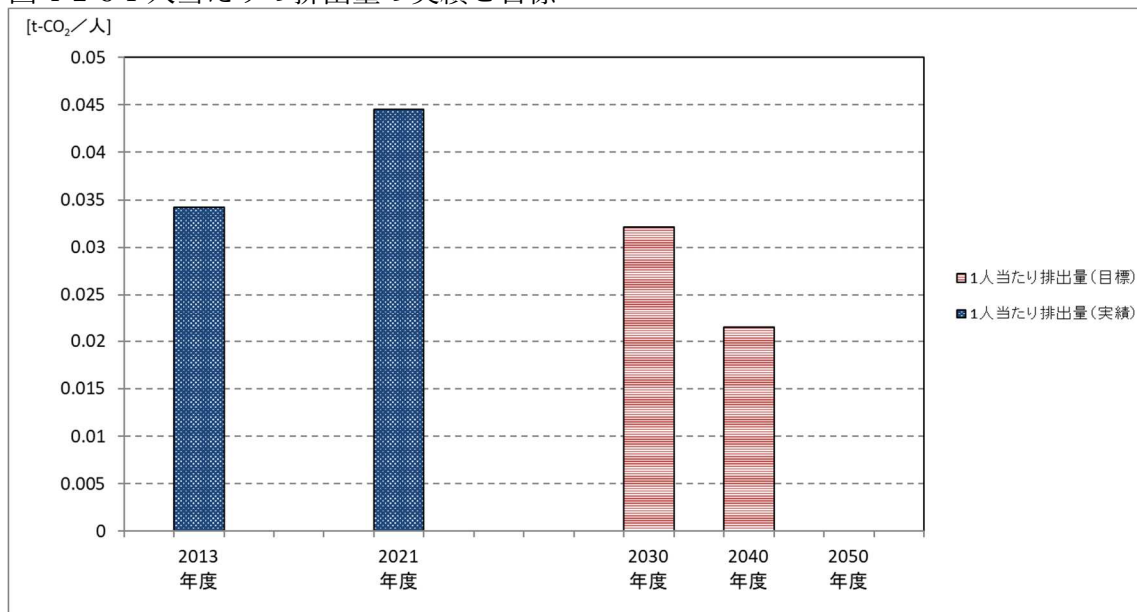
[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

図 4-2-4 温室効果ガス排出量の実績と目標（BAU ケース、F 中期目標、B 中期目標）



[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

図 4-2-5 1人当たりの排出量の実績と目標



[出典：環境省 自治体排出量カルテより作成]

3. 脱 CO₂ 計画の策定と温室効果ガスの排出削減目標

(1) 取り組みの基本方針

町の将来像である『自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力あるまちづくり』を目指し、本町の恵まれた自然環境を継承するため、町民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進していきます。省エネルギー施策による脱炭素型ライフスタイルの普及、再生可能エネルギーの地域内利用、森林管理による二酸化炭素吸収対策に取り組めます。

(2) 目標設定の考え方

本町では令和 5(2023)年 9 月にゼロカーボン宣言を行いました。令和 32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。

(3) 二酸化炭素の削減目標

令和 12(2030)年度までに、基準年度(平成 25(2013)年度)と比較して、森林による二酸化炭素の吸収量を含まずに 29.4%の削減を目標とします。特定事業者（製造業、業務そのほか部門）で全体の排出量の 90%を占めるため、企業との連携した対応を軸に削減施策を推進していきます。

表 4-3-1 二酸化炭素の削減目標

	年度	排出量	削減率
基準年度	平成 25(2013)	129 千t-CO ₂ /年	
現状年度	令和 3(2021)	144 千t-CO ₂ /年	-11.6%
短期目標年度	令和 12(2030)	91 千t-CO ₂ /年	29.4%
中期目標年度	令和 22(2040)	52 千t-CO ₂ /年	60.0%

4. 再生可能エネルギー導入状況と導入ポテンシャル

磐梯町の脱 CO₂ の施策を推進するために、現状の再生可能エネルギーの導入状況と、今後の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについて記載します。

(1) 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーは地域で生産できるエネルギーであり、脱炭素社会の実現に寄与するだけでなく、近年のエネルギー価格の高騰等、エネルギー安全保障の観点からも重要なエネルギーとなります。

本町において、再生可能エネルギーの導入状況としては、現時点では太陽光発電システムに限られています。令和5(2023)年度に商業運転を開始した設備容量 35 MW のメガソーラーの他、1 MW～2 MW のメガソーラー発電所2か所あり、再生可能エネルギーの拡大に貢献してきました。

設備容量としては町内で必要な電力使用量の大部分を再生可能エネルギーで賄うことができる容量が確保されていますが、ほぼ全量がFIT制度で売電されており町内での地域電力の利用実績がほとんどない状況です。

今後は町内での脱炭素を目指し、地域の資源を地域で活用するスキームを構築することで、地域が意欲的に取り組むことができる再生可能エネルギー施設を新たに導入する必要があります。

また、熱エネルギーについても再生可能エネルギーの導入実績はないため、省エネ施策によるエネルギー消費量の削減と並行して新たに施設導入を検討する必要があります。

表 4-4-1 再生可能エネルギーの導入状況

NO	発電種類	設備容量 (MW)	うち自家発電設備併設 (MW)	発電電力量 (MWh/年)
1	太陽光発電 (建物系)	0	0	299
2	太陽光発電 (土地系)	38	0	50,699
3	風力発電	0	0	0
4	水力発電	0	0	0
5	木質バイオマス発電	0	0	0
6	合計	39	0	50,998

[出典：FIT 認定 (磐梯町) データ (2024 年 3 月時点)]

表 4-4-2 需要量に関する情報

区域の電気使用量	58,052	MWh/年
熱需要量	239,512	GJ/年

[出典：環境省 自治体再エネ情報カルテ (概要版)]

(2) 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積や平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量から、法令、土地用途等による制約があるものを除き算出されたエネルギー資源量を指します。再生可能エネルギーの導入ポテンシャルについては、環境省の再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)を基としました。

表 4-4-3 再生可能エネルギー導入ポテンシャルの推計手法

再エネ種別		推計手法 ※自治体再エネ情報カルテから引用
電気	太陽光発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	風力発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	中小水力発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	地熱発電	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス発電	環境省指定の案分法をポテンシャルとする
熱	太陽熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	地中熱	REPOS のデータを導入ポテンシャルとする
	木質バイオマス熱	環境省指定の案分法をポテンシャルとする

前述の推計手法に基づき、表 4-4-1 No1～5 の再生可能エネルギー種について、それぞれのポテンシャル分析結果を示します

(2) - 1 太陽光発電

図 4-4-1 ポテンシャルに関する情報（太陽光）

自治体再エネ情報カルテ(太陽光詳細版)				
都道府県	福島県	都道府県コード	07	
市町村	磐梯町	市町村コード	07407	
■ポテンシャルに関する情報(太陽光)				
中区分	小区分1	小区分2	導入ポテンシャル	単位
建物系	官公庁		0.700	MW
			877.273	MWh/年
	病院		0.000	MW
			0.000	MWh/年
	学校		0.625	MW
			782.902	MWh/年
	戸建住宅等		8.317	MW
			10,417.491	MWh/年
	集合住宅		0.103	MW
			129.455	MWh/年
	工場・倉庫		3.950	MW
			4,949.042	MWh/年
土地系	その他建物		17.875	MW
			22,396.953	MWh/年
	鉄道駅		0.014	MW
			17.097	MWh/年
	合計		31.583	MW
			39,570.212	MWh/年
	最終処分場	一般廃棄物	4.826	MW
			6,046.434	MWh/年
	耕地	田	97.868	MW
			122,629.220	MWh/年
	畑		35.099	MW
			43,979.637	MWh/年
	荒廃農地	再生利用可能(営農型)※1	7.308	MW
			9,156.657	MWh/年
	再生利用困難		40.229	MW
			50,407.176	MWh/年
	ため池		0.000	MW
			0.000	MWh/年
	合計		185.330	MW
			232,219.124	MWh/年
※参考	再生利用可能(地上設置型)※2		41.095	MW
			51,491.540	MWh/年
	再生利用可能(農用地区域は営農型、農用地区域以外は地上設置型)※3		19.940	MW
			24,984.593	MWh/年
備考:				
・「―」は推計対象外あるいは数値がないことを示しています。				
・「■ポテンシャルに関する情報(太陽光)」について、上段が設備容量、下段が年間発電電力量を示しています。				
※1 再生利用可能(営農型)は、すべての荒廃農地に営農型太陽光を設置した場合の推計値を示しています。				
※2 再生利用可能(地上設置型)は、すべての荒廃農地に地上設置型太陽光を設置した場合の推計値を示しています。				
※3 再生利用可能(農用地区域:営農型、農用地区域外:地上設置型)は、農用地区域内は営農型太陽光、農用地区域外は地上設置型太陽光を設置した場合の推計値を参考として掲載しています。				

Ver.2(2023年4月1日)

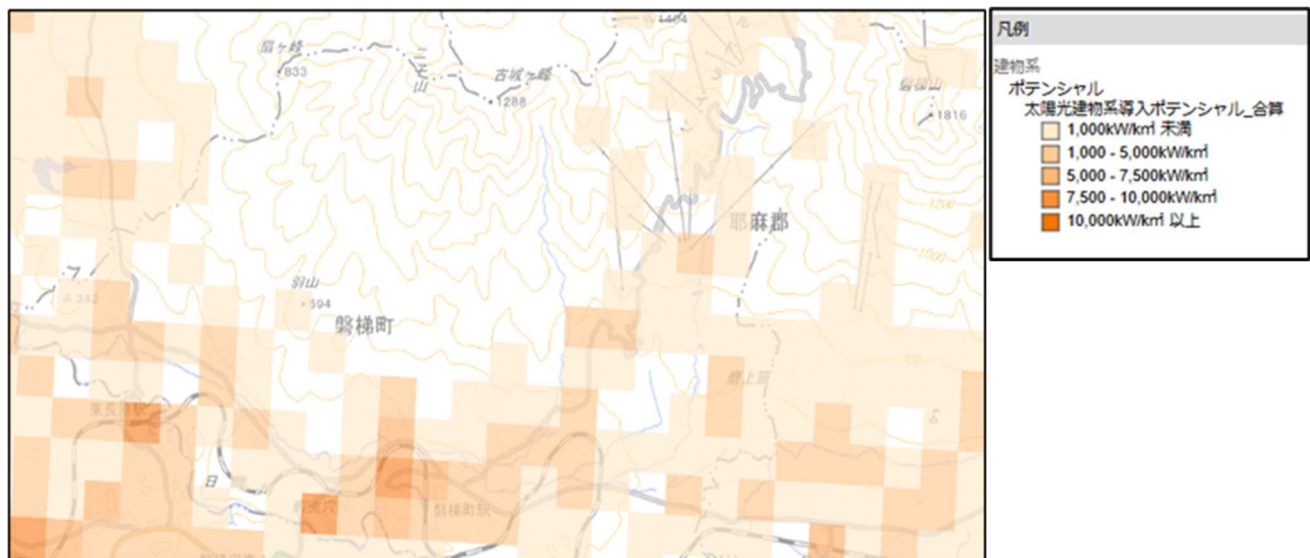
[出典：自治体再エネ情報カルテ ver2I(2023 年 4 月 1 日)]

本町における太陽光発電の導入ポテンシャルは図 3-3-1 のとおりです。建物系が 31MW、土地系が 185MWのポテンシャルがあります。

太陽光発電を建物に設置する場合、戸建住宅、工場・倉庫、その他建物で建物系の 95%を占めており、公共系の建物や集合住宅については 3%程度とポテンシャルが低くなっています。

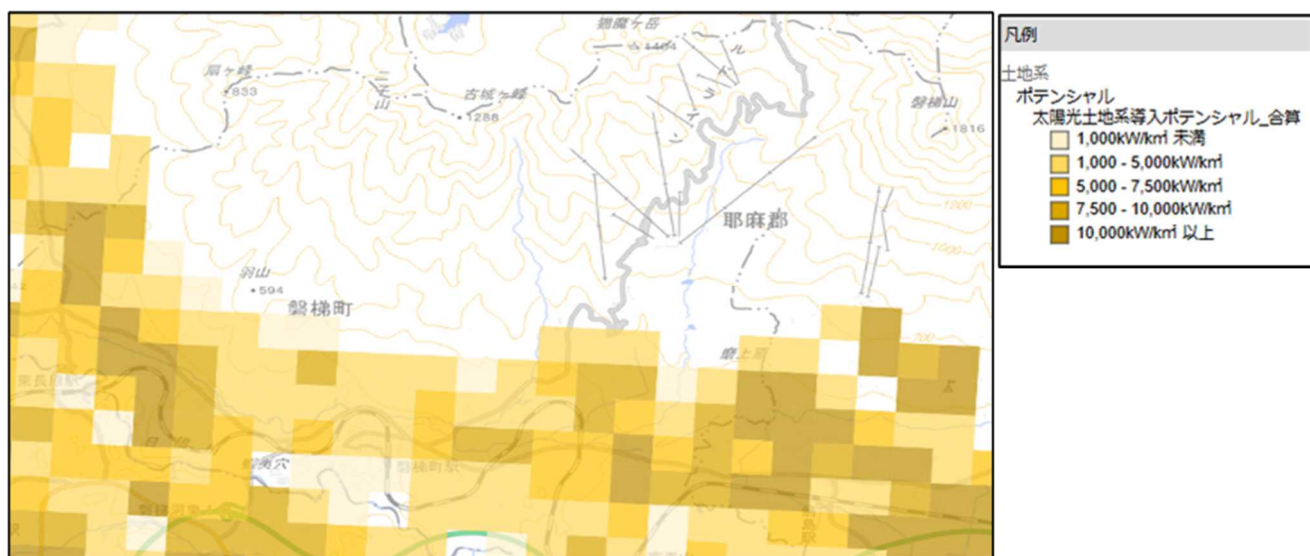
太陽光発電を耕地等の土地に設置する場合は、建物に設置する場合よりポテンシャルが高くなっています。71%が耕地（田畑）、25%が荒廃農地の構成です。なお、REPOS の太陽光発電の導入ポテンシャル（設備容量）については、建物や土地の 設置可能面積に設置密度を乗じることで算出されています。

図 4-4-2 太陽光発電—建物系



[出典：REPOS]

図 4-4-3 太陽光発電—土地系

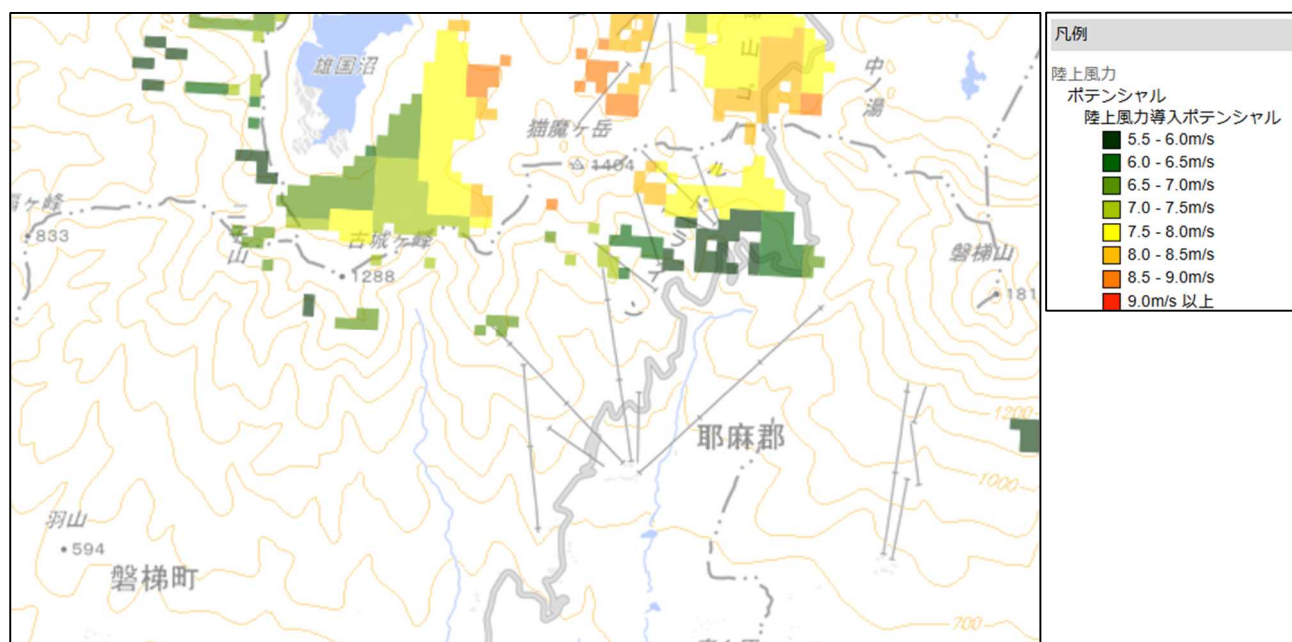


[出典：REPOS]

(2) - 2 風力発電

磐梯山周辺で14MW程度のポテンシャルが確認されます。

図 4-4-4 風力発電一陸上



大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル	単位
風力	陸上風力	85.700	14.600	MW
		229,430.347	35,814.996	MWh/年

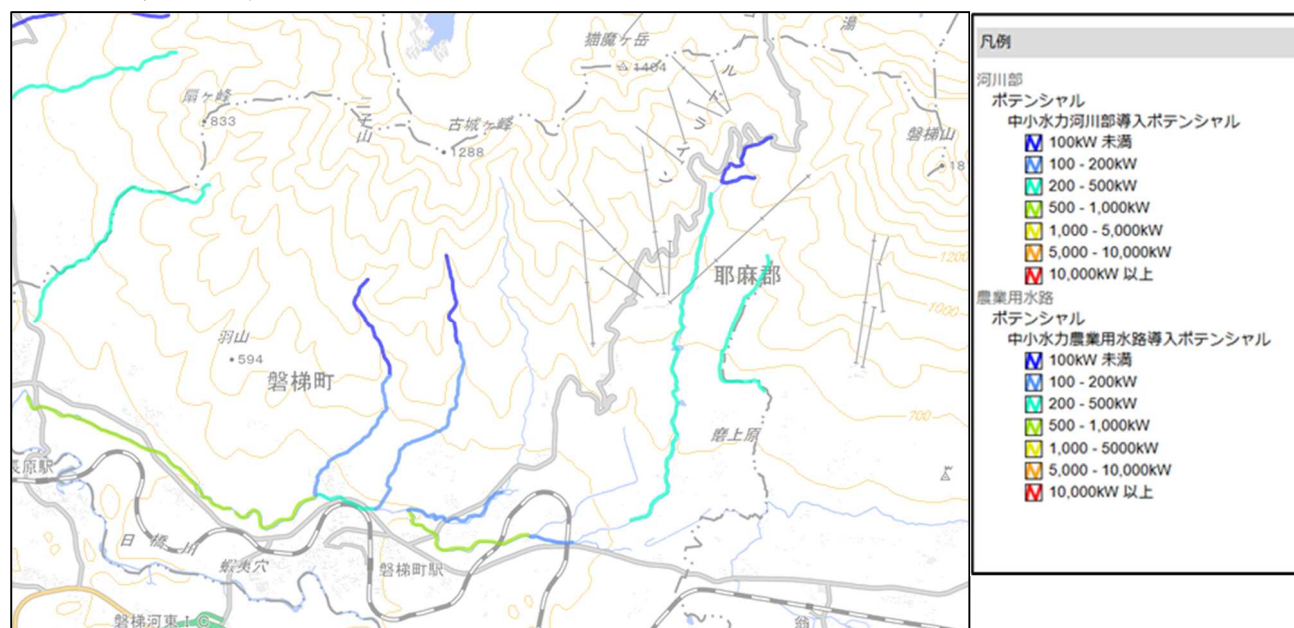
[出典：REPOS]

風力発電一洋上について、本町に導入ポテンシャルはありません。

(2) - 3 中小水力発電

河川部で4.7 MW のポテンシャルが確認されましたが、農業用水路では導入ポテンシャルゼロでした。なお、REPOS の河川部の導入ポテンシャルについては、河川の合流点に仮想発電所を設置すると仮定し、国立・国定公園等の開発不可条件と重なる地点を除いて設置可能規模が算出されています。農業用水路については、農業用水路ネットワークデータに取水点を割り当て、最大取水量が 0.3 m³/s 以上になる取水点に仮想発電所を設定し、設置可能な規模が算出されています。

図 4-4-5 中小水力発電



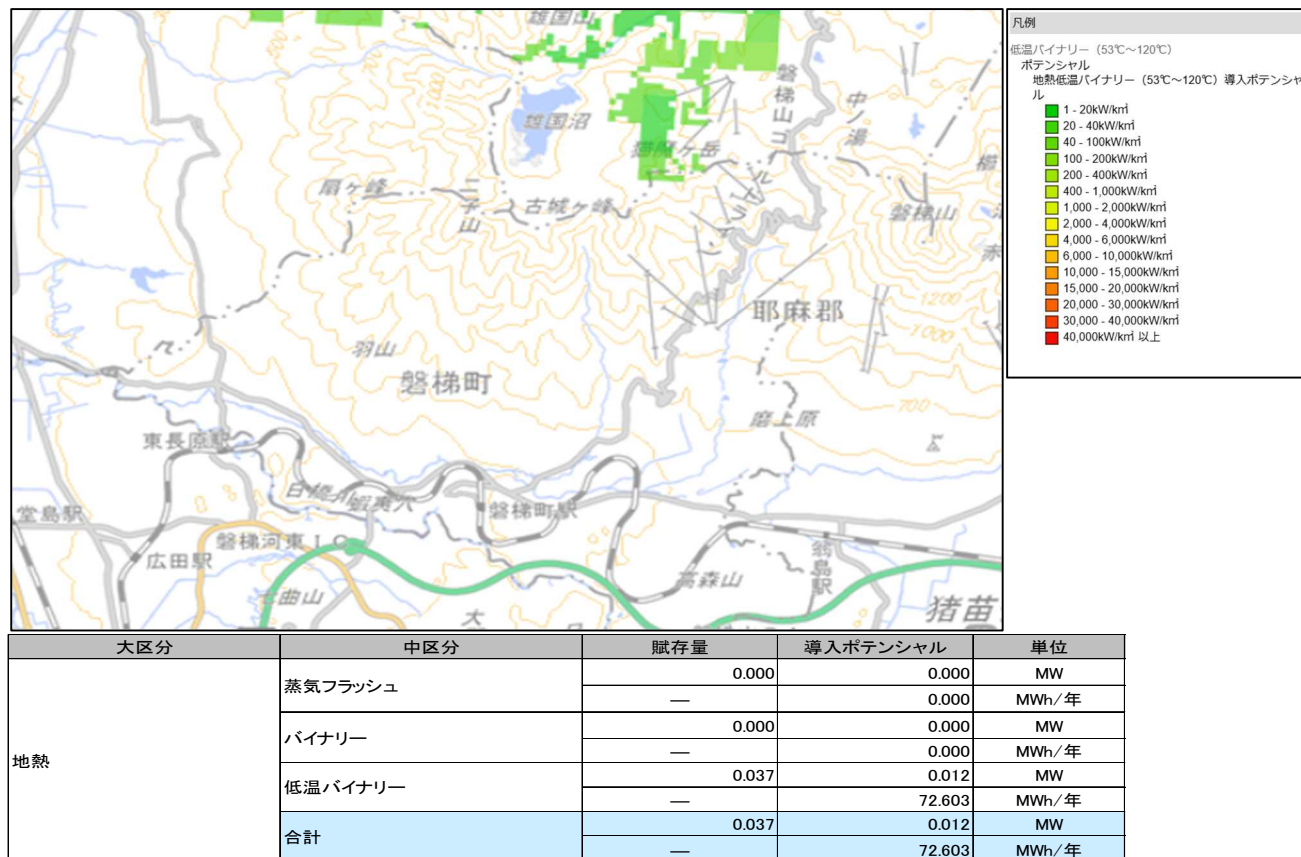
大区分	中区分	賦存量	導入ポテンシャル	単位
中小水力	河川部	4.797	4.797	MW
		28,213.827	28,213.827	MWh/年
	農業用水路	0.000	0.000	MW
		0.000	0.000	MWh/年
	合計	4.797	4.797	MW
		28,213.827	28,213.827	MWh/年

[出典：REPOS]

(2) - 4 地熱発電

猫魔岳付近で低温バイナリー発電（53～120℃）の導入ポテンシャルがわずかに確認されました。

図 4-4-6 地熱発電



[出典：REPOS]

(2) - 5 木質バイオマス発電

本町の木質バイオマスの賦存量は 8,949 m³/年と推計されています。

※この数値は人工林に由来する木質バイオマスのうち、木材などの素材として出荷できる部分を除いて集計したものです。本町の森林の多くを占める自然林に存在する樹木は含んでおりません。

エネルギー量に換算すると 63,135 GJ/年となります。この量はバイオマス発電を行うには小さなものですが、灯油に換算すると 1,750 kL（キロリットル）に相当し、住宅の暖房や温浴施設で用いることができる量です。

間伐材や枝打ち、果樹や庭木の剪定枝など、現在は活用されていない木質もあるため、木質バイオマスは有望な熱エネルギー源となり得ます。

発電換算：：0.443MW、3,507MWh/年

熱利用換算：4,677MW、50,508.003GJ/年

・ ・ 実際の利用可能量を賦存量の 10%、894 千 m³/年程度とすると、

発電換算：0.0443MW、350MWh/年

熱利用換算：467MW、5,050GJ/年 と想定されます。

(2) - 6 太陽熱及び地中熱

太陽熱、地中熱ともに、熱需要の高い市街地におけるポテンシャルが確認されました。

図 4-4-7 太陽熱

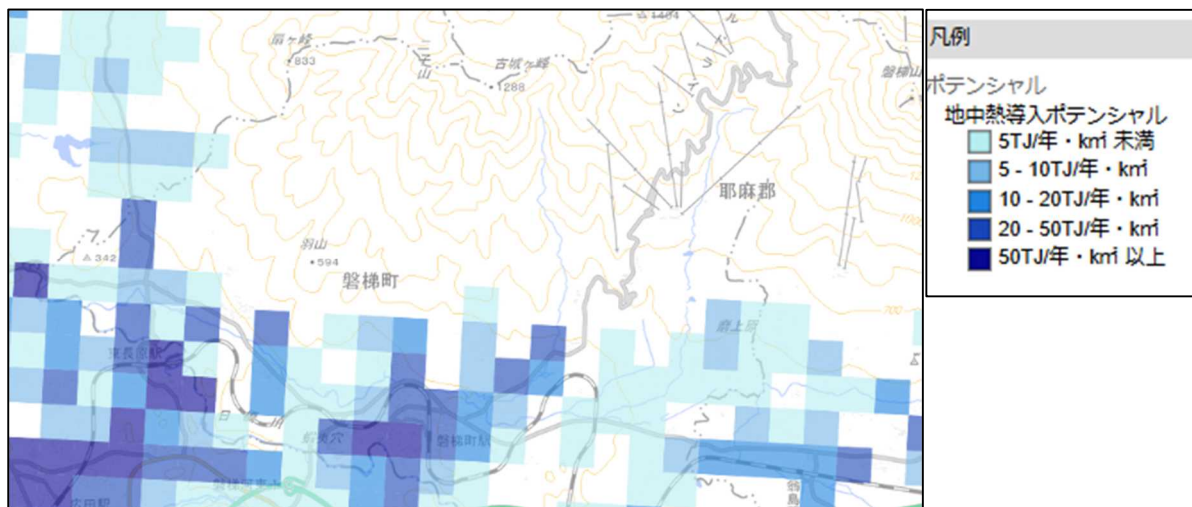


図 4-4-8 地中熱



[出典：REPOS]

(3) 再生可能エネルギー導入ポテンシャル総括

上記(2) 1～6までの結果を踏まえ、本町の再生可能エネルギーポテンシャルをまとめると以下のとおりとなります。

(3) - 1 再生可能エネルギー（電気）

太陽光発電において突出して高いポテンシャルが確認されました。

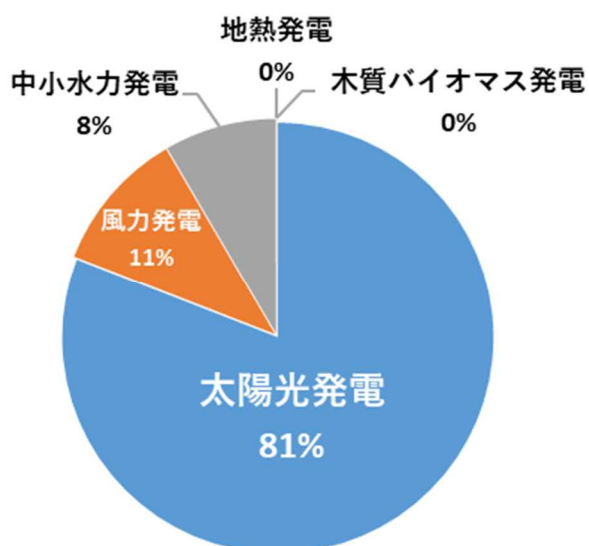
表 4-4-4 再生可能エネルギー（電気）

※木質バイオマスは利用可能量（賦存量の10%）全量電気利用換算の場合

大区分	導入ポテンシャル	単位	割合
太陽光発電	271,789	MWh/年	80.92%
風力発電	35,815	MWh/年	10.66%
中小水力発電	28,214	MWh/年	8.40%
地熱発電	73	MWh/年	0.02%
木質バイオマス発電	0	MWh/年	0.00%
再生可能エネルギー（電気）合計	335,891	MWh/年	100.00%

[出典：REPOS より作成]

図 4-4-9 再生可能エネルギー（電気）



[出典：REPOS より作成]

(3) - 2 再生可能エネルギー（熱）

太陽熱、地中熱ともに、熱需要の高い市街地におけるポテンシャルが確認されました。

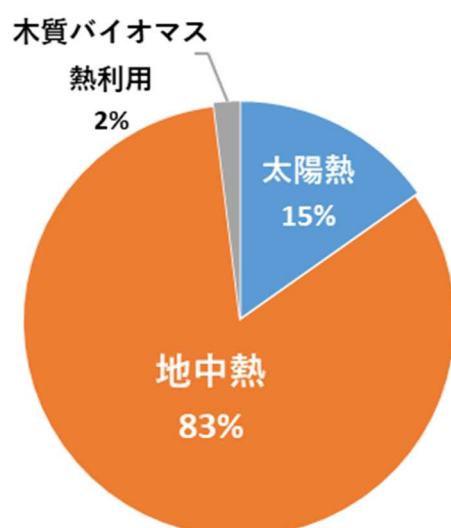
表 4-4-5 再生可能エネルギー（熱）

※木質バイオマスは利用可能量（賦存量の10%）全量電気利用換算の場合

大区分	導入ポテンシャル	単位	割合
太陽熱	39,351	GJ/年	15.21%
地中熱	214,282	GJ/年	82.84%
木質バイオマス 熱利用	5,050	GJ/年	1.95%
再生可能エネルギー（熱）合計	258,683	GJ/年	100.00%

[出典：REPOS より作成]

図 4-4-10 再生可能エネルギー（熱エネルギー）



[出典：REPOS より作成]

(3) - 3 磐梯町での需要と再生可能エネルギーポテンシャルの関係性

電気エネルギーは需要に対して十分なポテンシャルが確認されました。特に太陽光発電システムは需要の4倍のポテンシャルがあり、特に太陽光発電システムの積極的な導入は効果的であると言えます。また、町内敷地の大部分を占める木質バイオマスの利活用についても並行して進めることで町のポテンシャルを最大限活用しての脱CO₂の仕組みに繋がります。

熱エネルギーはポテンシャルとしては需要同等のポテンシャルが確認されましたが、大部分が地中熱であり、地域での利用実績も少なく、投資対効果を含めて慎重に検討する必要があります。近隣自治体との連携を含めて中長期的な計画の検討が必要です。

<補足>各主体の取り組み一覧

◆事業者の取り組み

No	課題対策	取組内容
1	再生可能エネルギーの最大限活用	事業所屋根における自家消費型太陽光発電の設置
		敷地や未利用地における太陽光発電の設置
		P P A（※4）やリースによる太陽光発電の設置
		温水利用施設へのバイオマスボイラーの導入
		暖房として事務所へのペレットストーブ、木質バイオマスボイラーの導入
		地域バイオマスを活用したバイオマスボイラーの導入
		地域産再生可能エネルギー電力への切り替え
2	施設の省エネルギー化の促進	事業所の省エネ化（新築・改修）
		高効率空調、照明、給湯器の導入
		インバータ導入による省エネ改修（ファン、ポンプ）
		浄化槽の省エネ改修交換（高効率ブロワ等）
		高性能ボイラーの導入
		エネルギー管理システムの導入
		トッランナー機器（複写機、冷凍冷蔵庫等）の導入
		B E M S（※5）の活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施
3	自動車対策	Z E B（※6）への改修
		ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車の導入
		エコドライブの実施
		公共交通、共同輸配送の推進
4	CO ₂ 吸収源対策	電気自動車のための充電スタンドの整備
		事業系一般廃棄物の削減、再資源化推進
		町内の森林経営への参加
		町内で生産されたCO ₂ クレジットの利活用
5	普及啓発活動	町内での有機農業、無農薬農業への参画
		事業所の樹木維持、緑化
6		環境イベントへの支援や参加
		町内小中学校での環境に関する学習機会の提供

◆農林業での取り組み

No	課題対策	取組内容
1	再生可能エネルギーの最大限活用	農地を活用して営農を継続しながらの営農型太陽光発電事業（ソーラーシェアリング）の設置

		地域バイオマスを活用した小型バイオマスボイラーの導入
		牛糞、もみ殻のバイオマス資源利用
2	施設の省エネルギー化の促進	施設園芸への省エネ設備導入
		省エネ農機の導入
3	廃棄物削減と循環型社会の推進	地域バイオマス資源を活用した循環型農業の推進
4	CO ₂ 吸収源対策	間伐と主伐再生造林の推進
		バイオマス燃料の生産と利用
5	普及啓発活動	環境イベントへの支援や参加
		町内小中学校での環境に関する学習機会の提供

◆家庭での取り組み

No	課題対策	取組内容
1	再生可能エネルギー設備等の導入	住宅の屋根や未利用地などへの太陽光発電設置による電力の自給自足
		薪ストーブ・ペレットストーブによる熱利用と木材の地産地消
		太陽熱温水器による熱利用
		再生可能エネルギーを基にした電力への切り替え
2	省エネルギー対策	住宅における断熱改修（窓改修や部分断熱含む）や高断熱住宅の建築
		ヒートポンプ給湯器などの高効率給湯器への買い換えや節水・節湯水栓への交換
		LED照明などの高効率照明への買い換え
		省エネ型家電製品への買い換え（冷蔵庫、テレビ、エアコン等）
3	自動車対策	ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車への乗り換え
		デマンドタクシーやバス、鉄道、自転車の利用
4	廃棄物削減と循環型社会の推進	ごみの分別と再資源化フローの構築
		生ごみのコンポスト化
		地域バイオマス資源を活用した循環型農業の推進
5	CO ₂ 吸収源対策	町産材を利用した住宅の新築やリフォームによる木材の地産地消
		地元産農産物の継続的な購入、利用
6	森林吸収源対策	住宅の樹木維持、緑のカーテンなどの緑化と日射対策
		財産区等の森林の間伐と利活用に取り組む

◆行政での取り組み

No	課題対策	取組内容
1	再生可能エネルギーの最大限活用	庁舎、町関連施設屋根における自家消費型太陽光発電の設置
		敷地や未利用地における太陽光発電の設置
		PPA（※4）やリースによる太陽光発電の設置
		温水利用施設へのバイオマスボイラーの導入

		暖房として庁舎、町関連施設へのペレットストーブ、木質バイオマスボイラーの導入
		地域バイオマスを活用したバイオマスボイラーの導入
		地域産再生可能エネルギー電力への切り替え
2	施設の省エネルギー化の促進	庁舎、町関連施設の省エネ化（新築・改修）
		高効率空調、照明、給湯器の導入
		インバータ導入による省エネ改修（ファン、ポンプ）
		高性能ボイラーの導入
		エネルギー管理システムの導入
		トップランナー機器（複写機、冷凍冷蔵庫等）の導入
		BEMS（※5）の活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施
3	自動車対策	ZEB（※6）への改修
		ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車の導入
		エコドライブの実施
		公共交通、共同輸配送の推進
4	廃棄物削減と循環型社会の推進	電気自動車のための充電スタンドの整備
		事業系一般廃棄物の削減、再資源化推進
5	CO ₂ 吸収源対策	町内森林管理の強化
		町内での有機農業、無農薬農業促進
		庁舎、町関連施設の樹木維持、緑化
6	普及啓発活動	環境イベントへの支援
		町内小中学校での環境に関する学習機会の提供

（※4）PPA

太陽光発電等の初期費用を事業者が負担して屋根等に設置し、発電した電力を建物所有者等に販売することで初期費用を回収する事業形態。建物所有者は初期費用 0 円で太陽光発電を設置でき、設置後、一定期間（例 10～20 年間）は、発電された電気のうち使用した分の電気料金の支払いは必要となるが、一定期間経過後は太陽光発電設備が建物所有者に無償譲渡される。

（※5）BEMS（ビル・エネルギー管理システム）

建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもので、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながら、最適な運転を行うトータルなシステム。

（※6）ZEB（Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル））

室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

第5章 事務事業編

1. 対象とする範囲

町の全ての事務事業及び出先機関を対象範囲とします。

表 5-1-1 対象とする施設等一覧

施 設 名	施 設 名
磐梯町役場庁舎（行政経営課）	磐梯町民体育館（町民課）
磐梯町保健福祉センター（町民課）	ふれあいセンター（教育課）
磐梯町保育所（教育課）	多目的広場・備蓄倉庫（教育課）
磐梯町児童館（教育課）	資料館・外トイレ（文化課）
磐梯町こども館（教育課）	慧日寺金堂・休憩所（文化課）
磐梯幼稚園（教育課）	水道施設（建設課）
磐梯第一小学校（教育課）	下水道施設（建設課）
磐梯第二小学校（教育課）	建設車庫（建設課）
磐梯中学校（教育課）	地下道・外灯（建設課）
磐梯町中央公民館（教育課）	公用車（各課）

2. 基準年度における温室効果ガス排出状況

基準年度（平成 25(2013)年度）における本町の事務事業からの温室効果ガス総排出量は、1,086,545kg-CO₂ となり、基準年度における区分別の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は次のとおりとなります。

表 5-2-1 車両及び施設からの二酸化炭素排出量

区分	基準年度（2013 年度） 二酸化炭素排出量 kg-CO ₂
車両	1 4 4, 2 2 5
施設	9 4 2, 3 2 0
合計	1, 0 8 6, 5 4 5

表 5-2-2 車両の油種別二酸化炭素排出量

区分	排出係数	基準年度（2013 年度）	
		使用量 (ℓ)	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
軽油	2.58	38,335	98,904
ガソリン	2.32	19,535	45,321
計		57,870	144,225

排出割合

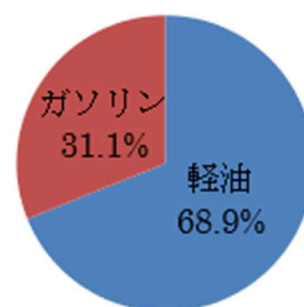
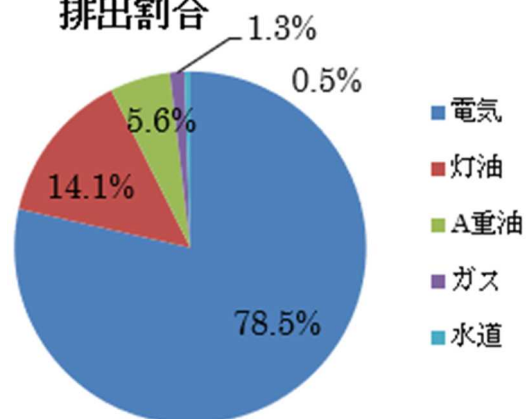


表 5-2-3 施設の発生源別二酸化炭素排出量

区分	排出係数	基準年度（2013 年度）	
		使用量	二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
電気 (kwh)	0.60	1,233,342	740,005
灯油 (ℓ)	2.49	53,218	132,513
A 重油 (ℓ)	2.71	19,300	52,303
ガス (m³)	3.00	4,185	12,555
水道 (m³)	0.36	13,732	4,944
計			942,320

排出割合

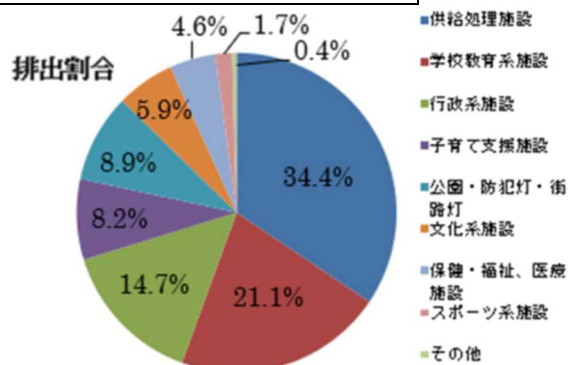


※電気の排出係数は 2013 年度東北電力の数値を使用。

表 5-2-4 （補足）施設類型別温室効果ガス排出量

施設類型に含まれる主な施設	主な施設
町民文化系施設	公民館、資料館等
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設、観光施設
学校教育系施設	小学校、中学校
子育て支援施設	幼稚園、保育所、児童館、こども館
行政系施設	庁舎
保健・福祉、医療施設	保健福祉センター
公園・防犯灯・街路灯	公園、防犯灯、街路灯
供給処理施設	上水道、下水道、農業集落排水施設
その他	公衆トイレなど

施設類型別の温室効果ガス総排出量は、「供給処理施設」が最も多く全体の約 34% を占め、次いで「学校教育系施設」21%、「行政系施設」15%などとなっています。



3. 温室効果ガスの排出削減目標

短期・中期計画目標年度までの温室効果ガス排出量の削減目標は、以下のとおりとします。

短期目標 2030 年度までに、2013 年度比で約 30%削減

中期目標 2040 年度までに、2013 年度比で約 60%削減

表 5-3-1 温室効果ガスの排出削減目標

項目	2013 年度 (基準年度)	2030 年度 (短期目標年度)	2040 年度 (中期目標年度)
一般の事務事業からの排出量	7 6 2, 7 3 2	5 3 3, 9 1 2	3 0 5, 0 9 2
		▲ 3 0. 0 %	▲ 6 0. 0 %
供給処理からの排出量	3 2 3, 8 1 3	2 2 6, 6 6 9	1 2 9, 5 2 5
		▲ 3 0. 0 %	▲ 6 0. 0 %
総排出量	1, 0 8 6, 5 4 5	7 6 0, 5 8 1	4 3 4, 6 1 7

4. 具体的な取り組み

(1) 行政の取り組みと脱炭素のロードマップ

本町の CO₂排出において事業者の占める割合は極めて大きいものとなり、その削減に向けては働きかけに留まらず協働の姿勢で取り組む必要があります。

※第3章 区域施策編：1. 目標達成に向けた取り組みより抜粋・再掲

本町の CO₂排出量の削減に向けて3つの基本施策と3つの付帯施策を定め、事業者、農林業、家庭、行政が実行していきます。特に町内の CO₂排出量の大部分を占める事業者の排出量の削減を推進するために、行政は主体性をもって事業者が取り組みやすい仕組みの共同検討・企画・運営・支援まで一連の取り組み推進が必要です。

〈基本施策〉

【1】再生可能エネルギーの最大限活用

【2】施設の省エネルギー化の促進

【3】自動車対策

〈関連施策〉

【4】廃棄物削減と循環型社会の推進

【5】C O₂ 吸収源対策

【6】普及啓発活動

◆行政での取り組み ※実施運用体制は第6章に記載

No	課題対策	取組内容
1	再生可能エネルギーの最大限活用	庁舎、町関連施設屋根における自家消費型太陽光発電の設置
		敷地や未利用地における太陽光発電の設置
		P P A やリースによる太陽光発電の設置
		温水利用施設へのバイオマスボイラーの導入
		暖房として庁舎、町関連施設へのペレットストーブ、木質バイオマスボイラーの導入
		地域バイオマスを活用したバイオマスボイラーの導入
		地域産再生可能エネルギー電力への切り替え
2	施設の省エネルギー化の促進	庁舎、町関連施設の省エネ化（新築・改修）
		高効率空調、照明、給湯器の導入
		インバータ導入による省エネ改修（ファン、ポンプ）
		高性能ボイラーの導入
		エネルギー管理システムの導入
		トップランナー機器（複写機、冷凍冷蔵庫等）の導入
		B E M S の活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施
3	自動車対策	Z E B への改修
		ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車の導入
		エコドライブの実施
		公共交通、共同輸配送の推進
4	廃棄物削減と循環型社会の推進	電気自動車のための充電スタンドの整備
		事業系一般廃棄物の削減、再資源化推進
5	CO ₂ 吸収源対策	町内森林管理の強化
		町内での有機農業、無農薬農業促進
		庁舎、町関連施設の樹木維持、緑化
6	普及啓発活動への貢献	環境イベントの支援
		町内小中学校での環境に関する学習機会の提供

第6章 気候の変化と将来予測、気候変動影響評価、適応策の検討

1. 気候の変化と将来予測、気候変動影響評価、適応策の検討

「福島県の気候変動と影響の予測」及び「気候変動影響評価報告書（令和2年12月、環境省）」等をもとに、現時点ですでに気候変動の影響が生じている、または特に気候変動の影響の大きいと考えられる分野・項目を列挙しています。国・県で定める気候変動対策を確認するとともに、それぞれの取組方向性と適応策について、本町に関連する分野・項目を対象に対応を進めてまいります。

表 6-1-1 適応策の分野・項目及び気候変動影響評価報告書における評価（福島県）

※磐梯町と関係性の低い項目については灰色網掛け

本県で実施する適応策の分野・項目			気候変動適応報告書に おける評価			県の評価からの 本町評価 ※重大性は県準拠	
分野	大項目	小項目	重大性	緊急性	確信度	緊急性	確信度
農業、林業、水産業	農業	水稲	●	●	●	●	●
		野菜等	◆	●	▲	●	●
		果樹	●	●	●	●	●
		麦、大豆、飼料作物等	●	▲	▲	▲	▲
		畜産	●	●	▲	●	●
		病虫害・雑草等	●	●	●	●	●
		農業生産基盤	●	●	●	●	●
	林業	木材生産(人工林等)	●	●	▲		
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)	●	●	▲		
		増養殖業	●	●	▲		
		沿岸域・内水面漁場環境等	●	●	▲		
水環境・	水環	湖沼・ダム湖	●	▲	▲	●	●

水資源	境	河川	◆	▲	■	▲	■
		沿岸域及び閉鎖性海域	◆	▲	▲		
	水資源	水供給(地表水)	●	●	●	●	●
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯	●	●	▲	●	▲
		野生鳥獣の影響	●	●	■	●	▲
自然災害・沿岸域	河川	洪水	●	●	●	●	●
	沿岸	海岸侵食	●	▲	●		
	山地	土石流・地すべり等	●	●	●	●	●
	複合的な災害影響		※評価結果の記載なし				
健康	暑熱	熱中症等	●	●	●	●	●
	感染症	節足動物媒介感染症	●	●	▲	●	▲
	その他	温暖化と大気汚染の複合影響	◆	▲	▲	▲	▲
産業・経済活動	エネルギー	エネルギー需給	◆	■	▲	▲	▲
	製造業		●	▲	▲	●	●
国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等	水道、交通等	●	●	●	●	●

【重大性】	【緊急性】【確信度】
●：特に重大な影響が認められる ◆：影響が認められる －：現状では評価できない	●：高い ▲：中程度 ■：低い －：現状では評価できない

<適応策>

『農業、林業、水産業』分野

①農業

○水稻

試験研究や技術実証等、最新の技術情報を踏まえ、新たに実用化された生産技術等も積極的に活用しながら、気象リスクに強い水稻の栽培管理技術を推進します。また、高温による障害の少ない品種の選定や開発、高温による障害を受けにくい施肥管理や水管理等、気象リスクに対応する技術開発に取り組みます。

○野菜等

施設園芸での遮光資材、循環扇等の高温対策を推進するとともに、試験研究や技術実証等、最新の技術情報を踏まえ、新たに実用化された生産技術等も積極的に活用しながら、気象リスクに強い産地づくりを進めます。また、高温下でも栽培可能な品種の選定や、ミスト冷房を活用した高温環境改善技術等、気象リスクに対応する技術開発と普及に取り組みます。

○果樹

収穫時期の異なる品種の導入による品種構成の分散化など、試験研究や技術実証等の成果を踏まえ、新たに実用化された生産技術の活用等も積極的に活用しながら、気象リスクに強い産地づくりを進めます。

また、高温下でも着色の良い品種や系統の導入など、高品質果実の生産を推進するとともに、高温による生育障害の対策技術の開発に重点的に取り組むなど、気象リスクに対応する技術開発と普及に取り組みます。

○麦、大豆、飼料作物等

小麦について、暖冬による生育ステージの前進化や生育異常に対応した栽培管理技術や品種について検討を進めます。

○畜産

暑熱対策等、家畜の飼養管理技術の改良・普及に引き続き取り組みます。

○病虫害・雑草等

主要な害虫の分布域の変化予測や病虫害の発生予察システムを構築し、効果的かつ効率的な防除ができるようにします。

また、温暖化に伴い、新たな病虫害の発生が予想されるため、近隣自治体と情報共有しな

がら、病虫害調査や防除方法に関する試験研究に取り組みます。

○農業生産基盤

国土の保全、水源のかん養、洪水の防止等の農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に向けて、地域の農業者等が共同で行う地域資源の保全活動等を支援します。

防災重点農業用ため池の防災工事等推進計画に基づき、計画的な工事着手を推進し、老朽化又は耐震性の向上が必要な防災重点農業用ため池について、決壊による水害から住民の生命及び財産を保護するほか、農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止するため、ため池整備工事を実施します。

農業水利施設の長寿命化や安全性の向上を図るためのソフト対策やハード対策を行い、農地等に湛水被害が生じるおそれのある地域において、排水機場等の排水設備の再整備を行い、湛水被害の発生を未然に防止します。

時期毎に設定した貯水位を着実に運用するため、定期的に各ダムの貯水量を把握し、協定容量の確保について関係機関への指導・助言を行います。

②林業

○木材生産(人工林等)

成長に優れたエリートツリーの種苗生産体制を確立し、森林による二酸化炭素の吸収作用強化を図ります。

③水産業

○回遊性魚介類(魚類等の生態)

海洋観測による環境変化の把握及び海況予測の高度化を図るとともに、水産資源調査による魚介類への影響把握及び漁場予測・資源量予測の高精度化により、漁業に与える影響の把握に努めます。

○増養殖業

サケ稚魚放流において、母川回帰率の高い大型種苗の放流への支援など、気候変動に適応する生産技術の導入を促進します。

○沿岸域・内水面漁場環境等

資源減少が懸念されるアワビ類等を対象とした、効果的な種苗放流手法の検討や、漁場環境保全活動による漁業生産の維持増大を図ります。

『水環境・水資源』分野

①水環境

水環境の変化は気候変動による影響だけではなく、周辺環境の変化に応じて、相乗的に影響リスクが肥大化する場合も想定されることから、現在行っている河川、湖沼などの公共用水域の水質の常時監視（地球温暖化の影響を受けるとされる水温、全りんやクロロフィルaを含む）を継続する。なお、水質が環境基準を達成しなかった場合、原因究明に努めるとともに、達成に向けた対策を検討します。

②水資源

○水供給(地表水)

主要農業用ダムの貯水率などの地表水の変動情報をホームページで随時公表し、幅広い住民へ情報共有を進めます。渇水の恐れがある場合には、関係機関と動向予測の情報を密に共有し、応急的に必要な対策を迅速に実施できるように努めます。

また、気候変動に対して恒常的に渇水が認められる地域が存在する場合には、水資源を確保するための対応に努めます。

『自然生態系』分野

①陸域生態系

○植物種・動物群・生物季節

気候変動に伴う希少種の損失防止など、生物多様性の保全のため従前実施してきた施策に、予測される気候変動の影響も考慮しながら、より一層の推進を図ります。

福島県の野生鳥獣保護管理等に関する各種計画に基づき捕獲対策等を進めることによりイノシシやニホンジカ等の生息数を低密度に維持し、自然植生への影響、農林業における被害拡大を抑制します。

『自然災害・沿岸域』分野

① 複合的な災害影響

気候変動に伴い頻発・激甚化する自然災害に備え、危機管理センターを活用した自助・共助に関する情報発信や防災出前講座を実施し、住民の危機管理意識の向上を図るとともに、水害・土砂災害から自分と大切な人の命を守るために住民が平時から適切な避難行動を考える「マイ避難」の取り組みを推進します。

また、災害が発生した際には速やかに災害対策本部を立ち上げ、迅速かつ的確な初動対応を実施するため、防災拠点施設である危機管理センター及び合同庁舎等の防災拠点施設としての機能の維持に取り組みます。

②河川

○洪水

新たな観測結果による河川整備計画等の点検・見直しを行いながら、河川堤防の整備を着実に実施します。また、令和元年東日本台風を踏まえ、様々な主体がハード・ソフトの両面で流域全体での総合的な防災減災対策を実施していきます。

最大規模の降雨を対象とした浸水想定区域の見直しや水災害情報図の作成等及び防災セミナーの実施により、住民の危機管理意識の向上を図ります。

河川に整備された雨量及び水位等のテレメータシステム、河川情報提供システム等の維持管理を行い、ライブカメラにより河川・海岸のリアルタイム映像を公開し、住民の避難や防災意識に役立てます。十全な洪水調節機能の発揮を図るため、貯水施設管理設備の改修や排砂工を行い、河川の洪水による人的被害や資産、農地、農作物及び農業用施設等の被害を未然に防止します。

③沿岸

○海岸浸食

海岸堤防の津波・高潮対策を実施し浸水被害の軽減を図るとともに、堤防を整備し国土保全のための汀線を維持します。その他、住民の危機管理意識の向上を図る活動を推進します。

農地保全に係る海岸区域において、「海岸法」に基づき、高潮・波浪・津波等による災害を未然に防止するとともに、海岸侵食等の被害から海岸を防護し、併せて国土保全と民生安定を図ります。

④山地

○土石流・地すべり等

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面の安定に向けた治山ダム工、土留工等の施設の整備や植林、森林の造成等を行い、荒廃地及び荒廃危険地等の整備を進めるとともに、山地災害のリスク軽減に関する適応策を事前に講じることに努めます。

また、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域内において、地すべり防止工事を実施し、農地、農業用施設並びに民家や公共施設等の被害を除去又は軽減します。

頻発する土砂災害について、砂防関係施設のハード整備を着実に推進していくことに加えて、土砂災害警戒情報の的確な発令や土砂災害警戒区域等の指定や見直し、その他住民の危機管理意識の向上を図る活動など、ハード・ソフト両面から対策を推進します。

『健康』分野

①暑熱

○熱中症

住民が、熱中症予防行動に取り組むことができるよう、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症予防のための新たな生活様式も踏まえた熱中症予防策や注意情報について、テレビやラジオ等の広報やホームページを活用した正しい知識の普及を図ります。

学校においては、環境省・文部科学省から「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」が示されており、これに基づいた対応に努めます。

農林漁業者に対し、農作業安全推進と併せて「熱中症対策」のチラシ配布や講習会等において注意喚起を行います。

公共施設や商店などで冷房等を共有する「クールシェア」の推進により、熱中症の防止と省エネを両立します。

②感染症

○節足動物媒介感染症

蚊を発生させない、蚊に刺されない等の予防対策について、ホームページ等を活用して住民に周知します。

また、国際的なデング熱等の発生状況などについて、適宜医療機関等へ情報提供を行います。

③その他

○温暖化と大気汚染の複合影響

光化学オキシダント濃度について、今後も引き続き常時監視を行うことにより、状況を把

握し、注意報等の発令時には、事業者に燃料削減の協力を要請するなど、適切な対応を図っていきます。

『産業・経済活動』分野

①エネルギー

○エネルギー需給

再生可能エネルギー等の導入拡大を進めるとともに、持続可能なエネルギー社会の構築を目指す。さらに、これらを推進・加速する水素社会実現に向けた取り組みを進めます。

また、再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」や「福島新エネ社会構想」、「イノベーション・コースト構想」に基づき、再生可能エネルギー及び水素を核とした関連産業の育成・集積を推進します。

② 製造業

事業者の事業継続計画（非常事態における業務の停止・被害を最小限に抑えるために平常時に策定する計画）の策定や防災策等の適応策の先進的な事例を紹介するなどして事業者の関心と積極的な取り組みを促進します。

また、気候変動に伴い水害の発生確率が高まっていることから、企業に対し事業継続計画の策定を支援し、災害に強い町を目指します。

『国民生活・都市生活』分野

①都市インフラ・ライフライン等

水道、交通等

大規模自然災害等に伴う停電が発生した場合であっても、速やかな電力施設等の応急復旧により、防災拠点施設や避難所等において必要となる電力を確保するため、総合防災訓練における電力供給訓練の実施や災害時応援協定の締結等により、電力事業者等との連携強化を図り、災害時における停電対策の充実を推進します。

防災・減災、国土強靱化のため、水道施設の耐災害性強化対策等の促進を図ります。

第7章 推進・点検体制および実施状況の公表

1. 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国・県・近隣自治体、及び町民・事業者/団体等と協力・連携を行い、町一体として推進していきます。

計画の着実推進のため、令和5(2023)年4月より設置の「磐梯町サステイナブル推進戦略会議（現：磐梯町サステイナブルタウン推進戦略会議）」を中心に、令和6(2024)年12月に設置の「磐梯町サステイナブルタウン推進パートナー協議会」とも連携・協働し、計画の報告・評価をするとともに、新たな施策や事業の拡充を検討します。結果は町のホームページ・広報によって、町民・事業者等に広く周知することで、各主体の行動変容を促します。

「磐梯町地球温暖化実行計画【事務事業編】【区域施策編】」を連動させながら、進捗状況を管理し、本町全体における地球温暖化対策の強化を図ります。

【サステイナブルタウン推進戦略会議】

毎月の定例で開催している磐梯町サステイナブルタウン推進戦略会議を当計画の意思決定会議として設定します。

当会議では、循環型地域づくりの実現、脱CO₂、ネイチャーポジティブの3つの軸をもって協議を進めております。毎月の取り組みの内容や進捗を当会議で、報告、確認し、次月以降の施策を速やかに決定し、推進していきます。

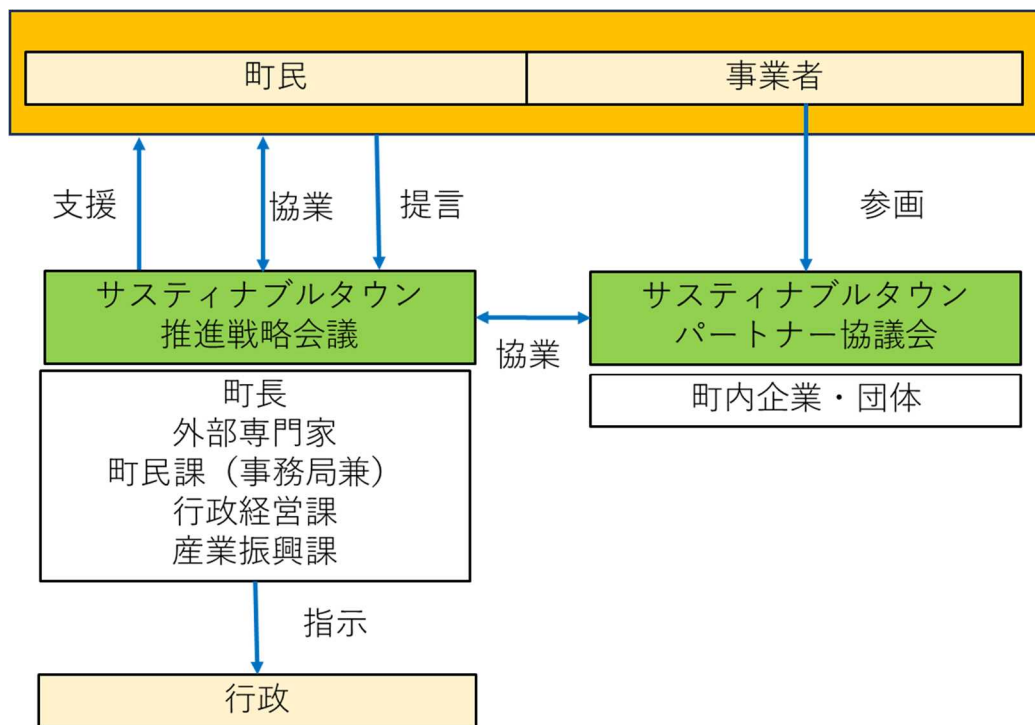
【サステイナブルタウン推進パートナー協議会】

令和6(2024)年10月1日（火）に磐梯町と磐梯町内で事業を営む8つの主要企業・団体の間で、「子や孫たちが暮らし続けたい魅力ある持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定」を締結しました。

当協議会は令和6(2024)年12月に立ち上げ、パートナー企業と年間2回程度会合を開催して、特定事業者を含む主要企業・団体の持続可能な取り組みについて進捗の確認や取り組みについての支援、行政と共同での企画を推進していきます。



図 7-1-1 推進体制



【町民の役割】

- ・家庭における省エネルギーに取り組み、環境負荷の少ない地球温暖化防止に配慮したライフスタイルを目指します。
- ・家庭に設置できるような再生可能エネルギーを国や県、町などの支援制度を有効に活用しながら、積極的に導入します。
- ・焼却ごみの削減、再資源化推進のための分別、エコドライブの実施などを積極的行います。

【事業者の役割】

- ・事業者は、産業活動の中で多様なエネルギーを消費していることから、国などが実施する各種支援制度などを有効に活用しながら、事業所や設備等の省 エネルギー推進や再生可能エネルギーの導入を図ります。

【行政の役割】

- ・本町の特性を活かすことができる計画を策定し、その実現に向けた施策や支援策の展開を図ります。
- ・公共施設への再生可能エネルギー導入を率先しながら、町民への再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、町民への普及、啓発を図ります。
- ・国や県の動向を把握しながら、有効な各種支援制度の活用や情報提供を行います。
- ・将来を担う子ども達に対し、学校教育の一環としてエネルギー問題や環境問題を積極的に取り入れ、町の取り組みについての学習と、将来に向けた人材育成を図ります。
- ・省エネルギーや再生可能エネルギーの推進は、エネルギー問題や地球温暖化対策のためだけではなく、持続可能なまちづくりへの取り組みとなることから、推進体制を整備します。
- ・地球温暖化対策推進会議(仮称)を設置し、町一体となった取り組みを推進します。

2. 進捗管理・点検・評価・進捗状況の公表

(1) 進捗の管理方法

事務局はPDCAサイクルにより進捗状況を把握し、年間1回の点検を行います。期間の実施状況を管理していきます。進捗の把握についてはLAPPS（Local Action Plan Supporting Systemの略称、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム）等の管理ツールを活用します。

図 7-2-1 実施状況管理手順

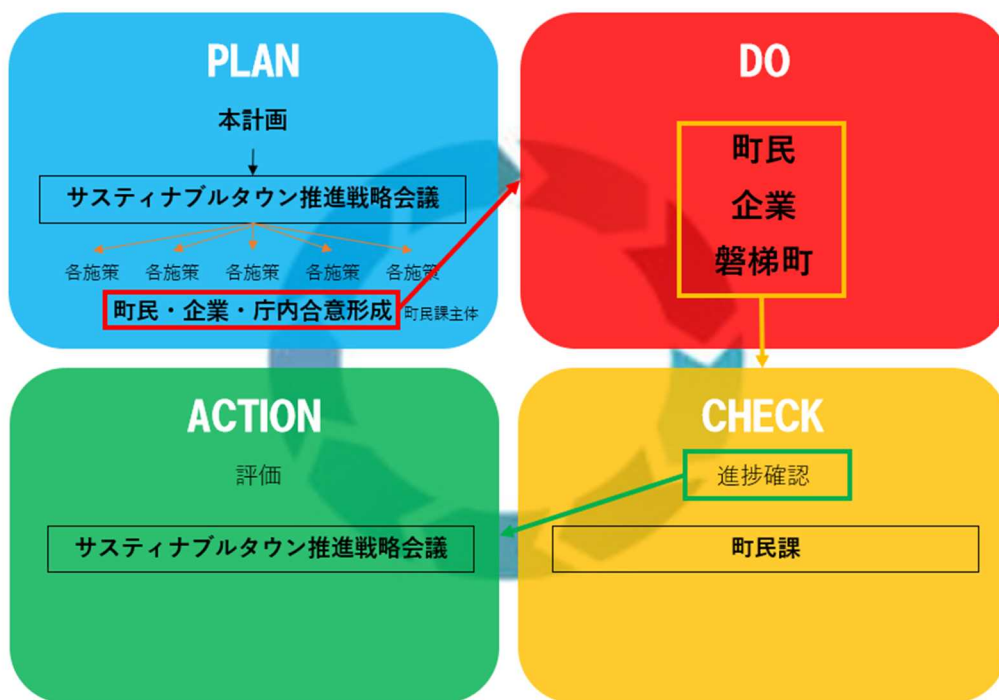
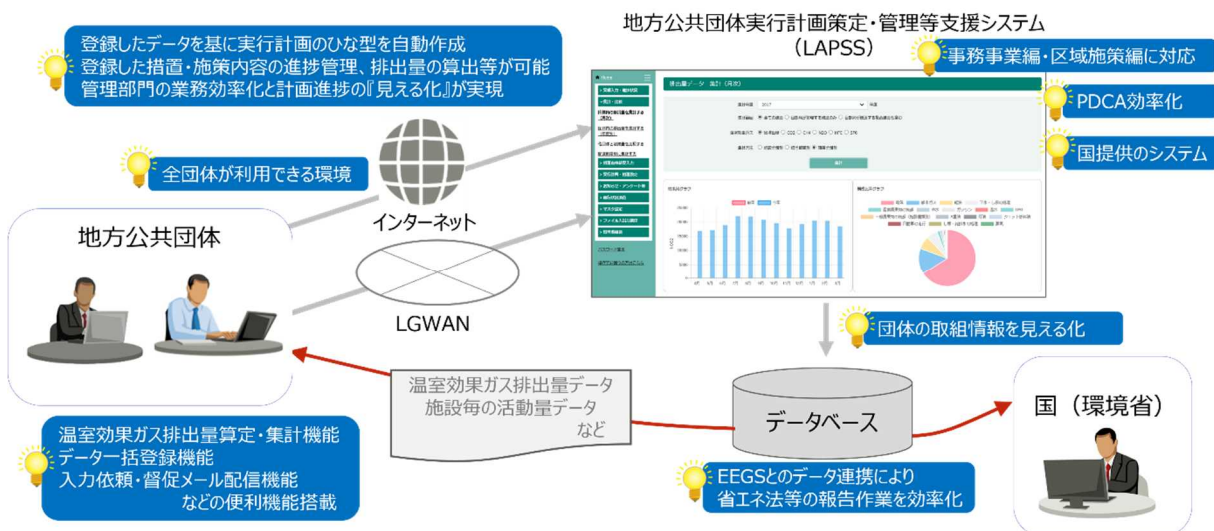


図 7-2-2 LAPPS



[出典：環境省 HP]

(2) 進捗管理項目

- ①二酸化炭素排出量の調査及び集計
- ②省エネ行動（活動量）に係る取組実績の調査及び集計
- ③事務局による点検結果取りまとめ、サステイナブルタウン推進戦略会議で進捗報告および評価のうえ、庁内課長会議での報告実施
- ④進捗状況の年次公表（町広報誌・ホームページ）

(3) 計画の見直し

毎年の中間見直しを行うとともに、必要に応じて計画全体の見直しを行い、状況の変化に適切に対応していきます。

資料編

1. 磐梯町地球温暖化実行計画調整会議の開催状況

実施日	内容
令和 6 (2024)年 8 月 2 1 日 (水)	磐梯町地球温暖化対策実行計画の策定スケジュール・役割/体制・策定方針の確認、およびアンケート実施準備の協議
令和 6 (2024)年 9 月 2 7 日 (金)	磐梯町地球温暖化対策実行計画の進捗・アンケート実行詳細計画の報告、及び事業者（町内商工会）コンタクト検討
令和 6 (2024)年 1 0 月 3 0 日 (水)	磐梯町地球温暖化対策実行計画の進捗報告
令和 6 (2024)年 1 2 月 1 1 日 (水)	磐梯町地球温暖化対策実行計画の進捗報告、および納品スケジュール詳細確認
令和 7 (2025)年 1 月 2 0 日 (月)	磐梯町地球温暖化対策実行計画の最終案レビュー

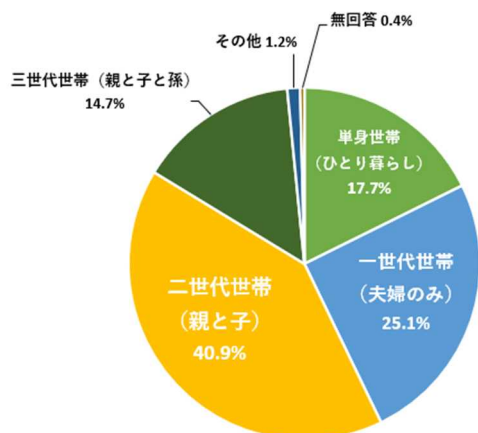
2. 磐梯町地球温暖化実行計画各種アンケート実施概要

アンケート対象	概要	内容
①世帯主向け	アンケート期間	令和 6 (2024) 年 1 0 月 1 1 日 (金) ～ 1 1 月 3 0 日 (土)
	対象詳細	住民基本台帳上の世帯 1,178 に対し 1 名 (世帯主)
	調査方法	二次元バーコード※を貼付した調査票を郵送にて配布し、Web 上と紙媒体 のいずれかで回収
	回答数／率	509 件／43.2% (Web : 115 紙 : 394)
②町民向け (16 歳以上)	アンケート期間	令和 6 (2024) 年 1 0 月 1 1 日 (金) ～ 1 1 月 3 0 日 (土)
	対象詳細	住民基本台帳上の町民 2,960 名から③対象を除いた 2,800 名
	調査方法	二次元バーコード※を貼付した調査票を郵送にて配布し、Web 上と紙媒体 のいずれかで回収
	回答数／率	992 件／33.5% (Web : 162 紙 : 830)
③町民向け (小学 4 年生～ 中学 3 年生)	アンケート期間	令和 6 (2024) 年 1 0 月 2 3 日 (水) ～ 1 1 月 3 0 日 (土)
	対象詳細	住民基本台帳上の該当 160 名
	調査方法	二次元バーコードを貼付した印刷物を教育委員会経由で学校にて直接渡し、Web 上での回収
	回答数／率	128 件／80.0%
④町内事業者向け	アンケート期間	令和 6 (2024) 年 1 0 月 2 3 日 (水) ～ 1 1 月 3 0 日 (土)
	対象詳細	磐梯町商工会会員の 82 事業者
	調査方法	二次元バーコードを貼付した印刷物を磐梯町商工会経由で郵送にて配布し、Web 上での回収
	回答数／率	25 件／30.5%

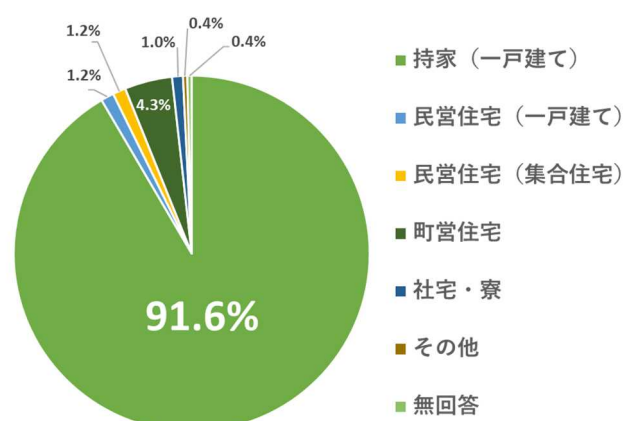
※二次元バーコードは広報誌・町民向け LINE グループでも別途掲載

①世帯主向けアンケート結果

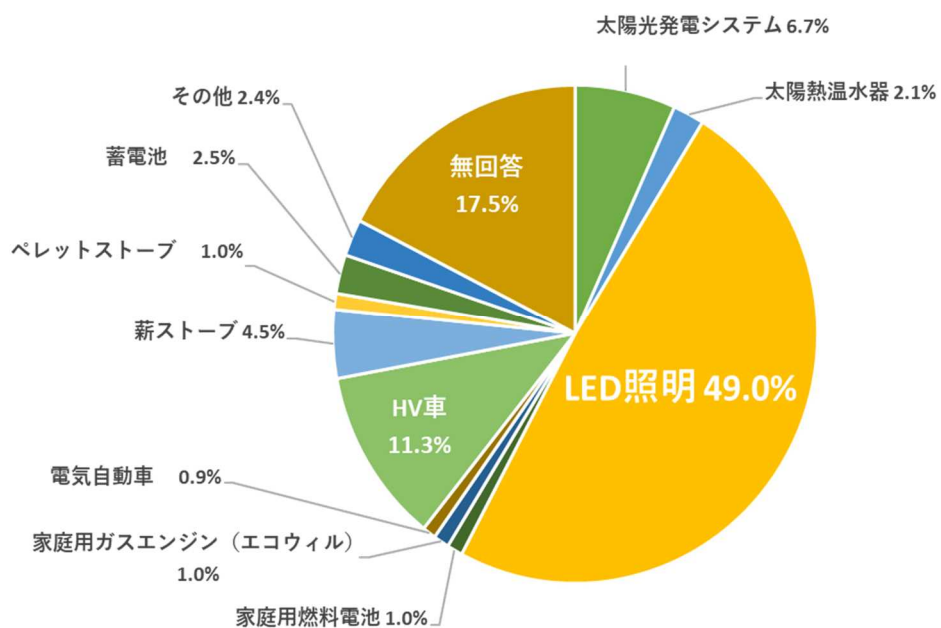
問1：世帯数は何人ですか



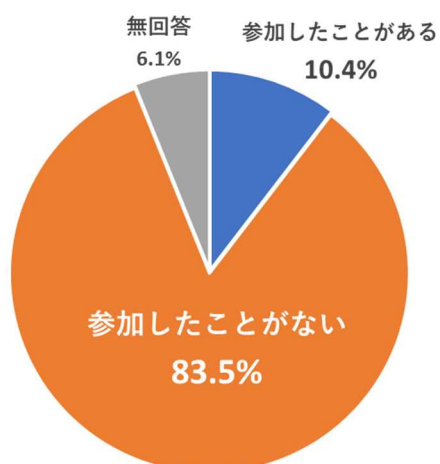
問2：住居形態を教えてください



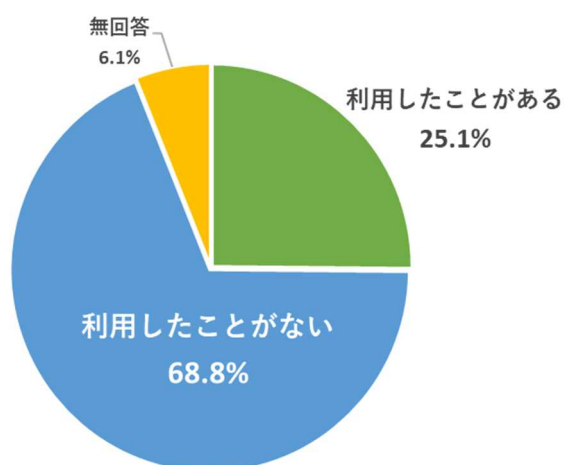
問3：ご家庭で再生可能エネルギーや省エネルギー設備を導入しているものを選択してください (複数回答可)



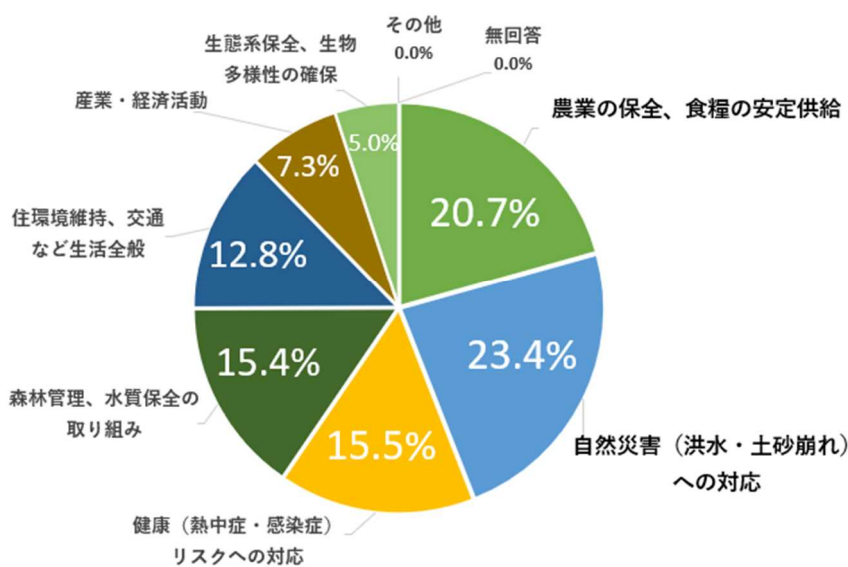
問4：磐梯町で行っている、コンポストなんでも相談会に参加したことがありますか



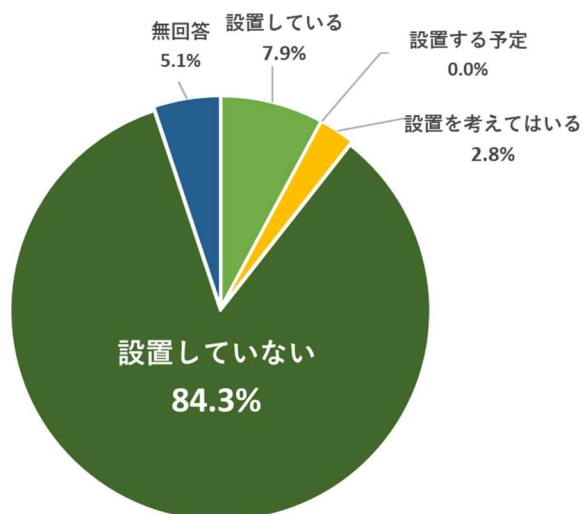
問5：磐梯町で行っている、廃食油の回収を利用したことがありますか



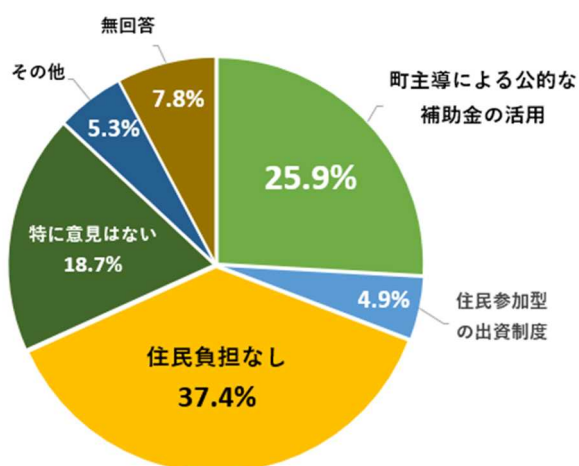
問6：気候変動の影響への対応について、優先して進めてほしい分野を教えてください。
(複数回答可)



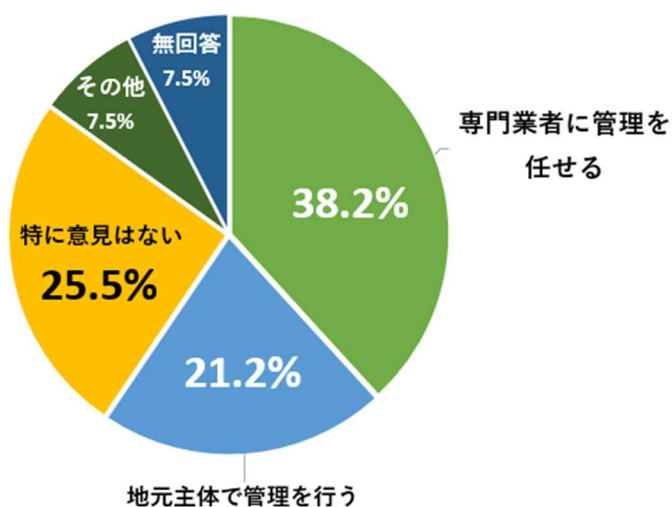
問7：ご自宅の屋根に太陽光発電システムは設置されていますか



問8：町内に太陽光発電システムを設置する際、資金についての考え方を教えてください



問9：町内に設置した太陽光発電システムの運用方法について、どのようにして欲しいですか



問10：磐梯町の脱炭素計画や太陽光発電システムについて質問・ご意見を自由にお聞かせください

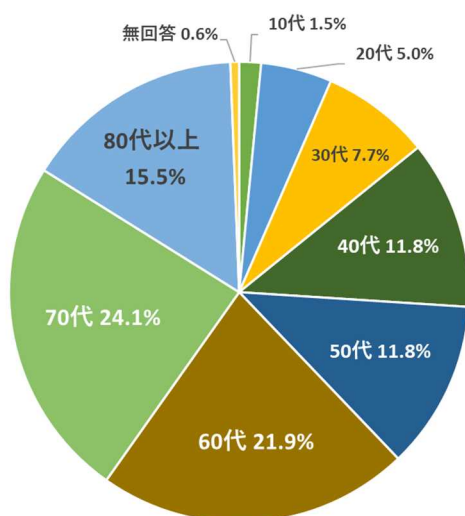
脱炭素計画の進め方・情報開示／周知方法、太陽光発電システム設置への懸念（景観への配慮・健康影響）、他ご自由に記入ください

<主なご意見>

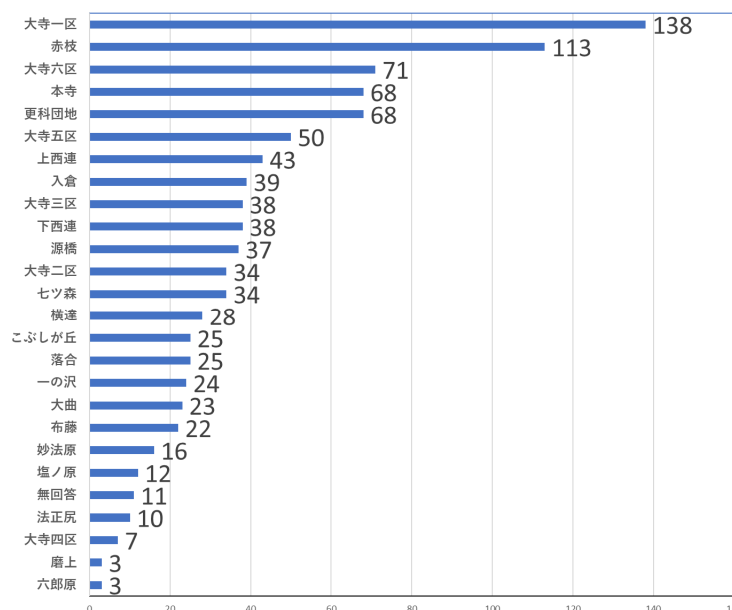
- ・夜間は発電しないことを考慮して、電気分解により水素を発生させ燃料電池を活用することで、夜間・冬期の電力源、また発生する熱も暖房等に活用出来るのではないかな。
- ・パネルの鉛やセレンなどの有害物質発生の可能性、それによる水害の可能性、電磁波の人体への影響の可能性等、デメリットが多いと考える。
- ・①磐梯町は雪国の天候気候に左右される懸念、②定期的メンテナンス、維持管理の費用などの問題、③反射光から反射する光が眩しいというトリプルリスクがある。
- ・このようなアンケートはとても良い取り組みと思う。各自が身近なこととして意識するきっかけになる。昨日よりも少し何かしてみようと思う。
- ・太陽光発電に限らず、風力発電、小水力発電等も検討に入れるべき。
- ・景観や自然環境を破壊する太陽光発電施設建設に反対します。
- ・磐梯町は自然が美しいので太陽光発電設置は景観への配慮が大切だ。
- ・目標とする脱炭素に対して有効な選択肢として何があるのか、その中で特に太陽光を選択する理由などを詳しく知りたい。
- ・首都圏市町村と連携協定を結んで カーボンクレジットができると良いのではないかな。森林が多い地域なので、子供や PTA を巻きこんでの植林事業もその一環で取り組めると啓蒙になると考える。
- ・民間企業と自治体で連携して地域電力の買取と販売をしているところもある。電力の地産地消で循環型経済を目指していただきたい。

②個人向けアンケート結果

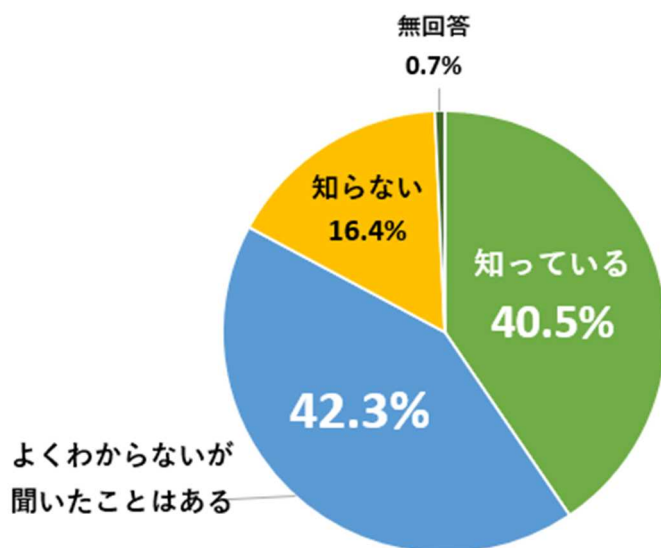
問1：あなたの年齢を教えてください



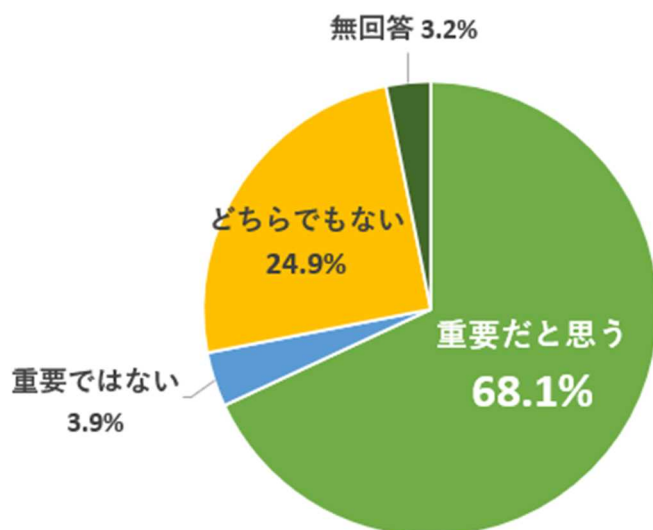
問2：あなたのお住いの行政区を教えてください



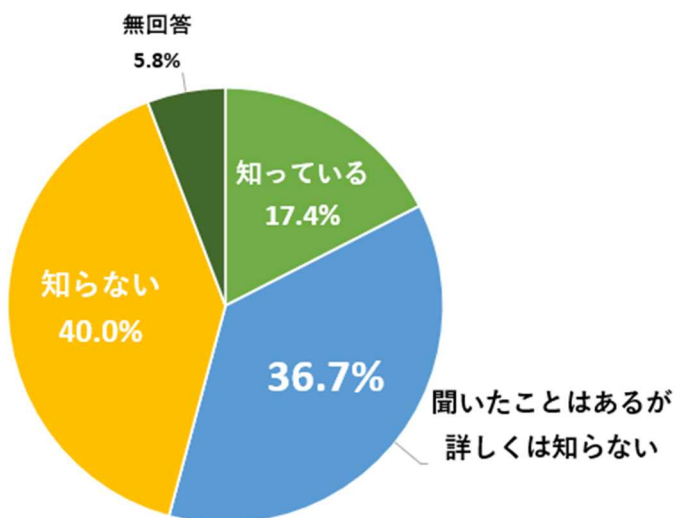
問3：あなたは脱炭素について知っていますか



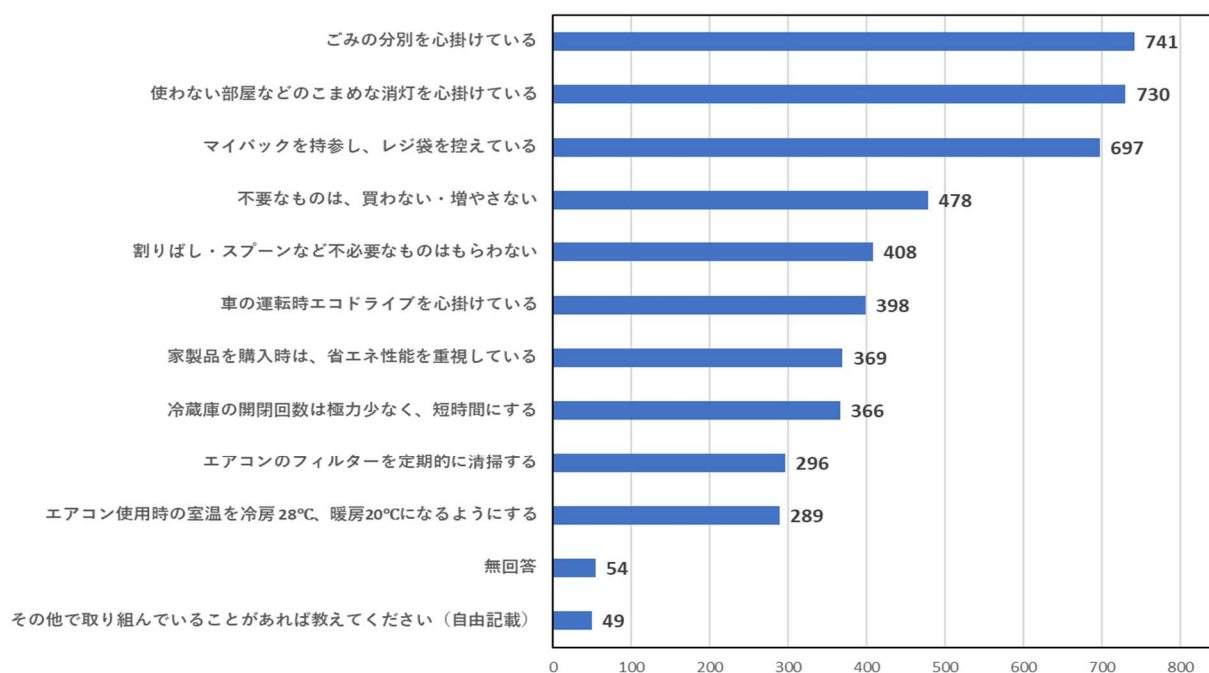
問4：あなたは、脱炭素の重要性についてどう思いますか



問5：磐梯町が「ゼロカーボン宣言」を行っていることを知っていますか



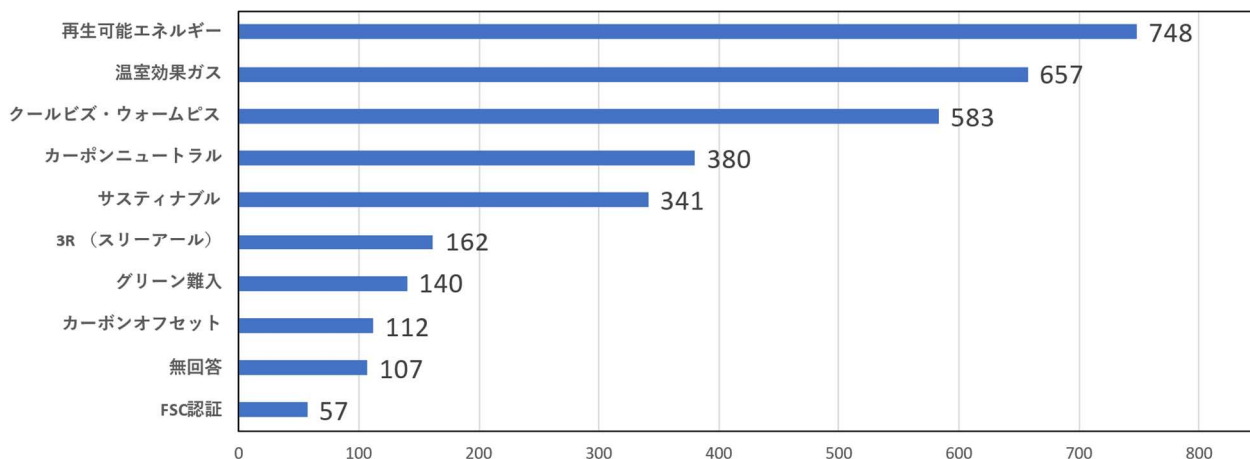
問6：あなたが、ご自分で取り組んでいることを教えてください（複数回答可）



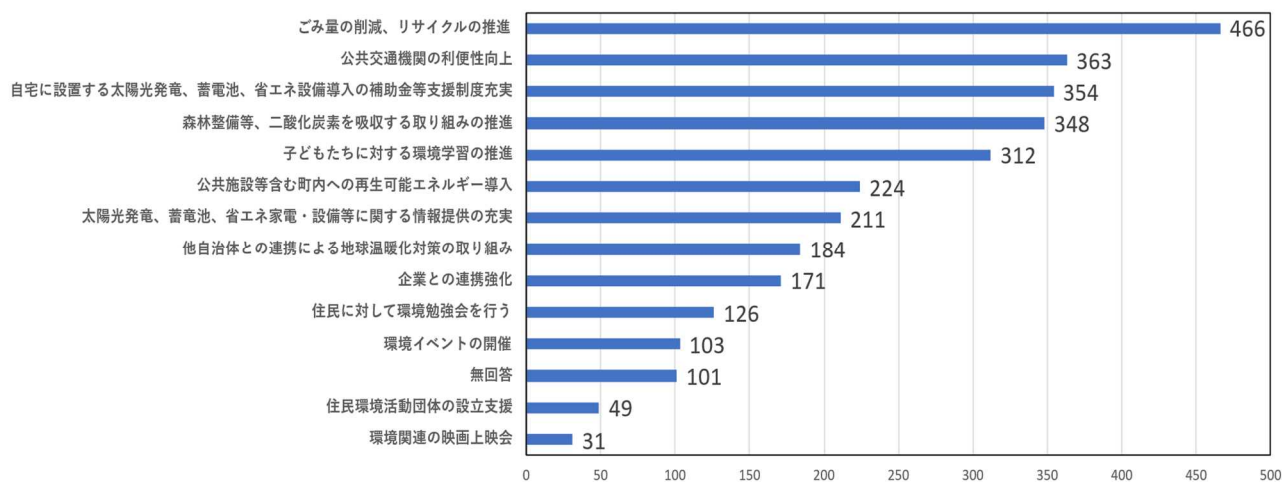
その他で取り組んでいること＜主なご意見＞

- ・地産地消の意識
- ・サブスクを積極的に活用し無駄な物品の消費を抑える
- ・生ゴミ乾燥器の導入

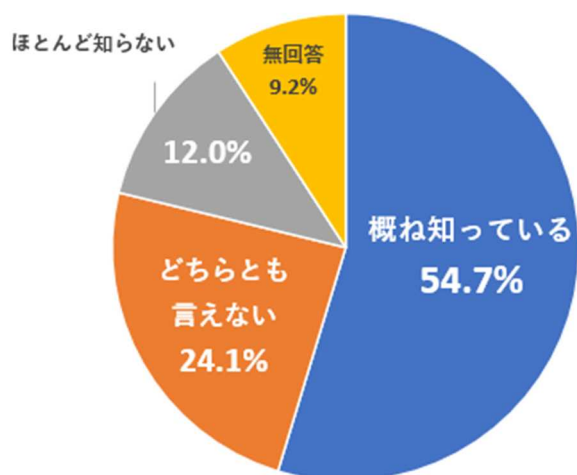
問7：地球温暖化に関する用語についてご自分が知っているものを教えてください（複数回答可）



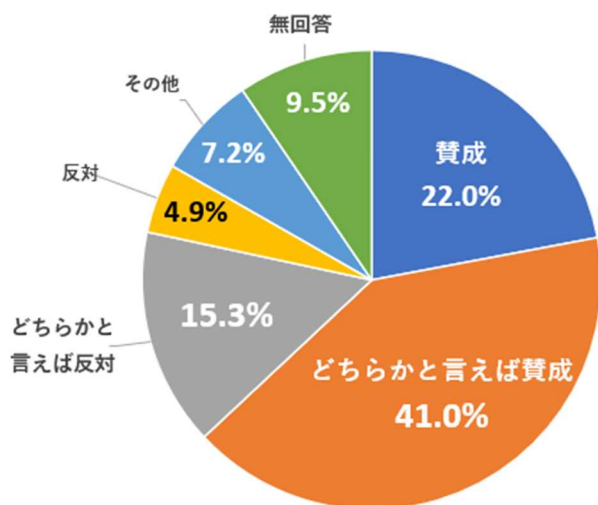
問 8：次の脱炭素計画の中から、あなたが町に行ってほしいと思うものを教えてください
(複数回答可)



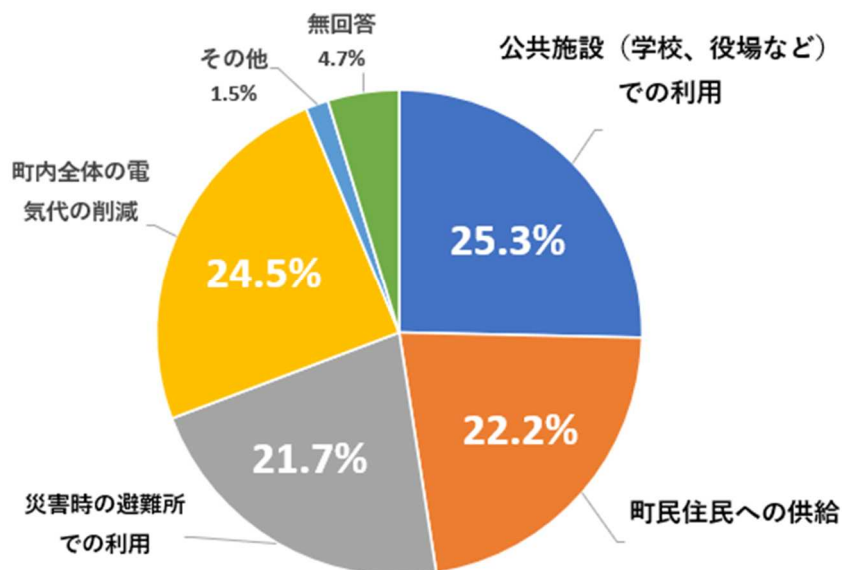
問 9：あなたは太陽光発電システムについて、どのようなものかご存じですか



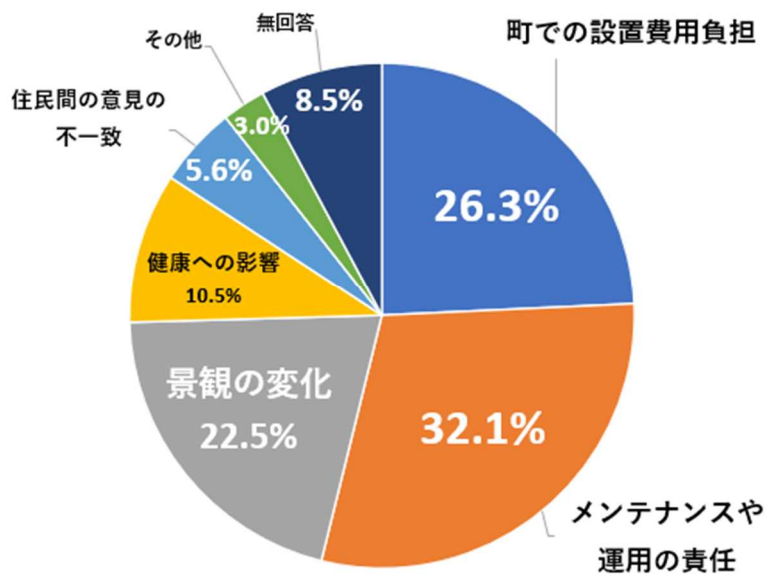
問 10：脱炭素計画の一環で、町内の建物の屋根や使用していない土地を利用して、太陽光発電システムを設置することについてどのように考えますか



問 1 1：設置した太陽光発電システムで発電した電力を、どのように活用することを期待しますか
(複数回答可)



問 1 2：脱炭素計画の一環で計画されている太陽光発電システムの設営で、懸念していることがあれば教えてください（複数回答可）



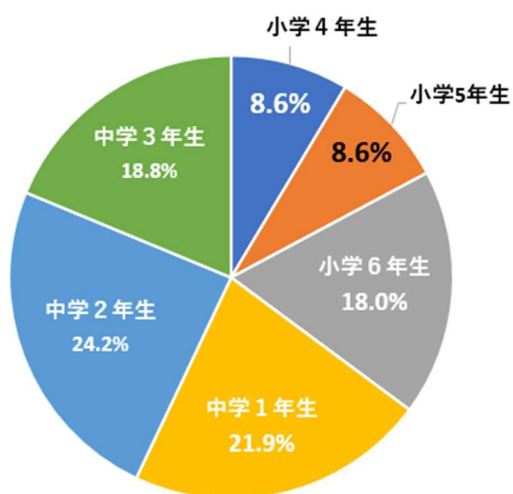
問13：磐梯町に太陽光発電システムを導入することに対してご意見やご提案があれば教えてください（自由記述）

<主なご意見>

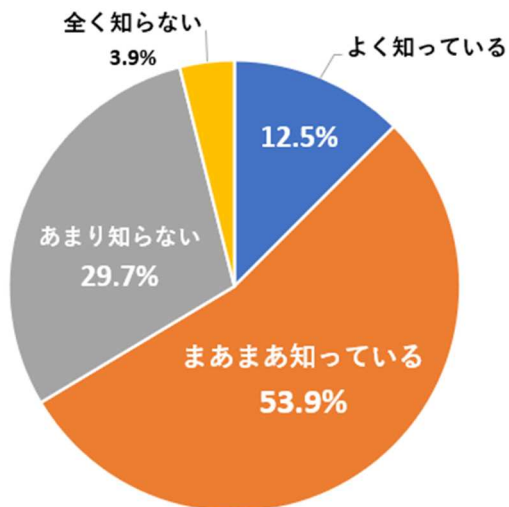
- ・ 太陽光発電には環境・景観に関して破壊の問題がある。磐梯町の景観は守りたい。太陽光でない方法を考えてほしい（風力もダメ。メンテナンス、景観問題あり）
- ・ 利用していない土地が荒れている状態。太陽光発電システムを導入することによって、景観への配慮や町内電気代も削減できるのであれば賛成。但し、町民への負担無しの場合。※小額でも負担ありの場合は賛成できない。
- ・ 住民の総意がなければ導入は控えるべきである。町民説明会の開催をすること。
- ・ 表面的に「ウケの良い施策」ではなく、町民が心から「孫や子達が暮らし続けたい…」と思える施策の一つとしての「太陽光発電…」であれば大賛成である。
- ・ 町内企業とも連携して、風力やバイオマス発電も含めてもっと大きな電力供給の町を目指したらどうか。
 - ・ ・ 遊休地がある日曹に高台へ風力発電設置地。
 - ・ ・ 町内のほとんどを占める山の木材で燃焼技術がある日曹でのバイオマス発電。
 - ・ ・ 布藤堰を利用した小水力発電、シグマの技術力も何かに生かせないか。
 - ・ ・ 太陽光で先行している会津電力株式会社の協力も得て検討する。
- ・ 設置コストを考えると「リース」という選択も良いのではないかと

③小・中学生向けアンケート結果

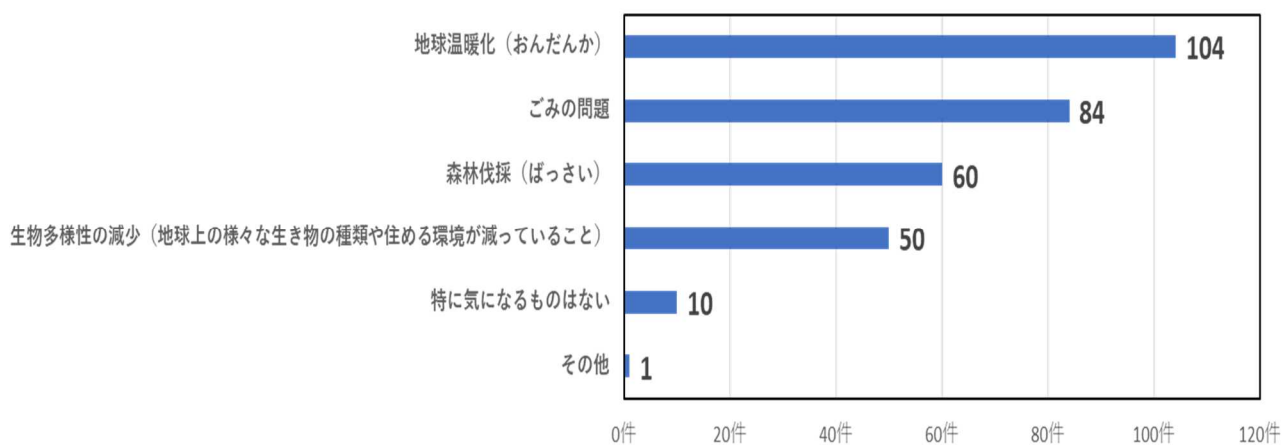
問1：現在の学年を教えてください



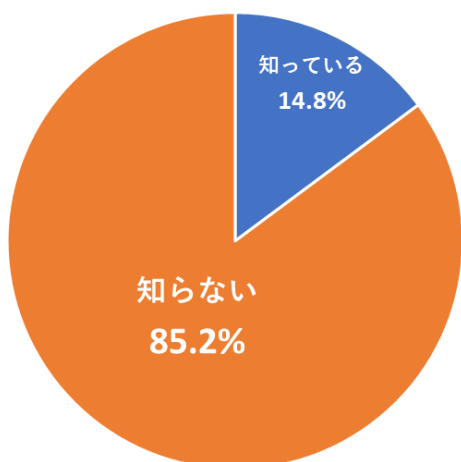
問2：環境問題についてどのくらい知っていますか



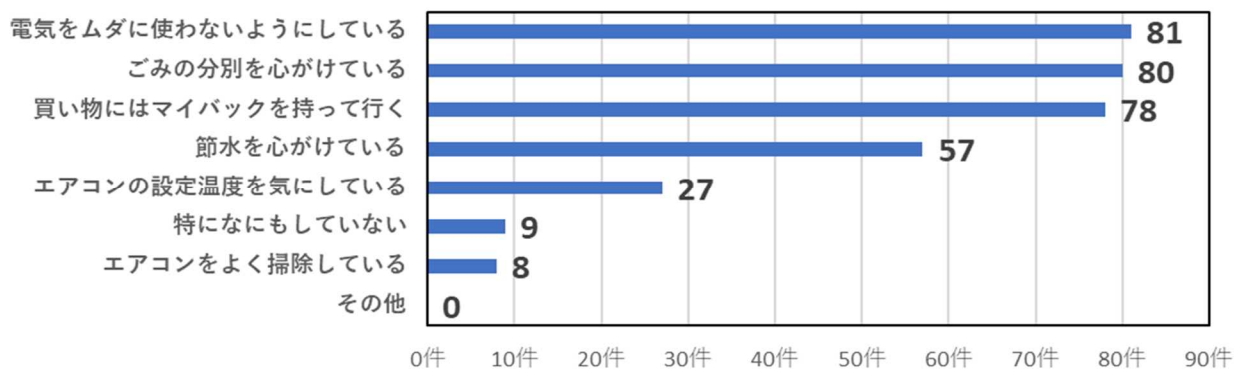
問3：環境問題の中で気になるものは何ですか（複数回答可）



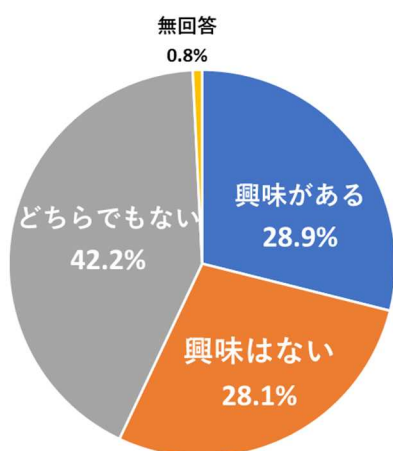
問4：磐梯町が「ゼロカーボン宣言」したことを知っていますか



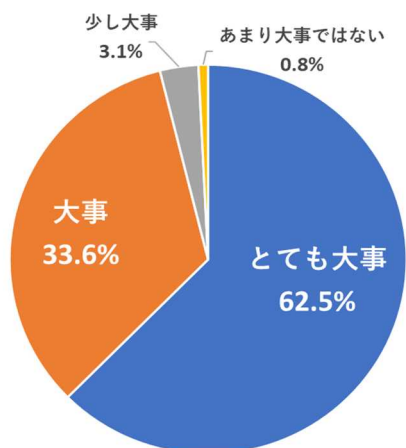
問５：環境問題への取り組みのためにどのような行動をしていますか（複数回答可）



問６：環境についての授業やイベントに興味はありますか



問７：環境問題に取り組むことは、磐梯町にとってどのくらい大事だと思いますか



問 8：環境を守るために、自分でできると思うことを教えてください。（自由に書いてください）

＜主なご意見＞

- ・節電、節水、ごみ分別
- ・マイバックの持参
- ・ごみ拾い
- ・環境問題をよく知る

問 9：磐梯町がもっと「環境にやさしい町」になるために、アイデアや提案があれば教えてください。（自由に書いてください）

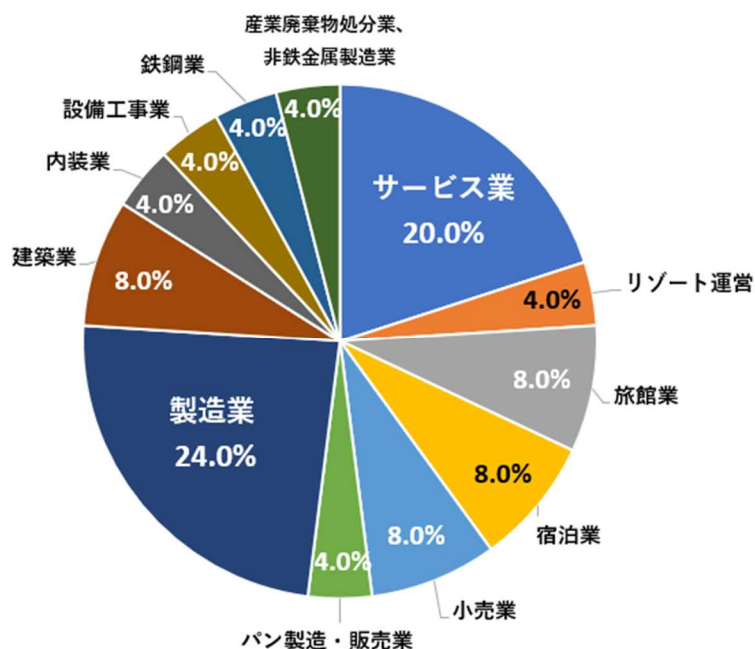
＜主なご意見＞

- ・植樹やごみ拾いなどのクリーン活動をする
- ・ごみの分別（今よりもっと細かくわかりやすく）
- ・バイオマス発電を増やす
- ・環境イベント開催
- ・節電

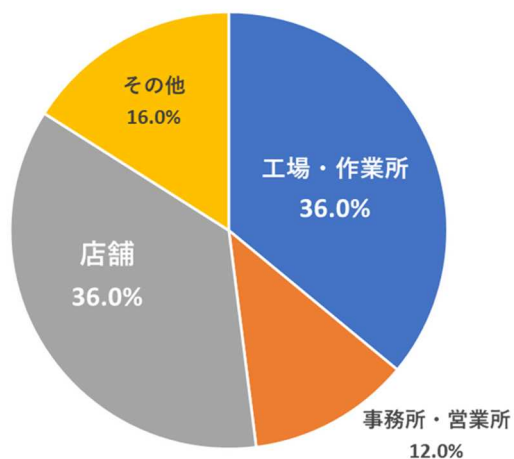
④事業者（企業）向けアンケート結果

※問 1 は企業・団体名を答えるもののため割愛

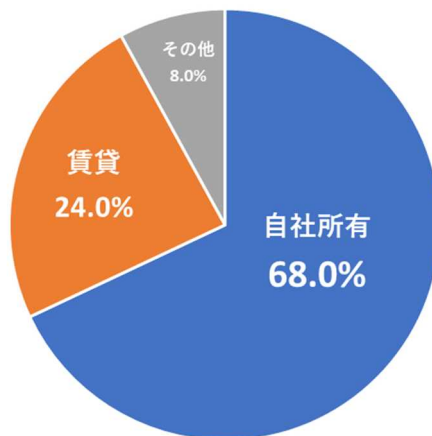
問 2：業種（例：製造業、サービス業、小売業等）



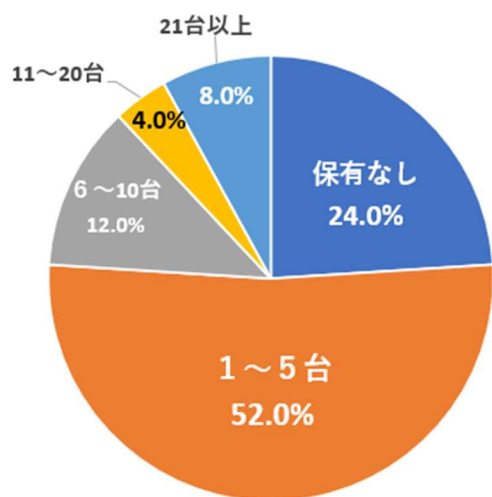
問3：事業所の形態



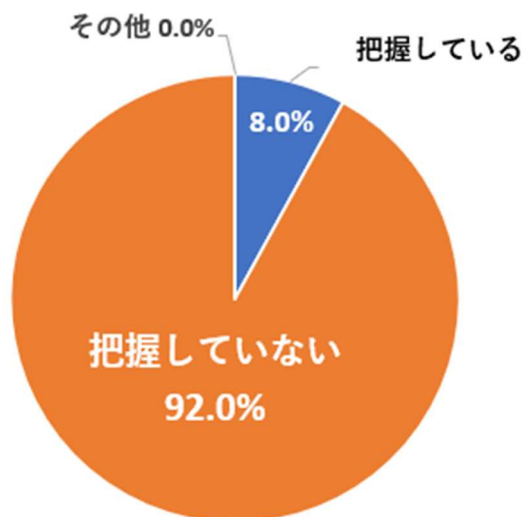
問4：入居の形態



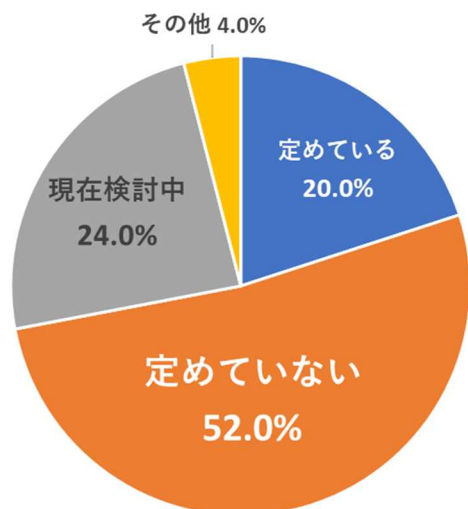
問5：業務用自動車の保有台数



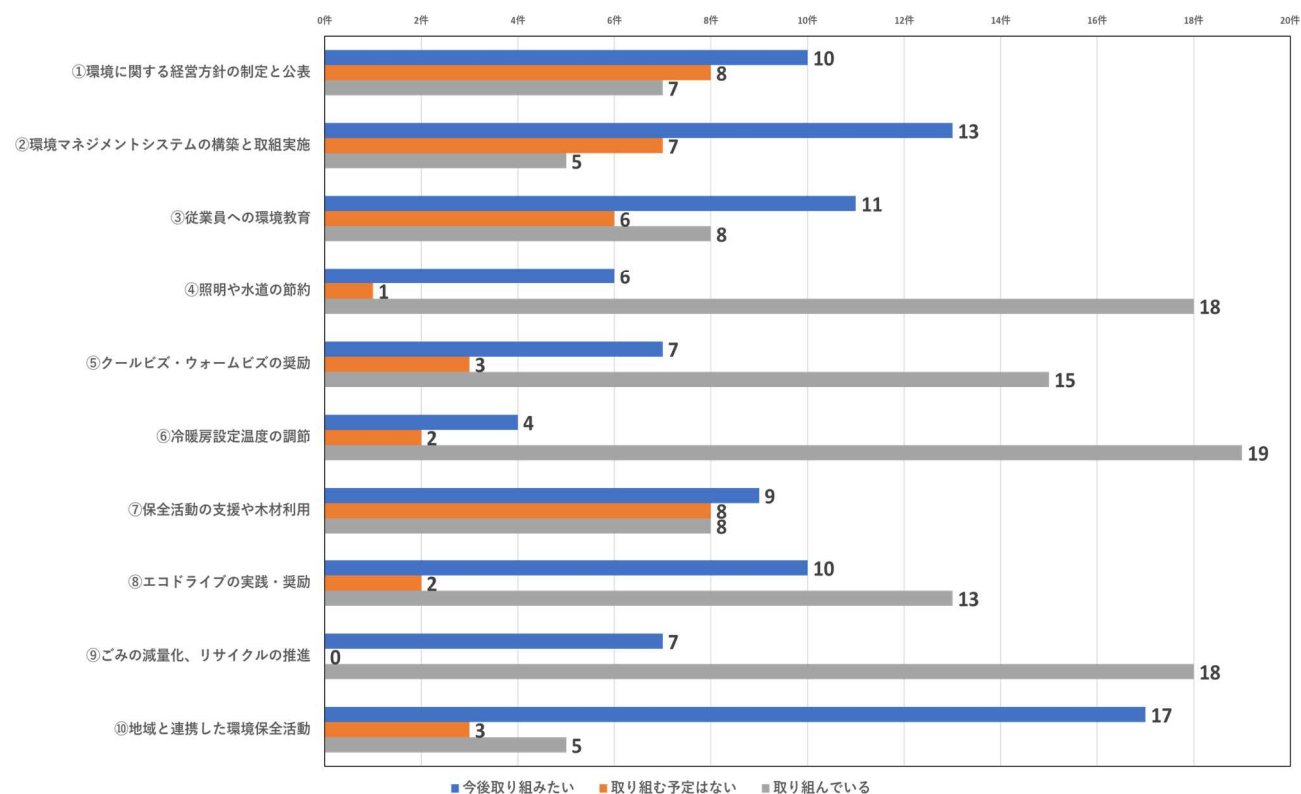
問6：事業所の温室効果ガス排出量の状況把握



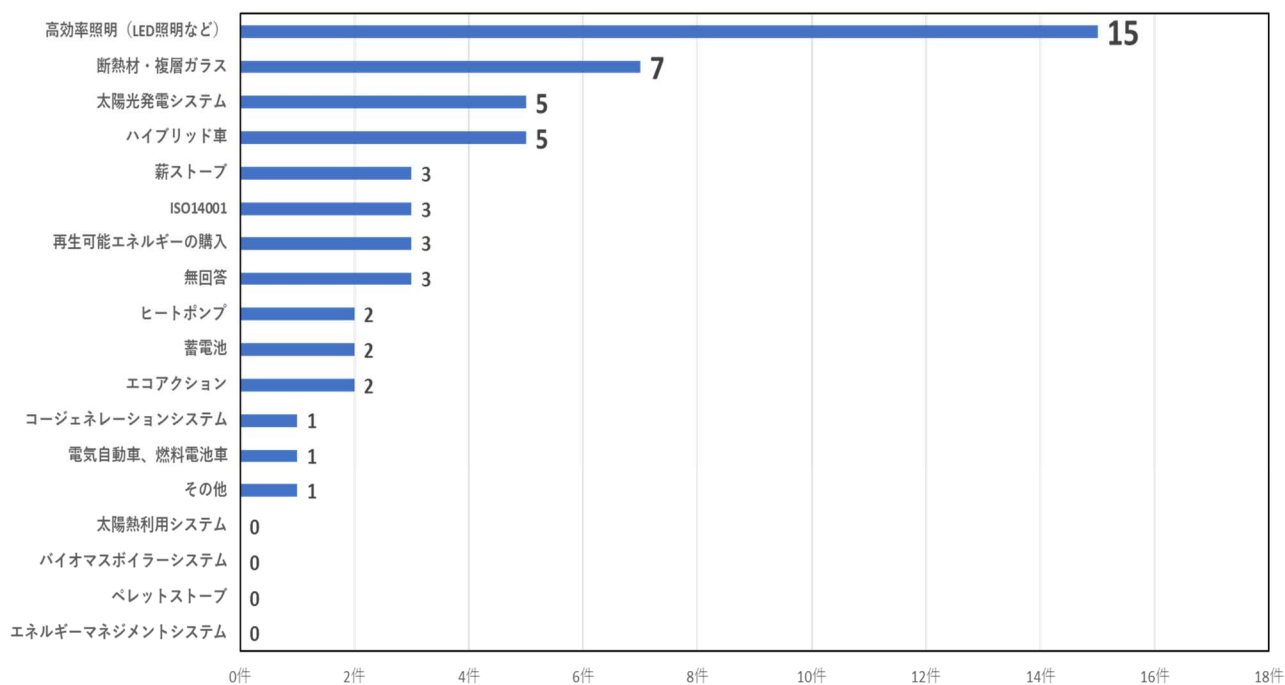
問7：温室効果ガス排出量の削減目標・方針の有無



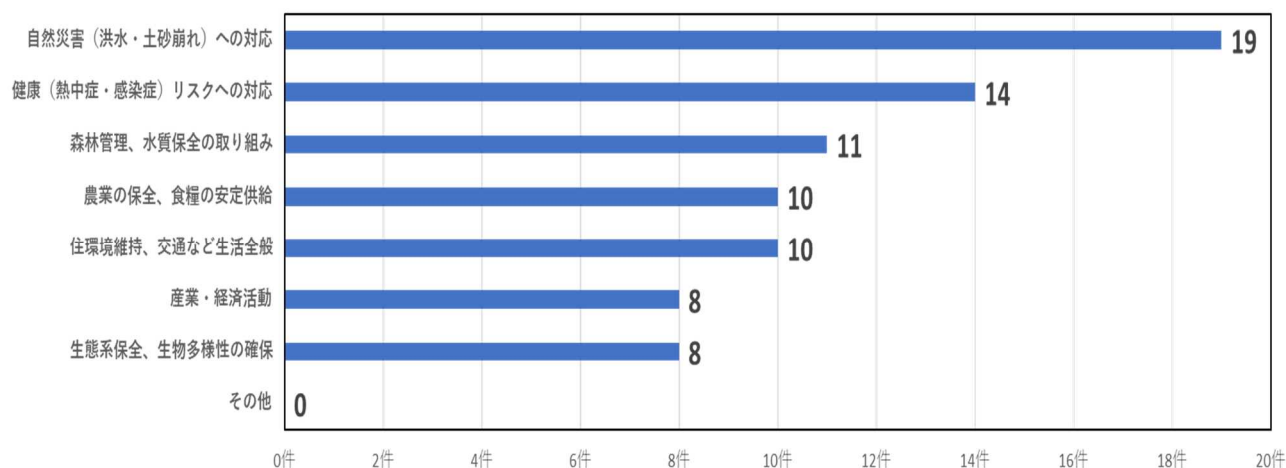
問 8：実施済みまたは今後実施予定の地球温暖化対策



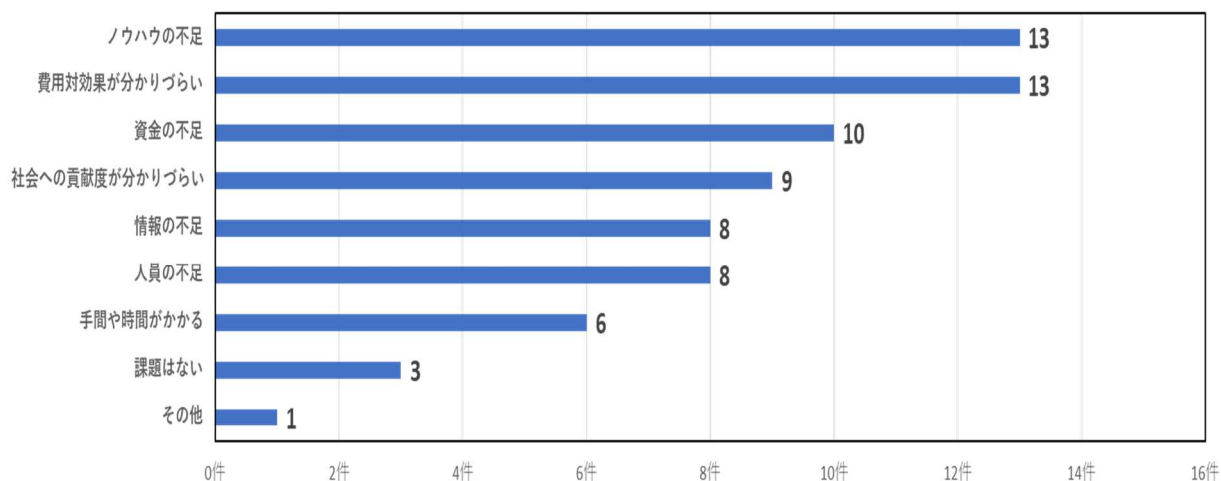
問 9：省エネルギー設備、システム等の導入状況（複数回答可）



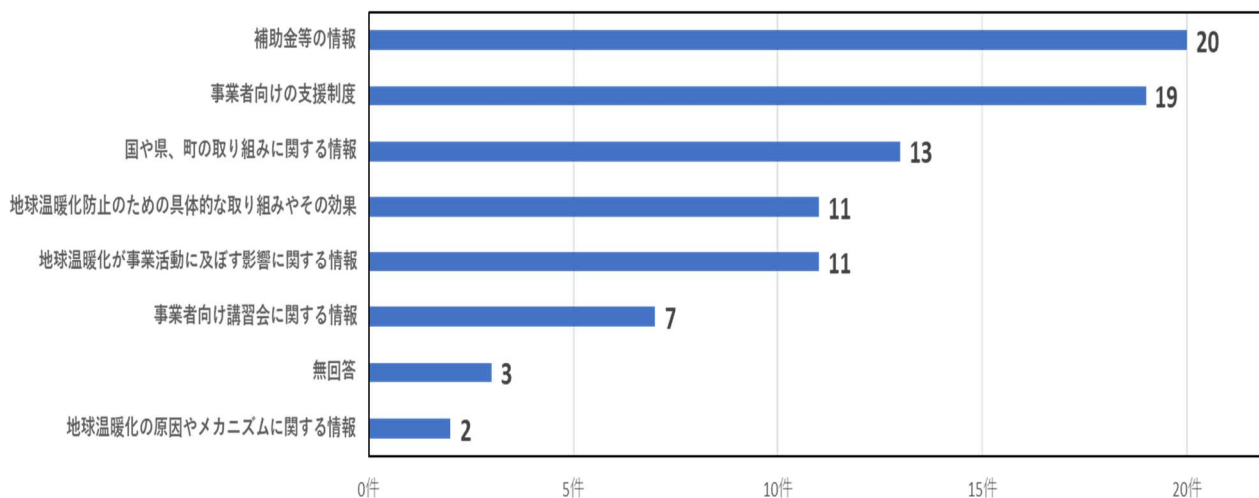
問 1 0：気候変動の影響への対応において、優先すべき分野（複数回答可）



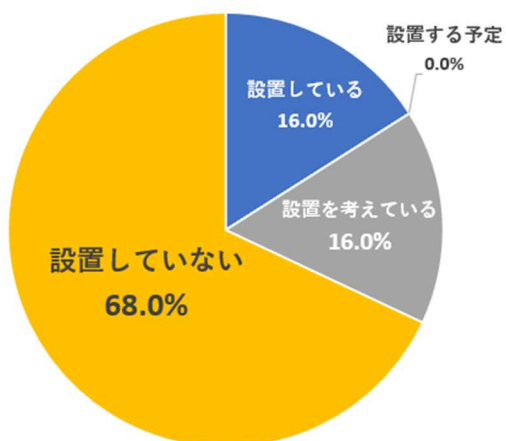
問 1 1：地球温暖化対策における課題（複数回答可）



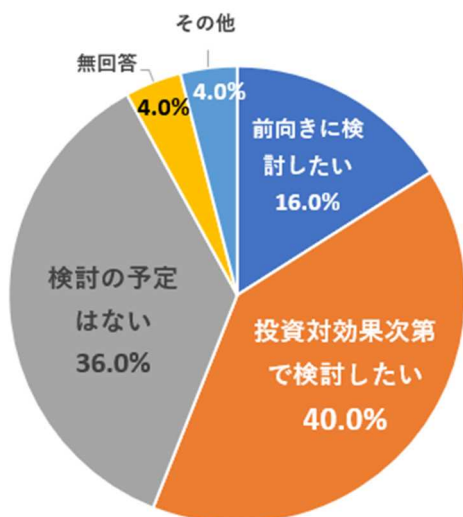
問 1 2：地球温暖化に関して知りたい情報（複数回答可）



問 1 3：事業所における太陽光発電システムの設置状況



問 1 4：町で補助金を活用した太陽光発電設置を主導する際、事業所への太陽光発電システムの設置についての考え方



問 1 5：磐梯町の脱炭素計画や太陽光発電システムについての質問・意見
(自由にご記入ください)

<主なご意見>

- ・ 景観、災害、銅線窃盗に対して十分な配慮がなされない限り、設置すべきで無い。
- ・ 太陽光パネル自体の有害物質が無ければ着手しやすいが、高濃度な物質があるため踏み切れない。壊れて漏れた場合水質汚濁防止法に関わるため慎重に考えたい。
- ・ 町の施設等（体育館、道の駅、交流館）の屋根に、太陽光パネルや蓄電池を設置することにより電気の自給自足が可能になるので、積極的に取り組むべき。
- ・ モデル地域になるなどエリアブランディングに取り組みたい。
- ・ 自然林を伐採したソーラーパネルの設置には矛盾を感じる。